

浅利属

嚴
秘

特高外事月報

昭和十一年四月分

内務省警保局保安課

③ 国立公文書館	
分類	警 察 庁
類	9
排架番号	4 E
	15 - 3
	500

500

凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要な關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特 高 關 係

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、政黨運動
- 一、勞働運動
- 一、農民運動
- 一、商工運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、宗教運動
- 一、其の他の運動
- 一、無政府主義運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、其の他

外 事 關 係

- 一、入國、居住、送還
- 一、社會運動の國際的連絡關係
- 一、情報其の他
- 一、外謀取締關係

特高關係

(運動狀況)

一、概説	一
二、共產主義運動の状況	四
三、日本労働者同盟の運動状況	四
四、日本無産階級同盟の運動状況	五
五、プロレタリア文化運動の状況	五
六、国家(農本)主義運動の状況	七
七、故渡邊教育總監暗殺機嫌事件	七
八、叛亂事件取調状況	九
九、相澤中佐公判状況(死刑)其の四	九
一〇、統天熟一派の不逞計書事件公判	二五
一一、朝鮮統治改革神風隊事件判決	二六
一二、三六俱樂部の動靜	二七
一三、同志社大學教授罷免問題	二九
一四、國家主義團體の職權統一運動	三〇
一五、政黨運動の状況	三三
一六、新日本國民同盟の情勢	三三
一七、大日本國家社會黨の動靜	三五
一八、愛國政治同盟の情勢	三七

一、大日本生産黨の情勢	三八
二、立憲正會の情勢	四一
三、社會大衆黨の情勢	四二
四、労働運動の状況	四八
五、メーデー禁止に對する各労働團體の反對策動とメーデー排撃運動状況	四八
六、愛國労働祭の状況	五五
七、愛國労働組合全國懇話會結成等の状況	五七
八、各労働團體の議會對策	六一
九、日本労働組合會議の動靜	六三
一〇、労働協同會の動靜	六五
一一、全日本労働總同盟の労働政策要請運動状況	六七
一二、東京瓦斯工組合結成状況	六八
一三、農民運動の状況	六九
一四、全國農民組合の情勢	六九
一五、皇國農民聯盟外三團體の愛國派農民職權統一提唱	七三
一六、新潟縣下に於ける中堅地主の農村問題談話會結成	七六
一七、小作紛争議其他農村問題に關する警察對策の概況	七七
一八、産業組合關係團體の運動状況	九二

六、雪害救済運動	九三
七、商工運動の状況	九八
八、商工團體の米穀自治管理法案反對運動	九八
九、商權擁護の運動	一〇〇
一〇、水平運動の状況	一〇一
一一、全國水平社の運動状況	一〇一
一二、朝鮮人の運動状況	一〇四
一三、勞務大阪支部に於ける朝鮮人の活動状況	一〇四
一四、海外不逞鮮人と連絡ある朝鮮人の檢舉	一〇四
一五、朝鮮人子弟の教育機關の創設並之が指導取締状況	一〇六
一六、財團法人大阪府協和會の活動状況	一〇八
一七、在支不逞鮮人の近況(其の二)	一〇九
一八、朝鮮人の内地出入状況	一一四
一九、宗教運動の状況	一一四
二〇、大本教の治安維持法違反並不敬事件(其の三)	一一五

二、天津救不敬事件の檢舉概況	一一一
三、神政龍神會の檢舉概況	一二九
四、特高關係主要機關紙發行状況	一三三
五、運動日誌	一三四
六、(研究資料)	一三九
七、國家(農本)主義運動	一三九
八、叛亂事件の梗概に就て(地方長官會議に於ける戒嚴司令部員の口述要旨)	一三九
九、不逞事件に關する口演(國防婦人會に對する軍の口演要旨)	一四〇
一〇、政黨運動	一四八
一一、維新黨に對する大日本國家社會黨の要請並態度	一四八
一二、社會大衆黨調査部資料	一五五
一三、重要産業國營案要綱(資料第一號)	一五五
一四、農村關係政府案に對する見解(資料第二號)	一六二

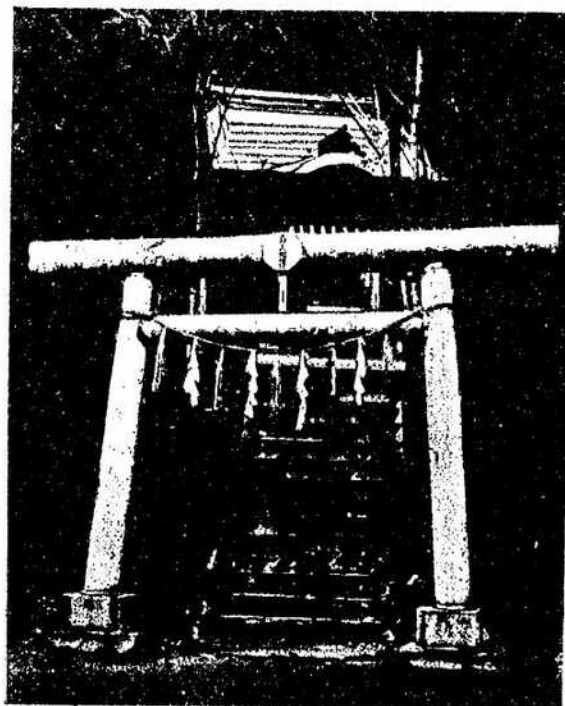
外事關係

一、概説	一六七
二、入國、居住、送還關係	一六八
三、中國人(滿洲國人)入國禁止調	一六八
四、中國人(滿洲國人)送還調	一六八
五、外護取締關係	一七一
六、在神戶英國領事館のアンチモニー鑑査調査	一七一
七、帝都叛亂事變に際する外國諜報機關の活動並其の取	一七二

一、締結狀況(其の二)	一七二
二、國情調査容疑照會調	一七三
三、社會運動の國際的連絡關係	一七四
四、北米方面よりの邦文左翼出版物に依る宣傳	一七四
五、情報其の他	一七五
六、ソ聯邦汽船の不開港寄港事件	一七五
七、上海、浦鹽間定期航路の増船計畫	一七六

眞寫係關件事敬不教津天
(照參頂の動運教宗)

皇祖皇太神宮(天神人祖一神宮)神殿の全景



「御神寶」神籠立瓶十九個の内仁杵帝(瓊々杵尊)
御親作と稱するもの、瓶面に彫刻あるは神代文字なり

眞寢係關件事敬不教津天
(照參頭の勅運教宗)

皇祖皇太神宮(天神人祖一神宮)神殿の全景

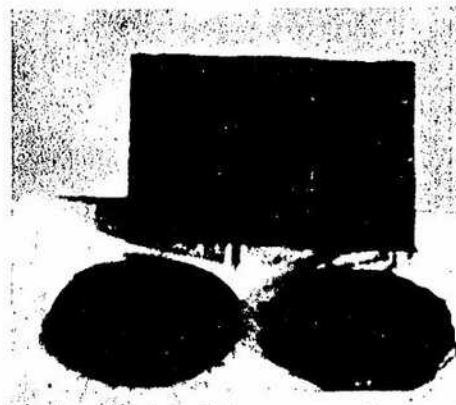


「御神寶」樽籠立瓶十九個の内仁作帝(瓊々杵尊)
御親作と稱するもの、瓶面に彫刻あるは神代文字なり

「御神寶」神日本魂劔と稱せしもの二振（長サ四尺三寸青銅製）及天叢雲劔と稱せし小劔一振（向つて左端）



「御神寶」八咫鏡と稱せしもの二面（經八寸、厚八分青銅製）



「御神寶」曲玉と稱せしもの一連



特 高 關 係

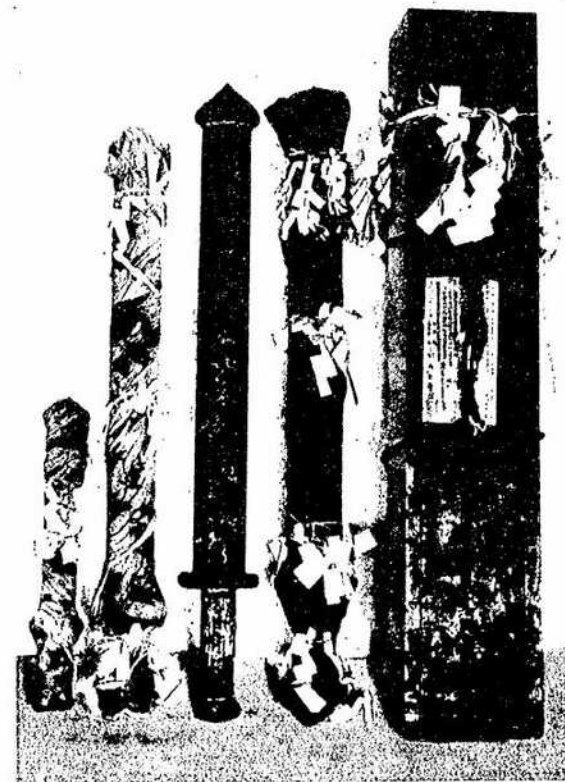
運動狀況

概 説

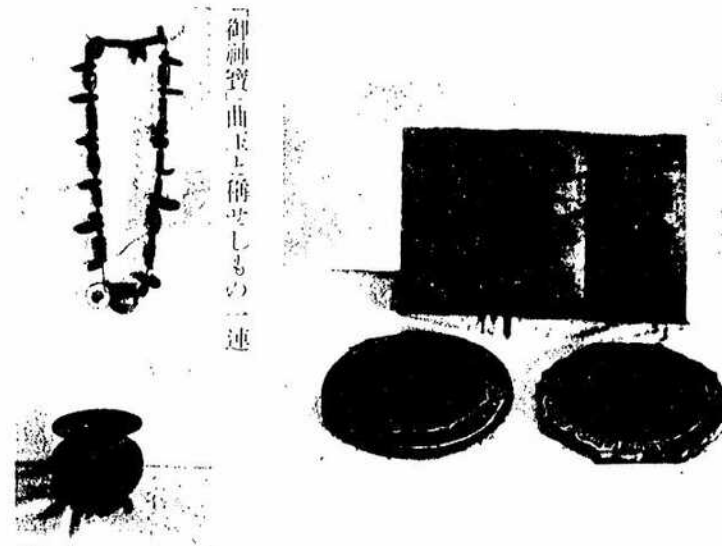
叛亂事件公判は四月二十八日より代々木練兵場に新設せられたる東京軍法會議法廷に於て非公開の儘審理中にあるが、一般的には新聞記事すら差止められあるを以て一部に於て流言的言辭を弄するものあるの外は、表面特異の動搖を認められざるのみならず、軍警警察當局の積極的善後措置により漸次事件認識の正常化を見つゝあり。

而して右翼團體の一般的動向は叛亂事件を契機として運動自體の再吟味、陣營の再整備と局面打開の爲に全戦線統一の氣運愈々濃厚となりつゝあり。既に東京に於ける二月會、關西に於ける八月會を中心とする戦線統一運動の抬頭しつゝあるの外、勞働運動の分野にありては四月十九日愛國勞働組合全國懇話會結成するあり、農民運動の戦線にありても愛國青年俱樂部幹部今里勝雄及在阪皇國農民同盟吉田賢一等により夫々統一運動工作進捗中であり、一面に於て一部急進分子中には事件の動機行動共に是認せんとする者、或は當局の被害等に對して採れる措置に關し深刻なる不滿を藏する者無きにあらざる等は戒嚴令下なるの故を以て聲を潜めつゝありと雖も今後の策動に對しては相當注意を要すべき情勢にあり。之に反し全國水平社中心分子の如きは叛亂事件は軍部の軍政府樹立の陰謀に外ならず此のファツシヨ的横暴に對し民衆の爲め斷乎闘争せざるべからずとの意を表明するあり、一方共產主義一派にありては事件後の客觀的情勢は有利に展開しつゝありとなし漸次運動

「御神寶」神日本連劍と稱せしもの二振（長さ四尺三寸青銅製）及
天叢雲劍と稱せし小劍一振（向つて左端）



「御神寶」八咫鏡と稱せしもの二面
（經八寸、厚八分青銅製）



特 高 關 係

運動狀況

概 説

叛亂事件公刊は四月二十八日より代々木練兵場の新設せられたる東京軍法會議法廷に於て非公開の儘審理中にあるが、一般的には新聞記事すら差止められざるを以て一部に於て流言的言辭を弄するものあるの外は、表面特異の動搖を認められざるのみならず、軍警警察當局の積極的善後措置により漸次事件認識の正常化を見つゝあり。

而して右翼團體の一般的動向は叛亂事件を契機として運動自體の再吟味、陣營の再整備と局面打開の爲に全戦線統一の氣運愈々濃厚となりつゝあり。既に東京に於ける二月會、關西に於ける八月會を中心とする戦線統一運動の抬頭しつゝあるの外、勞働運動の分野にありては四月十九日愛國勞働組合全國懇話會結成するあり、農民運動の戦線にありても愛國青年俱樂部幹部今里勝雄及在阪皇國農民同盟吉田賢一等により夫々統一運動工作進捗中であり、一面に於て一部急進分子中には事件の動機行動共に足認せんとする者、或は當局の被害等に對して採れる措置に關し深刻なる不滿を藏する者無きにあらず之等は戒嚴令下なるの故を以て聲を潜めつゝありと雖も今後の策動に對しては相當注意を要すべき情勢にあり。之に反し全國水平社中心分子の如きは叛亂事件は軍部の軍政府樹立の陰謀に外ならず此のファッショ的横暴に對し民衆の爲め斷乎闘争せざるべからずとの意を表明するあり、一方共產主義一派にありては事件後の客觀的情勢は有利に展開しつゝありとなし漸次運動

を具体化せしめんとする傾向ありて、既に黨の組織も一部結成せられたるものゝ如く關西地方委員會は印刷物を全國に配布せる事實あり。其他勞農救援會、無産者醫療同盟、プロレタリア文化團體等の外廓團體も合法場面に於て夫々運動を進展せしめつゝある等決して樂觀を許さざる狀況にあり。

社會大衆黨、全國農民組合、全國水平社、全國農村產業組合協會、帝國農會、日本中央蠶絲會、全國養蠶業組合聯合會、米穀商組合聯合會、肥料商團體聯合會、日本實業組合聯合會等には、専ら其の活動を第六十九回特別議會對策に集中したる觀あるも時恰も戒嚴令下にありて大衆的陳情請願運動等は阻止せられ居るため、各派共自派選出代議士又は自派に好意を有する貴衆兩院議員を通じて政府の諸政策を批判暴露せしめんと策し、或は許されたる範圍内に於ける陳情請願によつて其要望する處を可及的に實現せしめんと努め居るに止まれり。

而して本月中に於ける社會運動關係事象の主なるものを摘記すれば、次の如し。

相澤中佐に對する更新公判は四月二十一日より第一師團軍法會議に於て公開禁止により續行せらるゝことゝなり判士長内藤少將以下判士楯名、畠山兩大佐、木村、若松兩中佐、杉原法務官、島田檢察官及辯護人角岡良菅原祐の兩名關與の下に審理を進められ、四月二十五日の公判に於て檢察官より「死刑」の求刑ありたり。然れ共本公判は四月十八日附を以て陸軍省發表以外は新聞記事の掲載差止められ居るため一般には未だ公判の開延をも知らず従つて社會的波動の認むべきものなし。

政黨方面にありては社大黨は四月二十七日豫て開催豫定なりし臨時黨大會に代る中央執行委員會を開催し、本年度の運動方針、特別議會對策、廣田内閣に對する態度等を提案し説明討論省略にて承認を得其後代議士會を設置して議會對策に専念し、又大日本生産黨は臺灣總督武官制實現に關し四月十四日首相、陸海相、拓相宛進言書を提出する等の事ありたり。

勞働運動の分野に於ては四月三日神武天皇祭を卜し舉行し來れる愛國勞働祭は時局による屋外多衆運動禁止により各地共示威運動は取り止め産業慰靈祭、神社參拜、講演會等を舉行したるが、例年五月一日を期して舉行し來れるメーデー示威運動に對しては一部愛國團體に於て當局の措置に贊して將來永久禁止の建白書を提出するものありたる外社會民主主義系各勞働團體に於ては三月下旬より禁止反對運動を開始しつゝあり時日の切迫すると共に各方面に於て頻繁に抗議陳情等を行ひたるも夫々警察當局の説得諭旨により概ね之を諒とするに至れり。

全國農民組合は最近の客觀的情勢に鑑み社會大衆黨との協力強化、勞農協議會よりの事實的脱退等により社會情勢に對應する實踐運動に進進せんとする動向を示し、眞に組合の政治的態度竝に政黨加入等に關する内示を發し四月二十九日には勞農協議會に對し組合選出の各種委員辭任の通知を發したり。

全國水平社は埼玉縣川越市に於て第十四回全國大會を開催せんとしたるも埼玉縣當局の諭旨により「差別撤廢關東地方部落代表者懇談會」と變更して四月二十四日開催し、差別撤廢運動に關する方針を協議せり。

大本教事件の檢學は四月に入りて各地の檢學も漸く具體化し月末迄には全國を通じて王仁三郎以下五二七名の多數に達し、既に起訴せられたるもの二十八名、不退目的の認識なしと認め嚴重戒告の上釋放せられたるもの二四〇名にして引續き身柄檢束取調中のものは猶二五九名あり。又四月末日迄に綾部、龜岡の兩本部始め地方別院分院等の建物碑石に破却を命じたるもの四四棟碑石二七基(除綾部龜岡兩本部)に達するが之等は何れも王仁三郎其の他の受命者に於て受諾し代執行等の問題なく破却準備手續を完了し夫々破却に著手し此の外當局の懇諭により命令を俟つことなく所有者又は管理人に於て自發的に撤却に著手し四月中に完了したるもの建物九棟碑石十一基ありて司法、行政兩處分共極めて順調に進捗しつゝあり。

終に朝鮮人運動にありては最近活動漸く活潑となりたる勞救大阪支部構成員は大半朝鮮人なるを以て相當注意の要あるべ

共産主義運動の状況

く、又海外不逞分子の策動は帝都叛亂事件後の國內の動搖並に日滿對蘇聯及外蒙間の國際關係緊迫化等の内外諸情勢に刺戟せられて益々活潑となりつゝある模様なるを以て、之等不逞輩の暴舉並に潜入の防止に就ては在上海當局と緊密なる連絡の下に嚴重警戒を要する所なり。

共産主義運動の状況

一、日本勞農救援會の運動状況

(一) 大阪支部の活動状況

勞救大阪支部にありては、階戸義雄、小倉温自其他首腦部檢舉後に於ける組織整備の爲、四月三日午後一時より支部事務所に於て班代表者會議を開催し同六時三十分散會せるが主なる協議事項左の如し。

記

(1) 支部活動方針確立の件

一般活動方針草案に基き、各無産團體と提携を密にし、黨派的偏向を克服し超黨派的原則に立脚し、勞救活動を積極的に展開し、本來の使命と任務を遂行すべき事を協議決定す。

(2) 常任委員改選並専門部決定

從來の失業對策部を廢止し之を救慰部に統轄せしめ、且つ法律相談部と借家部を併合せしめ速見、横井等の證衡委員に依り常任並専門部を左の通り決定せり。

書記局		速見 泰明、横井 洋一	
常任委員			
組織宣傳部長	辛 光	教育出版部長	西村 三郎
財政部長	玉 文	法律借家部長	光山 傳
醫務部長	國 松	調査部長	趙 金
婦人部長	趙 金	救慰部長	趙 昌
救慰部長	趙 昌	婦人部長	趙 昌

二、日本無産者醫療同盟の運動状況

(一) 醫同南部診療所の活動状況

新潟縣下日本無産者醫療同盟に在りては創立當初より急進、穩健の兩派對立し内訌を續けつゝありしが、急進分子たる淺井權之十、和泉清市等は、穩健派に屬する醫師久保田隆並看護婦見習本間清を解雇し、葛塚診療所醫師酒井澄を就任せしむべく暗躍中なるを感知せる久保田醫師は、爾來南部診療所に止まるを快しとせず自ら進んで辭意を洩し居たるが遂に四月一日辭任し、同時に酒井醫師の正式著任を見たり。

而して本同盟は中浦原郡川東村大字島下に出張診療所を設置し五月下旬頃より開診すべく著々準備中なるが、醫師の手不足を感じ適任者を物色中、偶、本田醫療組合醫師米澤進が同組合幹部との圓滑を缺き事毎に軋轢を生じ居るを幸に、同人を南部診療所醫師に招聘すべく交渉の結果米澤醫師は之を諒とし四月二十日正式に赴任せり。

三、プロレタリア文化運動の状況

(一) 獨立作家クラブの状況

本俱樂部は昭和十年十二月二十五日林房雄提唱の下に、舊ナルプ員、舊勞藝派員等の所謂左翼分子に依りて「プロレタリア作家の親睦機關」の名の下に結成せられたるものなるが、當時より林房雄、江口渙、青野季吉一派、村山知義一派、葉山嘉樹、徳永直一派等の意見必ずしも一致せざりし處、最近に至り、本俱樂部に自由主義的作家を加せしむべきか、或はプロレタリア作家のみに限定すべきかに關して意見を異にし内紛を生じつゝあり。而して江口渙、中野重治、徳永直等は自由主義的作家をも加入せしむべしと主張し、之に反し林房雄、平林たい子、島木健作等はプロレタリア作家のみの團體たらしめんと主張しつゝあり。本問題の解決により本俱樂部の本質も自ら決定せらるゝに至るべし。

(二) 江東讀書俱樂部の運動状況

共産主義運動の状況

本俱樂部は昭和八年十月、笹野徳三郎が、本所區横川橋四ノ七、帝大セツツルメント内に、

共產主義運動の状況

六

個人的經營を以て、讀書俱樂部を経営し、本所、深川、向島方面の勤勞者を會員とし、主として左翼的書籍雜誌の回讀をなし來りたるものなるが、その後帝大セツルメントと感情的疎隔を來したる爲、昭和十年十月向島區五福町東一の一五に移轉して引續き經營をなしつゝありて、目下その會員は二一〇名（職工一〇五、商人三五、俸給生活者七〇）を算するの状況なり。

而して右經營者佐野徳三郎は當初に於ては必ずしも階級意識濃厚とは認められざりしも、その會員及交遊者中に容疑人物多き關係上、漸次階級意識濃厚となり、從つて又本俱樂部も漸次プロレタリア文學の啓蒙と左翼分子の糾合を目的としつゝあるの状況なり。殊に最近右佐野徳三郎及後述の江東俱樂部責任者深田一三、雜誌「文藝街」發行責任者松尾洋、江東俱樂部常任書記（松尾洋内妻）今井イセ等を俱樂部役員とし、又「文藝街」を俱樂部機關紙として團體的整備をなすの外、時々會員を會合せしめ、或は文書の頒布等をなし居るが其の活動容疑の點あるを以て嚴重注意警戒を要するものあり。

(三) 江東俱樂部 本俱樂部は昭和十年十一月一日、東京市向島區東一の一五番地佐野徳三郎方（江東讀書俱樂部責任者）に於て、深田一三責任者となり、組織せるものなるが、現在棋盤一、將棋盤二、ビンボン臺一、ラデオ一を備付け毎日十數名の來遊者あり。本會の表面的目的は「一般勤勞者の慰安と親睦を目的とす」るものなるも、前述の江東讀書俱樂部とは姉妹團體の關係にあるのみならず、最近に於ては左翼分子の聯絡場所たるやの疑あるを以て、注意中なり。

(四) 關西作家クラブの結成 昨年末以來、關西地方の進歩的個人雜誌グループの横斷機關として「關西作家クラブ」の結成運動行はれつゝありたるが、本年三月二十一日その結成を見るに至れり。

而してその目的に關しては「その主義主張を問はず關西在住の同人雜誌同人及一般作家（小説、詩、評論、短歌、俳句）の親睦と發展を目的とす」と稱し居れり。然れどもその組織は在阪進歩的同人雜誌關係者の大半を擁し、（總數六十三名）相當

要注意人物介在し居る状況なるを以て注意を要するものとす、因に本俱樂部の委員氏名次の如し。

委員 家崎徳男 大藏宏之 上村猷男 小寺正三 福山浩
直鍋勝見 三谷秀治 渡邊一郎 高島英雄

國家（農本）主義運動の状況

一、故渡邊教育總監暗殺豫備事件

警視廳に於ては本年一月二十四日渡邊教育總監襲撃の聞込ありたるにより直ちに本所區東駒形町香具師屋辰太郎及同人の乾分數名を検挙取調を爲したるが、果然同人等は渡邊總監暗殺の爲暗躍しつゝありし事明瞭となり、事件は殺人豫備罪として三月四日東京刑事地方裁判所検事局に送致せられ、四月二十一日起訴保留處分に附せられたり。本事件は過去に於ける右翼分子の不穩事件と著しく形態を異にし實踐行動を擔當するものは全然特高視線外に置かれたるものにして、不穩的計劃の益々複雑化を想はしむるものありて愈、視野の擴大を要するものありと認めらる。

(一) 被疑者氏名

本	籍	住	所	職業	氏名	年齢
佐賀縣佐賀郡久保田村大字徳萬百三十一番地	神奈川縣橘樹郡生田村大作二八四四	無職	江口佐八	四六		
平民戸主惣吉次男						

國家（農本）主義運動の状況

七

福島縣南會津郡檜澤村字高野番地不詳	東京市本所區東駒形町四ノ一〇ノ三號	露店商	星 辰太郎	三五
福島縣石城郡平町二ノ一〇	同右星辰太郎方	同右	石川 次郎	二六
北海道旭川市五條通り十六丁目左十號	同右	同右	菊地 芳之	三一
栃木縣塩谷郡泉村長井一	同右	同右	小川 藤一	二二

(二) 江口の策動

中心人物江口佐八は大正二年四月頃より古賀康造の許に書生として寄寓したる事ありて今日に於ても
 同人の指導援助を受けつゝ所謂政治浪人として眞崎大將、鈴木政友會總裁等に入出しつゝあるものなり。客年春頃より所
 謂機關説反對運動の擡頭するや同人は密かに其動向を憂慮しつゝありしが、偶、同年十一月頃會津皇道維新會發行のパンフ
 レットを入手し其内容に渡邊教育總監は機關説擁護者なる旨記載あるや同總監の暗殺を決意するに至りたるも、自ら之が表
 面に立つは面白からずとて豫て淺草中州屋親分廣野亀太郎の弟分丸越豐藏の紹介によりて面識を得たる星辰太郎をして決行
 せしむる事となりたり。斯くて同年十二月二十四日頃星を其の自宅に訪問して、右會津皇道維新會のパンフレットを示し「君
 の所の若い者に命じて渡邊總監の撲り込みをやらして呉れ後は自分が面倒見るから」と依頼し星は之を快諾したり。

(三) 決行準備と其中止

星は右江口の依頼によりて本年一月四、五日頃並下馬目次郎、小川藤一の兩名に對して決意を求
 め之を江口に報告したるに、江口は渡邊總監の偵察を提議し同月九日江口、星、馬目、小川の四名連れ立ちて杉並區上狹
 窪町の渡邊總監邸に赴き其周圍を詳細に偵察する所ありたるが、其後小川は入營期日切迫の爲穴戸を以て同人と交替せしむ
 る事となり、同月十一日には江口、星の兩名は馬目、穴戸の兩名を招致して江口より左の如く詳細なる説明を爲すと共に煽

動を試み決行期日は一月十四日と決定したり。

一、事情は星親分から間知せるならんも國家の爲奮起せよ。

二、穴戸は學識もある故全責任を以て之に備れ。

三、報酬等は汚くなるから問題としないが後の面倒は見る。

四、日本刀を以て暴れ込み先づパンフレットを示して辭職を勧告し「これが國民の聲です」と強要すべし。

五、相手は必ず拳銃位で應戦すべきも、決して卑怯な眞似をすべからず。

六、逮捕せらるゝもパンフレットを根據とせる旨を申立て決して親分及自分(江口)の名を口外すべからず。

七、萬一成功すればテキ屋全體の名譽となり社會人の香具師を見る目も變るべし。

八、殴り込みは朝にせよ然らざれば營業が營業なる故強盜と間違へらるゝ虞あり。

然るに星は之が資金調達の爲乾分數名と共に茨城縣下に赴き、路上に於て不正行爲を爲しつゝありし廉により檢束されたる爲目的を遂ぐるに至らず同日二十日釋放さるゝや同月二十二日江口と再度謀議して一週間以内に決行すべく準備中を檢舉せられたるものなり。

二、叛亂事件審理狀況 (其の一)

(一) 公判狀況

叛亂事件に對する東京軍法會議公判は代々木練兵場に新設せられたる公判廷に於て一部四月二十八日より開延せられたるが、該公判は軍法會議法第四一七條により非公開の儘進行中にして、其構成は目下の處左記の如く五班に分ちて審理されつゝある模様にて兵站に民間人物に對する審理は未だ着手され居らず。

國家(農本)主義運動の状況

(1) 一號法廷第一班

判士長 騎兵大佐 石本 寅三(陸軍省)判士四名
 法務官 藤井 喜一(近衛師團) 檢察官 竹澤 卯一(近衛師團)
 被告 二十三名

所	身	氏	年	所	身	氏	年
分	名	齡	分	名	齡	分	齡
元歩兵第一旅司令	元歩兵大尉	香田 清貞	三四	元歩兵第三聯隊	元歩兵少尉	麥屋 清濟	二七
元歩兵第三聯隊	同	安藤 輝三	三三	同	同	常盤 稔	二三
元砲橋教授	元歩兵中尉	竹島 繼夫	三〇	元歩兵第一聯隊	同	林 八郎	二三
同	同	對島 勝雄	二九	元歩兵第三聯隊	同	鈴木 金次郎	二三
元歩兵第一聯隊	同	栗原 安秀	二九	同	同	清原 康平	二三
元近衛歩兵第三聯隊	同	中橋 基明	三〇	元歩兵第一聯隊	同	池田 俊彦	二三
元歩兵第一聯隊	同	丹生 誠忠	二九	同	同	山本 又	四二
元歩兵第三聯隊	同	坂井 直	二七	中野區鷺ノ宮四ノ一〇	常人	村中 孝次	三四
元野重第三聯隊	元砲兵中尉	田中 勝	二六	澁谷區代々木山谷町三〇	同	磯部 淺一	三三
元鐵道第二聯隊	元工兵少尉	中島 榮爾	二五	八參宮莊	同	澁川 善助	三三
元砲工學校	元砲兵少尉	安田 優	二五	小石川區水道端町二ノ六	同	今泉 義道	二三
元歩兵第三聯隊	元歩兵少尉	高橋 太郎	二四	近衛歩兵第三聯隊	歩少尉		

(2) 二號法廷第二班

判士長 歩兵中佐 若松 只一(參謀本部)判士四名
 法務官 山上 宗治(第三師團) 檢察官 塚本 浩次(第十四師團)
 被告 三十九名(齋藤内府襲撃組)

所	身	氏	年	所	身	氏	年
分	名	齡	分	名	齡	分	齡
元歩三ノ一	元軍曹	新 正雄	二五	元歩三ノ二	元軍曹	青木 銀次	二三
同	同	窪川 保雄	二四	同	元伍長	長瀬 一	二四
同	元伍長	内田 一郎	二一	同	元軍曹	藤倉 勘市	二八
同	同	梶間 増治	二三	同	同	山本 清安	二三
同	同	木部 正義	二二	同	同	神田 稔	二四
同	同	林 武	二三	同	元伍長	野村 常吉	二三
同	同	高岡 庄之助	二四	同	同	安倉 正太郎	二一
同	同	丸岩 雄	二三	同	同	關根 武雄	二二
元歩三ノ二	元曹長	渡邊 清作	三〇	元歩三ノ七	元特務曹長	桑原 雄三郎	三六
同	元軍曹	蛭田 正夫	二三	同	元曹長	堀 宗一	三〇
同	同	小原 竹次郎	二五	同	同	田島 条次	三三

同	元軍曹	關根安司	二六	元歩三ノ一〇	元軍曹	伊高花吉	二六
同	同	安川良三	二三	同	同	新井維平	二三
同	同	堀口秀暉	二三	同	同	大森丑藏	二四
同	同	富田正三	二三	同	同	井戸川富治	二四
同	同	蘭田長太郎	二六	同	元伍長	福島理本	二三
同	同	遠藤孟雄	二五	同	元軍曹	井澤正治	二四
同	元伍長	齋藤太郎	二四	元歩三ノ機	元曹長	立石利三郎	三〇
同	同	吉原誠	二三	同	元軍曹	島羽徹雄	二四
元歩三ノ一〇	元曹長	福原若男	三一				

(8) 三號法廷第三班

判士長 步兵中佐 山崎三子次郎(歩兵十一聯隊)判士四名
法務官 岡田 痴一(第一師團) 檢察官 西 春英、夫(第一師團)
被告 三十四名(首相官邸襲撃組)

所	屬	身	分	氏	名	年齢	所	屬	身	分	氏	名	年齢
元近師司		元曹長	大江昭雄	二九	元近歩三ノ七		元特務曹長		齋藤一郎	二四			

近歩三ノ七	軍曹	箕輪三郎	二四	元歩一ノ機	元伍長	倉光遠雄	二一
同	同	宗形安	二四	同	同	三五恒治	二三
元歩一ノ一	元曹長	神谷光	二七	同	同	新井崇治	二四
同	元軍曹	豊岡久男	二八	同	同	伊藤尙平	二二
同	同	前田仲吉	二九	元歩一ノ歩砲	元曹長	尾島健次郎	二九
同	同	横川元次郎	二七	元歩三ノ六	同	永田露	三四
同	同	高橋元	二五	同	同	堂込喜市	三〇
同	同	中村伊三郎	二七	同	元軍曹	渡邊春吉	二五
同	元伍長	坂本靜	二二	同	同	門脇信夫	二五
同	同	河内禮雄	二一	同	同	中村靖	二四
同	同	青木武	二二	同	同	奥山桑治	二四
同	同	水澤益	二四	同	同	小河正義	二三
同	同	青木典保	二三	同	元伍長	大木作藏	二三
元歩一ノ機	元軍曹	新井長三郎	二五	同	同	山田政男	二一
同	同	三澤萬吉	二四	同	同	羽澤治索	二一
同	元伍長	栗田良作	二四	同	同	山岸憲二郎	二四

國家(農本)主義運動の状況

(4)

四號法廷第四班

判士長 步兵中佐 人見 秀 三(歩兵學校)判士四名

法務官 伊藤 章 信(第十師團) 檢察官 井上 一 男(第四師團)

被告 七名(牧野元内府襲撃組)

所 屬 (住所)	身 分	氏 名	年 齡	所 屬 (住所)	身 分	氏 名	年 齡
元歩一ノ六	元軍曹	宇治野時彦	二六	東京市大森區大森二丁目	豫一等兵	黒田 稔	二七
元歩一ノ歩砲	豫一等兵	黒澤 鶴一	二三	東京市麻布區霞町二番地		水上 源一	二九
東京市大森區大森二丁目	豫曹長	宮田 晃	二九	東京市一ツ橋區戸塚町四ノ		綿引 正三	二三
同	同	中島 清治	二九	同			

(5)

四號法廷第五班

判士長 以下(4)と同一

被告 十九名

所 屬	官 等	氏 名	年 齡	所 屬	官 等	氏 名	年 齡
歩一機	上等兵	倉友 音吉	二三	歩一機	一等兵	坪井 敬治	二三
同右	一等兵	小宮 幸次郎	二三	同右	同	西村 鈔治	二三

同右	同	大野 清太郎	二四	歩三ノ一	上等兵	泰山 安雄	二三
同右	同	岩 元 榮吉	二三	同右	同	石井 四一	二三
同右	二等兵	島崎 正次	二三	同右	同	赤木 音藏	二三
同右	同	關口 健司	二三	同右	一等兵	吉田 喜平	二五
同右	同	石田 菊太郎	二〇	歩三ノ二	同	馬場 昌矩	二五
同右	同	永井 仁八郎	二三	同右	同	野口 清臣	二三
歩三ノ一	上等兵	中島 與兵衛	二三	同右	同	内 笹井 香	二三
同右	同	石川 正平	二三				

(二) 元下士官等の釋放

敘上の如く元準士官、下士官等は第二班第三班に分屬審理中なるが爾餘の見習醫官三名元下士官十七名は何れも四月二十四日不起訴と決定し一應原隊に歸營、下士官のみは二十五、六の兩日に互り夫々本籍地に歸宅せしめられたり。

尙叛亂事件に参加せる兵千三百六十名中起訴せられたるは二十名にして他は全部不起訴と決定し五月上旬渡滿する模様なり。
釋放せられたる下士官氏名次の如し。

本 籍	元 所 屬	元 官 等 級	氏 名	年 齡
高知縣安藝郡東川村小松原	歩一ノ機	歩 伍 長	中川 千代八	二三

國家(農本)主義運動の状況

鹿兒島縣揖宿郡額姪村十町四、四三七	歩三ノ機	歩軍曹	上村盛満	二二一
秋田縣雄勝郡仙道村字仲仙道二〇	歩三ノ三	歩伍長	村上虎之助	二三三
埼玉縣北葛飾郡旭村字川勝屋形屋	同	同	山崎精次	二三二
長野縣北安曇郡今染村二、四七六	同	同	平林源一郎	二三三
山形縣北村山郡山口村字亂川二三二	同	同	小座間三雄	二三二
長野縣南安曇郡明盛村字一日市場	歩三ノ七	同	木藤昌訓	二四四
埼玉縣大里郡用土村二七二	歩三ノ機	同	池田壽長	二四一
東京府西多摩郡三田村御嶽	歩三ノ二	同	北島弘	二四四
栃木縣安蘇郡三好村字岩崎五五二	歩三ノ機	同	石橋清一	二二一
埼玉縣比企郡南見村字久保田二	同	同	長島武雄	二二二
山形縣西村山郡西五百川村字船木一九八	同	同	荒木直太郎	二二二
秋田縣仙北郡荒川村字境大字野田五	同	同	稻葉熊雄	二三三
山形縣東田川郡東榮村字添川二七	同	同	加藤善吉	二三三
東京市板橋區江古田町二、二〇三	歩三ノ一〇	同	松本佐太郎	二三三
東京市本所區綠町一丁目	同	同	宇田川銀次郎	二四四
富山縣西礪波郡赤丸村二三三	野重七	砲軍曹	川原義信	二四四

(三) 民間人物の策動状況

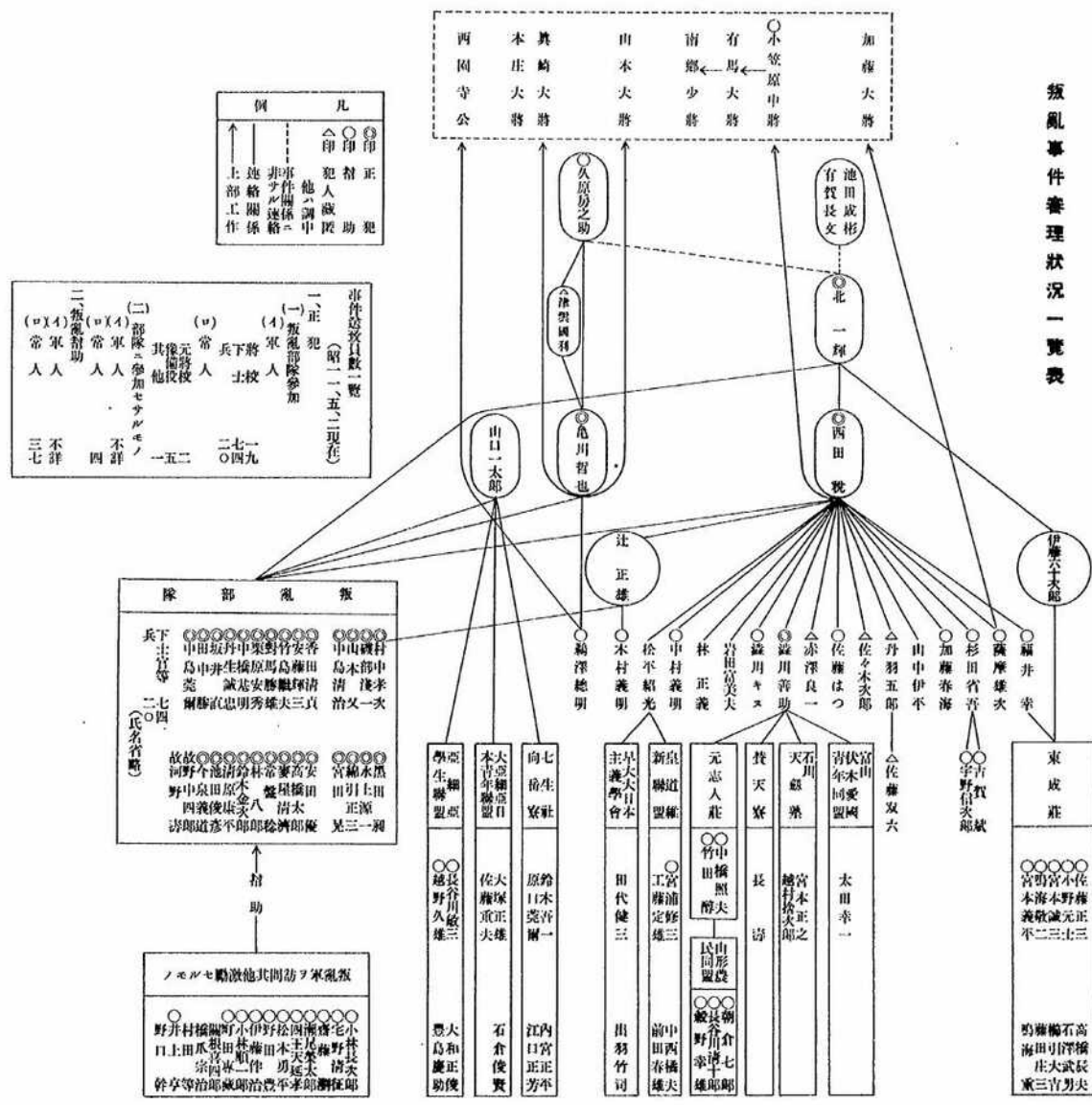
敘上の如く直接襲撃部隊に参加せる村中、磯部、澁川、山本、宮田、中島、黒田、水上、綿引の九名は既に公判繫属中なるが事件謀議に参劃せる北、西田、亀川等に對しては尙取調續行中にあり、聽つて西田税一派の策動を見るに同人は本年一月下旬より開延されたる相澤中佐の公判に關連し所謂公判闘争を通じて國家革新の具體化を企畫し亀川、村中等と相呼應して公判對策に全力を傾注しつゝありたるが、他方歩兵第一聯隊第三聯隊の同派急進的將校等は當時より「近く渡満期日も接近し居れるにも拘らず右の如き微温的漸進的革新手段は到底之を容認すべからずと爲し、渡満以前に蹶起して維新革命を成就し以後後顧の憂を除きて出征すべし」との氣運熱しつゝありたり。而して相澤事件公判準備に藉口して、一月下旬頃より屢々會合協議しつゝありしが、愈々二月十日歩兵第三聯隊將校室に於て、安藤、中橋、栗原、河野の各將校及磯部、村中の元將校等會合して席上二月中に蹶起する旨を決定し、歩一は栗原、歩三は安藤、他は村中、磯部に於て連絡することゝなりたるが西田税も右狀勢を二月十五、六日頃歩一山口大尉より聞知し、同月十九、二十日の兩日に互り栗原、安藤兩將校を各別に自宅に招致して其の決意の牢固たるを知りて遂に之に賛同し之を北一輝に報告する所あり、同月十九日磯部は豊橋教導學校の對馬中尉を訪れて西園寺の擔當方を連絡する等諸々準備しつゝありたり。

斯くて二月二十二日午後七時より約三時間に互り栗原中尉私宅に於て河野、中橋、栗原、磯部、村中等會合して最後の謀議を凝らし、蹶起の日時襲撃目標人物、尊皇討奸の合言葉、三錢切手貼付によりて同志たることを辨別すること等を決定、翌二十三日には村中は蹶起趣意書を執筆し(廿五日夜山本又は之を印刷す)栗原は豊橋に赴きて對馬と連絡し、澁川善助は磯部の命により湯ヶ原の牧野伯宿舎を偵察に赴く等夫々準備完了せり。一方西田税、山口大尉等は二月十八日頃亀川哲也方に至りて襲撃計劃を具體的に開示して其協力を求め、同人等は直接、行動には参劃せずして、青年將校の襲撃後に於ける上層

部工作を擔當することとなり、亀川は之が活動資金調達の爲豫て右情報を齎しつつありし政友會總務久原房之助より、同月二十三日金五千圓を受領し同月二十五日内金一千五百圓を村中に金一百圓を西田に夫々交付する所ありたり。

而して二十六日早朝豫定の如く襲撃決行さるゝや北、西田、亀川、山口等は加藤大將、山本(英)大將、本庄待從武官長、眞崎大將、小笠原中將等を訪問乃至電話を以て時局收拾方の依頼即ち所謂上部工作を爲すの外、西田は二十六日首相官邸の栗原中尉に電話を以て、將兵の糧食、部隊の士氣、襲撃状況等を聴取し激勵を與へ、或は同日栗原より「軍事參議官に對し柳川中將を次期首相とせられ度」と希望したる旨報告あるや、翌二十七日北、西田は協議の上「眞崎大將に時局收拾を一任すべし」と指示する所ありたるが、更に亀川も亦二十六日午前四時半頃眞崎大將を訪問して襲撃の事實を報告すると共に時局收拾方を要請し、午前六時頃鶴澤總明博士に對して西園寺公への進言を依頼し、二十七日午前三時滿井中佐の招きに依り帝國ホテルに到りて橋本大佐、滿井中佐、松谷少佐、田中大尉、小林長次郎、村中孝次等と後繼内閣に關して意見を交へ(結局山本(英)内閣説を妥當なりとするに至りしが、同夜西田より一蹴せらるゝ)或は同夜、北一輝方に於て、北、西田、亀川、村中の四名集合して「眞崎内閣實現迄行動部隊は現部署を維持すべし」と決定之を村中に指令する等、専ら外部工作に奔命しつつありたるが、北は二十八日、西田は三月四日、亀川は同九日何れも檢舉せらるゝに至れるものなり。

尙本事件關係者の審理状況を一覽するに左表の如し



叛亂事件審理状況一覽表

裏面白紙

(四) 叛亂事件に關連する流言

事件發生以來當局の善後措置により一般的には漸次事件に對する正確なる認識を把握しつつあるが如きも、一部に於ては真相發表せられざるに乘じ諸種の流言行はれ、中には所謂名士の人物にして尙且得々と虚妄の浮説を流布するものあり、其程度悪性にして治安を紊るが如きものに對しては假借する所なく斷乎取締を加へつゝあるが、之等流言の主なるもの次の如し

(1) 戒嚴令に關するもの

- (イ) 事件當時警視廳は拳銃百五十挺、爆薬類を軍人に押收され一物も残らぬ状態で、軍人は之を民間右翼團體員に交付し今尙拳銃の所在が判らぬ、戒嚴令が解除にならぬのは拳銃の所在不明と地方蜂起を考慮してのことである、
- (ロ) 戒嚴令が今尙解除されぬのは第二次決死隊を敢行しやうとする矯激分子三十餘名あるが爲だと云はれて居る、
- (ハ) 叛亂將校は戒嚴令下で審理した上約四十名を代々木原頭で射殺し其後社會の狀態を見て戒嚴令は解除されるのではないが、
- (ニ) 叛亂軍收容後其の部隊数を調べた結果多數の兵員が不足して居ることを發見して當局は驚愕し、直ちに逃亡兵の捜査をして居るが未だ判明しない爲戒嚴令は解除されぬのである、
- (ホ) 戒嚴令が解かれぬのは陸軍青年將校があつたのことは改革の過渡期にある日本としては當然のこと、より以上の大事件が起ると揚言するので再發を慮つて居る結果である、
- (ヘ) 全国各地の聯隊其他に勤務して居る青年將校等二百名位の

國家（農本）主義運動の状況

(2) 資金關係に關するもの

- (イ) 久原は事件發生前非常に財政窮乏して居たが事件發生による財界の變動を利用して莫大な株の賣却を既に終つて四百萬圓内外の巨利を獲たと言ふことである、
- (ロ) 少壯將校は眞に愛國心からのことを利用したのが荒木、眞崎である、夫れで眞崎内閣を作り荒木は陸相となり對蘇關係を尖鋭化せしめ、一面久原と連絡し同人の軍事工業を利用せしめ資金を眞崎に提供せしめんとしたのださうである、
- (ハ) 久原は陸軍の最高幹部と連絡があつた爲同人に對し檢舉を逡巡した氣風があつたので、之を知つた海軍側は憤慨して同軍の手によつて檢舉した、
- (ニ) 事件當時叛亂將校の手によつて支拂はれた紙幣は手の切れる様な折目の無いものばかりで其の出所は久原房之助等であ

- るものと云ふことだ、
- (ホ) 久原の糾明に當つては非常に嚴重を極め、ピストルを久原の胸に據して遂に犯行の全部を自供せしめたと云ふことである、
 - (ヘ) 久原は五月一日午前一時市ヶ谷刑務所で自殺した此の爲日産系株は五十五圓強に下落し更に本日中五圓下落の見込、
 - (ト) 叛亂軍に對し資金を送つた者は南大將と東京在住の財閥である其の爲か叛軍では十圓、百圓紙幣に折目の付かないのが澤山あつたと云ふことである、
 - (チ) 叛亂軍は三井財閥を襲ひ池田成彬を脅迫して多額の金を提供せしめ之を一般兵士に分配した爲兵士は一人當り六百圓位持つて居たとのことである、
- (3) 不穩的内容のもの
- (イ) 軍の内部には二天潮流があつて之が爲に東京衛戍刑務所の周囲には今尙機關銃を備へて軍人による暴動を防いで居る様な有様である、
 - (ロ) 四月二十八日晚東京憲兵隊で今次の特別議會開會の際衆議院に集まる議員を豫備役將校三十名位が手榴弾を以て襲殺しようとして居たのを發見檢擧されたとのことである、
 - (ハ) 二二六事件後一本前首相が襲撃一步前危く難を免れた模様である、
 - (ニ) 馬場藏相は永田拓相と共に現内閣の立役者故、右翼急進分子から狙はれて居る様だ、
 - (ホ) 警視廳では今春外國から輸入した拳銃四百挺が事件前日盜

- み出された事實があつて之は叛亂軍の事前工作と見られて居る、
- (ヘ) 爆彈機關銃等が相當多數叛亂軍によつて何處かに持出され、其兵器は東京間の某所に隠匿してある模様、其の邊の警戒は目下極めて嚴重である、
 - (ト) 事件直接關係將校の外東京で飼へられて居る地方青年將校八百餘名に及び之等の一派は非常に憤慨して居るので再びあの様な事件を繰返すのではないかと警戒は益々嚴重だ、
 - (チ) 事件後眞崎大將に對する東京の空氣は非常に悪く佐賀出身の某中大生の如きは「眞崎が總理大臣にでもなれば他縣人の手を煩はす迄もなく僕等がやつつけて仕舞ふ」との口吻を洩らすものがある、
 - (リ) 統帥等に決定したら統帥の命令を下した指揮官に銃口が向いて更に大變なことになると思ふ、
 - (ヌ) 最近に於て一時撤退した戒嚴部隊は密に増兵しつゝあり代々木の練兵場に鐵條網を張り繞らし其の緊張した狀況は刻一刻急を告げつゝあるかの不安を醸成して居る、
 - (ル) 三月二十七日海軍青年將校が蜂起し様としたが當局に察知され品川から上陸を止められた之を三二七事件と云ふ、
- (4) 其他
- (イ) 野中大尉は自殺當時懷中に二萬五千圓の現金を持つて居たさうである、
 - (ロ) 戒嚴部隊が歸順勸告ビラを撒布した時戦車から海瓦斯を放射した、之が爲叛軍には相當被害を出した、發表せられない

- ので一般では知られて居ないのである、
- (ハ) 林前首相は心配の餘り目下狂人の状態である、
 - (ニ) 勅命は 陛下が臣下を御召しにならず各官様だけを御集めになつて直ちに叛亂軍なりとして御命令遊ばされたのである、
 - (ホ) 後藤内相は事件四日前石原前農林次官から聞き(石原は某軍醫から聞く)夜は官邸には泊らなかつた、
 - (ヘ) 二月二十四日東京の某料亭で叛亂を起した將校と眞崎大將は訣別の宴を張つたさうだ、
 - (ト) 最近香椎中將は非常に人氣が悪い、行動隊を叛亂軍と呼はしむるに至つた事が悪いと云ふのであらう、あれは 陛下の御意思を枉げられて居るらしい、又歸順により罪を許すとしたのは越儀だ、
 - (チ) 西園寺、牧野が暗殺を免れたのは事件當時行動隊將校間に資金獲得を繰り内訌を生じた爲統制を缺きたるに基因し、又北、西田等は金儲的に事件に關係したものである、

- (リ) 被告將校は何れも死刑にはなるまい、之等が死刑にでもなれば關係者が全國に五千人も點在して居るから其の反響が更に大きくなるからであるらしい、尙取調に際し各兵卒は自己の意思に依つて行動したのであると陳述して居るに拘らず取調官の方では兵卒の眞意を書類に表はさず上官の命令に基いて行動したと書類に表はし調印させて居る、
- (ヌ) 叛亂軍は幸樂や山王ホテルで多數の婦女を強姦したとのことと今問題になつて居るが軍首腦部でも之を承認して居る由である、
- (ル) 岡田首相は官邸の押入に居た様に云はれて居るが實は側近の者がデッチ上げたデマであつて首相は赤坂の妾宅に居つたとのことである、
- (ヲ) 叛亂軍の爲に監禁されて居た各官衙の役人は三日間に握飯一ヶを貰つて漸く露命を繋いで居たものがあつたさうだ、

三、相澤中佐公判状況(求刑) 其ノ四

叛亂事件の突發により二月二十五日第十回公判を最後として中絶の止むなきに至りし相澤中佐に對する公判は、其後判士の新任及辯護人の更迭等準備完了したる爲四月二十一日より再び第一師團軍法會議に於て公判を續行することとなりたり。判士は判士長内藤少將、楯名輜重兵大佐、昌山歩兵大佐兩判士の外は異動なく辯護人は鶴澤、滿井兩者共支障を生じたる

を以て、角岡知良、菅原祐の兩名が之に當ることゝ決定したるが、之より先本事件公判記事は四月十八日附を以て陸軍省發表以外は新聞記事の掲載を差止められたる爲、社會的には本公判の開廷すら知る所なく極めて平靜裡に再開さるゝに至れり。

第十一回公判たる四月二十一日は身分調を終りたる後裁判長より「軍事上の秘密竝に利益を害すると認むるを以て公判の公開を禁止する」旨の決定を宣し特別傍聴人のみを在廷せしめて事實審理に入り、杉原法務官より既往公判記録の讀聞けを爲し被告は之に對して承認したるを以て、更に主要の點に關して訊問を行はれたり。

次で四月二十三日も非公判の儘審理續行事實審理、證據調を終りたるが、同日午後には約一時間四十分の間特別傍聴人の入廷をも禁じ、再開後は裁判長より二月二十五日鶴澤、満井兩辯護人より申請したる證人は何れも之を却下するの旨の決定を宣し、更に角岡辯護人より所謂十一月二十日事件に關する關係記録の取寄せを申請したるも之亦合議の上却下せられたり。

斯くて事實審理、證據調を終り四月二十五日には異狀なる緊張裡に檢察官の論告求刑行はるゝに至れり。被告は之に先ち「論告の前に一言したし」と希望し判士長の許可を得て、約四十分交互に(1)本件の發生は統帥權干犯より惹起されたるものなること(2)原因動機を徹底的に探究したる後判決されたきこと(3)石原大佐の言動はヒトラーに類し眞の日本精神に據るものに非ず眞の維新は我を去るにあり(4)眞崎閣下こそ眞の日本の人物なり等に關して陳述したり。

右終りて島田檢察官は、論告に入り「本件犯行は古今未曾有の不祥事件にして皇軍の威信を傷け國家の信用を内外に失墜せる事はより甚だしきは無し宜しく嚴罰を以て臨むべきもの」と思料すと前提し、(1)犯罪事實(2)法律の適用(3)犯行動機

(4)原因(5)情狀(6)結論に分ちて約一時間半交互に論述したるが最後に「被告は性格的に本犯行を敢行するの素因を有し、且同志の言、怪文書等によりて何等實在せざる事實を假想して全く妄斷によりて決行したるものにして、口に皇軍の私兵化を憂ふる已むに已まれぬ行爲と稱するも、被告の同志等が今次惹起せる叛亂事件によりて見るも、被告等こそ却つて皇軍を私兵化せる許し難き眼前の適例なり。公憤に基く犯行なる事は之を認むるも之を以て情狀を酌量すべき餘地なし宜しく極刑に處すべきものなり」とて死刑を求刑したり。尙本件は次回は五月一日辯護人より辯論行はるゝ筈なり。

四、統天塾一派の不穩計畫事件公判

昭和九年六月二十日東京市赤坂區高樹町郵便局に於て強盜行爲に出でんとし現場に於て逮捕せられたる百田勝の取調により發覺したる統天塾同人の不穩計畫事件は客年十一月二十日豫審終結決定し、本年一月二十二日より東京刑事地方裁判所第四號法廷に於て公判開廷さるゝことゝなりたり。

當日の公判は飯山裁判長、岸本檢事立會の下に開廷され岸本檢事より公訴事實は豫審終結決定書の通りと簡単に述べ裁判長より決定書認否に關して訊したるのみにして終了し、超えて三月二十日以降石坂裁判長の下に數次に交互に格別の波亂なぐ事實審理を終り四月二十二日檢事の論告行はるゝに至れり。

論告は岸本檢事より犯罪事實、犯罪行爲に對する觀察、證據及法律的考察等を詳論の後、本事件の發生は被告等が「當時の社會情勢を急迫せるものと認識し、今にして覺醒せずば國家の安泰は期し得ず」と信じたるに因るものなるも如何に動機が至純至誠國家熱愛の純情に出でたりとするも其手段方法にして倫理道德の規範を逸脱せるときは決して成果を收め得るものに非ず。然も本件竊盜は神社佛閣を對象とするものにして被告等の云ふ日本觀と此の行爲の間に矛盾撞著するも甚だしき

ものあり」と詳述したる上左の如き求刑と爲したり。

刑	名	求	刑	氏	名	年	齢
強盗未遂、銃砲火藥取締法施行規則違反	同右	懲役十二年	鈴木	款	二七		
同右	同右	同	百田	勝	二二		
同右	同右	同	小森	忠夫	二七		
同右	同右	同	棟方	正一	二五		
強盗未遂、銃砲火藥取締法違反、竝建造物侵入竊盗未遂	同	同	藤村	又彦	二八		
強盗未遂、銃砲火藥取締法違反、竝建造物侵入竊盗未遂	同	同	大屋	源幸	二八		
同右	同	同	渡邊	甚内	四八		
同右	同	同	折笠	彌之	二四		
同右	同	同	關根	虎吉	三八		

尙被告中瀧川善助は叛亂事件参加の爲東京陸軍々法會議に送致され、鈴木次男は審理中疾病の爲何れも分離さるゝに至れり。

五、朝鮮統治改革神風隊事件判決

客年五月福岡縣に於て檢舉したる大日本生産黨九州青年隊員等の朝鮮統治改革神風隊事件は舊臘十二月二十八日豫審終結決定し、本年三月三十一日より福岡地方裁判所に於て公開開廷さるゝに至れり。

裁判長は衛藤顯判事、陪席渡邊常道、奥野義兼兩判事、瀬戸致格檢事、官選辯護人として堤千秋干與の下に午前十時開廷

され各被告に對する事實審理を終りたる後即日檢事より「本件犯行は私利私慾に基くものに非ずして愛國の至情に出でたるものなることは諒とするも直接行動は法の許す所に非ざるのみならず之が資金獲得の手段として強盗を敢行したるは極めて不都合なり」との論告の後左の如く求刑を爲し、次で辯護人よりも被告等の愛國的心情を酌量されたとの希望あり、最後に被告の首領格たる宮山正一より言々々々改悛の情を披瀝する所ありたり。

次で四月十四日には裁判長より次記の如き判決言渡し行はれ今川は直ちに服罪他は控訴したるが四月二十二日何れも控訴取下服罪したり。

刑	名	求	刑	決	氏	名	年	齢
住居侵入強盗、強盗未遂、殺人準備、爆発物取締罰則違反、銃砲火藥取締法施行規則違反	同右	懲役八年	懲役七年	(未決拘留三百日通算)	宮山	正一	二四	
同右	同右	懲役六年	懲役六年	(同)	片島	武義	二八	
住居侵入強盗、強盗未遂、爆発物取締罰則違反	同右	懲役六年	懲役六年	(同)	伊藤	猛	三一	
爆発物取締罰則違反	同右	懲役四年	懲役二年	(未決拘留二百三十日通算)	今川	靜	二七	

六、三六俱樂部の動靜

三六俱樂部にありては既報の如く今次叛亂事件に關連して中樞幹部數名の檢舉せらるゝありたる爲、相當動搖を呈しつゝありたるが、更に本月七日在郷軍人會本部に於て篠川總務理事名を以て左記第一の如く「本會と三六俱樂部とは無關係なること」外二項に關する通牒を三六俱樂部に發送すると共に各聯合支部長に之を傳達する所ありたり。

三六俱樂部にありては之に對し小林理事名の私信を以て各支部宛て、三六俱樂部は元來俱樂部組織にして決して團體に非ざる趣旨を述べ、「大局上より觀て在郷軍人會本部の今回の穩かならざる御處置は我々の此の誠意の正解を殊更に御拒否遊ばされたるものにて爲皇國遺憾に堪へざる次第」なるも此際「冷靜に且つ慎重に御善處被遊度」旨を詳細示達する所ありたり。

然るに同月十八日より三日間軍人會館に於て開催されたる帝國在郷軍人會全國評議員會席上相當此問題が論議されたるやにて、爾來俱樂部の各地支部は解散若くは脱退を聲明するもの續出しつゝあるも、他面一部にありては「三六俱樂部は元來眞に時局を憂へて獻身奉公を誓ひたる同志の聯絡機關にして決して矯激なるものには非ず」昨年邊りは郷軍の會議に於て三六情報を配布する等入會を懇懇しながら今日之と絶縁せしむるとは不可解なり」或は「郷軍本部が突如斯る指令を出したるは何等か感情上の行違ひに基くものなるべし」等と爲し依然關係を絶たざるものも相當ある模様なり。

尙郷軍本部が斯る斷乎たる態度を示すに至りたるは獨り三六俱樂部に對してのみに非ず、軍當局の肅軍方針に相呼應して郷軍の再建に努めつゝあるものゝ如く同月十五日には左記第二の如き一般の方針を示す處ありたり。

(左記第二)

拜啓益々御多祥の段屬實の至りに不堪候

陳者今般本會に於ては三六俱樂部從來の態度及び同俱樂部の目的並に今次事件に伴ふ同俱樂部員一部の者の行動に徹し同俱樂部とは全然關係なき事を明白に表明致すことに決せられ別紙の如き事項を同俱樂部に提示相成候就ては本會役員にして關係ある向は

此際同俱樂部を脱退する様致度

強いて關係持續を希望せらるゝ向は此際本會役員を辭せらるゝ様に致し度付貴黨にして從來三六俱樂部と關係も有之候はゞ如上の趣旨に基き至急御回報を得度此段依命申達候也
昭和十一年四月七日

帝國在郷軍人會 總務理事 篠田 次助

記

三六俱樂部へ提示事項

- 一、本會は飽く迄本會設立の趣旨を體し獨自の立場に於て善處し三六俱樂部とは全然無關係なることを聲明す
- 二、本會は三六俱樂部の總ての働きかけを將來絶對に拒絶す
- 三、本會々員中役員の位置にある者は三六俱樂部員たるを禁止せり

(左記第二)

軍ハ今次ノ事件ヲ契機トシ今や異狀ナル決意ヲ以テ軍紀ノ肅正ヲ斷行セントスル最モ重要ナル時機ニ際會ス此秋ニ方リ帝國在郷軍人會ハ一層統制ノ強化ヲ期シ軍紀ヲ振肅シ又修養團體タルノ眞面目ヲ堅持シツ、軍ノ施策ニ順應シテ愈々國防ノ強化及ビ之レガ輿論ノ正道ニ寄與シ以テ會本來ノ使命ヲ全フセントス之ガ爲メ特ニ左ノ事項ニ留意ス
イ、會本來ノ使命ハ軍ノ任務ニ寄與スルヲ目的トスル修養團體

七、同志社大學教授罷免問題

在京都、同志社大學法學部教授間には夙に林要教授一派の所謂左翼派と、其反對派たる古屋美貞教授一派の所謂右翼派の二潮流ありて思想的にも又感情的にも事毎に相拮抗し對立を續け來りしが、本年二月古屋教授派に屬する助教教授にして、在阪八月會の中心人物たる野村重臣が法學部機關紙「同志社論叢」第五十一號に「日本國民社會科學の建設と團體の事實(本文は一九三六年五月號にも登載さる)なる一論文を寄稿せるに對し、同志社論叢評議員會に於ては「右論文は徒らに他を誹謗し然も學術論文たるの體裁を有せず」とて掲載拒否と決定したる爲、俄然兩派の軋轢は表面化することゝなりたり。右に對し湯淺

國家(農本)主義運動の狀況

三〇

總長は兩派の葛藤は畢竟古屋教授の責任に歸するものとして三月三十一日付古屋教授、野村助教授の兩名を罷免するに至りたるが、野村は此の措置を不當なりとして學校當局との抗争を決意し、四月一日附「最近同志社思想闘争史」なる印刷物及び、四月十二日「林要氏は、マルキストである」と題し、同月十五日「同志社大學を去るに臨みて——同志社教育肅正の必要——」と題するパンフレット等を相次いで作成頒布し輿論の喚起に努めつゝあり、同人の理論的指導下にある前記「八月會」に於ても本問題は、「單なる學内の紛争に止まらず、多年同大學内に醗酵せられたる反國體的共產主義思想の攻勢によるものにして、之が大學教育に及ぼす影響は、國家的大問題なるを以て、徹底的に之を究明し、反國體學者撲滅の實踐運動を起すべし」と爲し吉田賢一を中心として寄々協議中にあるが、近く緊急會合を召集して具體的運動方針を決定したる上、場合によりては、代表者を上京せしめ、五月開會の臨時議會及監督官廳等に請願、或は上申せんと計畫しつゝあり。

一方、同大學卒業生、中川裕の主宰せる、在京都「結北青年同盟」に於ても同大學卒業生有志との連名を以て、四月十三日附「同志社騷擾事件に對する聲明書」を發表したる外、四月二十一日在京都愛國六團體と共に代表者會議を開き「同大學に對する糾弾、竝に、關係官廳、友誼團體其他に、要請文、決議文を送ること等を決定し更に四月二十九日「全同志社學生諸公に檄す」なる檄文を頒布する等只管同大學の糾弾運動に奔走しつゝあり。

八、國家主義團體の戦線統一運動

(一)二月會の動靜 愛國主義陣營の大同團結を標榜し、遂に結成せられたる本會は、三月分月報所載の如く先づ戦線統一に關する申合せを爲し、之を印刷に附し各方面に送付して本會結成の趣旨を表明する所ありたるが、其後世話人等は更に紋上運動の趣旨を徹底せしめ各團體の賛同を求むる爲、過敏來趣意書起草中の處四月上旬別記の如く脱稿を見たり。

然れども其後の運動情勢は、殆んど進展の跡なきのみならず、早くも内部的な統制を露呈するには非ざるやと認めらるゝものありて、前敘趣意書の頒布も當分見合すの止むなきに至りたり。

而して紋上運動の振はざる理由は固より一つにして止まらざるべしと雖も、之に對する各方面の意圖を綜合するに、本運動提唱者の顔觸れに比し其の旗揚げが余りにも花々しくして反面に於て着實味の缺くる所ありたること、之に伴ひて運動資金の行詰り、或は幹部對青年分子の思想的不一致及本會と竝んで維新政黨樹立に拍車を加へつゝある在阪八月會との提携難等の外、過去幾度か企てられつゝも常に失敗の因を爲せる各團體間の思想、感情乃至利害關係の對立なる事實も亦本會に對して其例外を爲すものに非ずと爲しつゝあるものゝ如くにして、斯くて這般の總選舉並帝都不祥事件を通じて、深刻なる自己批判の下に進められたりと稱する本會の前途も、紋上多種の事情により容易に進展を許さざるものあるべしと雖も、其の動向は八月會の動靜と共に相當注目せらるゝ所なり。

別記

先輩同志ニ檄シテ一大新政治團體ノ結成ヲ促ス書

(但シ未發送保留中ノモノ)

先輩同志諸君

下名等

茲ニ愛國愛民ノ至情默略スルニ忍ヒス聊カ赤心ヲ披瀝シテ廣ク天下ノ先輩同志ニ語り純忠誠一死報國以テ此ノ非常時難ヲ克服スヘク一大政治團體ノ結成ヲ促サントス
思フニ時代ハ明カニ急角度ノ轉回ヲ余儀ナクセラレタル如シ内外諸般ノ狀勢ハ今ヤ好ムト好マサルトニ拘ラス竟ニ現狀ヲ打破シテ更始一新以テ對内外諸般ノ制度ト方策トニ抜本塞源的改革ヲ

國家(農本)主義運動の狀況

三一

斷行スルノ止ムナキニ到レリ即チ昭和維新ノ叫ビハ澎湃トシテ國民ノ各層ニ起リ漸次アラユル階層ニ浸透シテ茲ニ全國民的運動ノ旋風ヲ捲起サントスルノ勢ヲ示ス現狀ヲ窺ヒシテ一時ノ偷安ヲ貪ラントスル習氣配勢力ノ最後ノ藻掻キハ其ノ能フ限り反動的諸對策ニモ拘ラス今ヤ此ノ怒濤ノ如キ國民的變遷ヲ前ニシテ大勢ノ擢ヲ所究ニ如何トモ施ス術ナキ實狀ニアリ蓋シ現下ノ時局ハ政黨ト謂ハス官僚ト謂ハス財閥ト謂ハス今ヤ一齊ニ白紙ニ還ツテ舊來ノ面目ヲ一新シ其ノ階級的立場ト非關的偏見トヲ清算シ學國一致凡有智能ト財力ト武力ト勞力トヲ傾倒シテ以テ國難ノ打開ニ當ラサルヘカラサルノ秋斷シテ姑息ナル現狀ノ彌縫ヲ許サバ爾ヤ論ナ

シ然ルニ此ノ大勢ノ綱ヲ所ニ逆行シ當面ノ私慾ニ惑溺シテ國家ノ前途ヲ憂マラントスル殘存支配勢力ノ牢固トシテ尙拔キ難キニ當リ現狀ヲ打破シテ維新國策ヲ斷行シ以テ内外非常時ヲ克服スヘキ國民的政治勢力ノ尙甚タ振ハサルヲ見ル時トラスト謂フニアラス機既ニ熟シテ寧ろ過キタルヲ覺ユルナリ此レ先覺同志ト共ニ下名等ノ深ク思ヒヲ致サ、ル可カラサル所ニアラスヤ

思フニ國民ノ凡有階層ニ分散セル幾多ノ革新的諸力ハ今や其ノ集結ヲ俟ツテ一個強力ナル國民運動ノ主體ヲラント期シツ、アリ此レカ糾合助成ノ急務ハ夙ニ下名等ノ痛感スル所ナリシト雖モ誠意余リアツテ力足ラス遂ニ在再今日ニ及ヘルヲ遺憾トス而モ最近逼迫セル諸情勢ハ最早ヤ一日ノ遼巡ヲ許サ、ルカ如ク先ツ愛國諸團體ノ間ニ戰線統一ノ聲起リ次テ全國各方面ノ同志ノ間ニ一大新

政治團體結成ノ叫ビヲ聽ク是ニ於テカ下名等ハ取敢ヘス同志ヲ集メテ幾數回左ノ如キ中合セノ下ニ廣ク同志ノ協力ヲ求ムルコトトナセリ既成愛國諸團體ヲ清算統合スルト共ニ國民ノ凡有階層ニ分散セル革新的諸勢力ヲ集結シ速ニ一個強力ナル國民運動ノ主體ヲ結成スルコト先覺同志諸彦事ハ簡明ニシテ多ク敘説ヲ要セス下名等ノ微志ハ恐ラク以上述フル所ニ依ツテ充分諒トセラルヘシ願クハ現下時局ノ重大性ニ鑑ミ此ノ秋ニ於テ我等國民ノ歴史的民族的使命ヲ自覺シテ一切ノ感情ト行懸リトヲ放棄シテ小異ヨリ大同ヘノ旗印ノ下ニ參加協力セラレンコトヲ切望ス

昭和十一年四月

世 話 人

(二) 八月會の動向 關西方面に於ける國家主義團體の中心人物等を以て結成せる八月會に於ても二・二六事件の直後に於て一時戰線統一の促進を圖らんとする機運ありたるも、其後幹部間に時機尙早論者と促進論者との對立を生ずるあり、其他感情問題、利害問題等複雑なる事情等の爲め、定期の會合を開催するも戰線統一問題に關しては協議することを避けつゝあるの狀況にして、僅かに吉田賢一、(皇國農民同盟)、藤岡文六(愛國政治同盟)等が、個人的立場に於て秘かに同志の間を奔走しつゝある外、大日本國家社會黨大阪黨務局に於て「維新政黨結成」に關する意見を發表して、「維新的大衆政黨の結成」を要望せるに過ぎざる狀況なりとす。

而して本會は東京を中心として結成せる二月會の戰線統一運動とは何等の連絡なく、一時巷間に於て二月會と八月會とは合流せんとするやに傳へられたるも、八月會の一部に於ては二月會に對して (1) 二月會員は概ね札附の政治屋なれば利用さ

るゝ虞あること (2) 眞面目なる青年層の支持なき頽廢なること (3) 概ね自己勢力擴張の具に供せんとする傾向あること……等を擧げて合流に反對的意嚮を持ちつゝあるの狀況にして目下の處兩者の合流は困難なる事情にありと認めらる。

政黨運動の狀況

一、新日本國民同盟の情勢

(一) 本部派 本同盟は曩に帝都不祥事件勃發當時、不穩の策動ありたる爲委員長佐々井一晁以下約六十名は警視廳に於て一齊檢舉(既に大部分は釋放)を行ひたるは既報せる處なるが其後佐々井は四月二十六日漸く釋放せられ、其他留置取調中の幹部も漸次釋放せらるゝ模様なり。而して右檢舉後の留守本部には、神田兵三、半谷、佐々木、志村、紙谷等數名が一般事務及之が善後措置に當り居れるが最近同盟一部分子中にありては本事件勃發に際し、本部首腦部は其の無定見、日和見的態度を完全に暴露したりと爲し、本部不信の聲漸く高く、既に同盟を離脱せるもの、或は革正會に好意を寄するもの、或は全般的國家主義陣營に慍らずとして運動の第一線より退かんとする者等相次ぎ漸次各地方の動搖を見んとする情勢にあり。茲に於て前記留守本部にありては急遽之が對策協議の結果取敢ず四月二十四日付を以て後記(一)の如く「全同盟員に告ぐ」と題し「同盟の新運動方針は本部首腦部に於て慎重熟議を重ね權威ある方針を決定し、更に戒嚴令の解除を待つて全國代表者會議を開催する」旨の通達及神田兵三の名を以て後記(二)の如く最近に於ける本部の動靜報告と激勵の文書を作成全國各同盟員宛發

政黨運動の狀況

政黨運動の状況

送する所ありたり。

尙本同盟は從來黨機關紙として「錦旗」並「錦旗國民軍」を發行しつゝありたるが、最近極度の財政難に陥入りたる爲「錦旗」のみは四月末限り之を廢刊したり。

(二) 章正會 革正派に於ても既報の如く其の中心人物高橋忠作の檢舉に加へて最近極度の財政困窮を告げ一時結束を誓へる同志も自然相離反の状況にて其の運動全く休止の狀態にあり。一方高橋の檢舉により同家族の生活苦に同情せる一部地方同志間に於て、之が家族救援運動を起さんと寄々協議中なるが現在何等發展性なき模様なり。

後記(一)

全同盟員に告ぐ

昭和十一年四月廿四日

新日本國民同盟本部

同盟員 殿

今次事變後の新しき政治經濟國際等の諸情勢並にその將來の見透し及びそれに立脚する我が同盟の新運動方針は近く本部首脳部に於て慎重に熟議を重ねて「權威ある方針」を決定し、更に戒嚴令の解除を待つて全國代表者會議を開催徹底的討議の上今後の一大飛躍を期するものである

それまで全同盟員は如何なる流言デマ等に耳をかさず、靜かなる事林の如き姿勢の下に我が同盟傳統の誇りであり且つ生命である鐵石の結束振りを示されし。

以上

後記(二)

謹啓

全國の同志諸君には二三六非常の嵐の中に巍然として冷靜沈著に同盟の組織強化のため御健闘の事と拜察し、謹んで厚く感謝の意を表します。

戒嚴令下の帝都は極めて平靜でありますが、御承知の如く政治的集會が禁ぜられ、言論出版にも制限が下されてゐるので、我が同盟本部としましてこの際集會並に今次事變の真相報告並に批判等に關する通達、その他の印刷物の作成發行は遠慮をして、靜かに時間の経過を待つて居ります。

然しながら本部は現在、中谷彰造、佐々木山宗、志村芳太郎、紙谷一雅の諸氏及び不肖神田兵三が宿泊變兵を共にして、張り切つた元氣で本部の事務を執つて居りますから御安心下さい。

東京府下の各部に於きまして

思田益太郎 渡邊半十郎 三田源太郎(群馬縣)

長谷川櫻井 津村利三郎(兵庫縣)

等の諸氏から、何れも發刺たる元氣で御健闘の由、御便りを得て喜んで居ります。

また佐々木委員長、三木亮孝御兩氏も近日勇姿颯爽として本部へ御歸りになりますので、これまた何よりも嬉しく喜んで居ります。

尙最近地方では各種の流言蜚語やデマが飛んでゐる模様ですがこの際等としてはさう云ふものを一切無視したいと存じます本部としては何れ適當な時期を得て、絕對信頼すべき權威ある客觀情勢の真相、將來の見透し等に關する報告を同志諸氏に行ふ方針でありますから、地方支部に於かれましては冷靜なる態度を以て、組織の擴大強化に専念せられん事を要望して止みませぬ。最後に、貴支部の御近況に就て、御手紙を頂きますれば、本部としても甚幸の至りであります。

草々

昭和十一年四月二十四日

新日本國民同盟本部に於て

各支部同志殿

神田 兵三

市原利造(千葉縣)

高柳清一郎(新潟縣)

田島利武(和歌山縣)

手島剛毅(大阪)

西山忠雄 井戸喜一(岐阜縣)

荒深長藏 森慶次郎 樋口寅吉 堀西 實(三重縣)

等の諸氏を始め支部幹部一同何れも非常な元氣で、一絲亂れぬ支部の統制振りを發揮して居られ、或は電話、或は手紙等々で絶えず本部を激勵鞭撻して居られます。

更にまた。

森川 薫雄(本所支部)

柏川慶一郎(早稲田支部)

吉田六郎(杉並支部)

濱中吉太郎 小根重義(江戸川支部)

内山一平 山川 小池 加藤 中西 橋本(向島支部)

山口(四谷支部)

末岡章成 小林古詩 伊藤勇吉 竹村 池添 富永

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

磯 祐知 古山 興 美座暢夫(世田谷支部)

二、大日本國家社會黨の動靜

本黨は昨春の内紛以來戰鬪的人物の缺除と極度の財政難等の爲其後何等見るべき活動なく黨勢極めて不振の情勢にあり、而して黨首腦部は黨が現状の儘推移するに於ては必然自滅の外なしとて之が局面打開の爲種々對策に腐心中なるが、四月十

政黨運動の状況

三五

八日黨首石川準十郎方に於ける幹部の會合に於ては現下黨内外の情勢に於て黨が積極的に此難局打開の策なきを以て寧ろ此際第一線の活動より一步退却し、當分各自生活の途を確立し、然る後心機一新黨の建直しを行ふべく、而して此間専ら機關紙「國社」の發行により黨の宣傳擴充に努めることの方針に大體決定したる模様なり。然れ共他面本黨は近時急速に擡頭しつつある愛國戰線統一運動に對し、特に大なる關心を拂ひ相當積極的熱意を以て之が動向注意中にして既に本運動關係として、黨の地方的主勢力を爲す大阪府黨務局が昨年夏「純正日本主義者の全國的連絡と結合」を標榜して同地方右翼分子を以て結成したる「八月會」に參劃し、爾來同會の主動勢力として之が機運促進に努めつつあり。偶々這般の帝都不祥事件の勃發により之が機運の急速度に進展するや同會は更に此機に乗じて所謂「維新政黨」の一大結成に迄發展せしむべく態度を決定し、既に之が運動の具體化に努めつつあるが黨務局としても右八月會との關係に於て此際黨の態度を決定するの要ありとし、曩日來樋口喜徳外二名の幹部に於て起稿中の處漸く其の成案を得たるを以て、四月十日大日本労働組合協議會機關紙労働新聞紙上に「維新政黨に對する大日本國家社會黨の要望點態度」と題し之を登載發表したり。即ち之に依れば「黨が新黨に參加することは舉黨一致せる意圖である」と前提し、「既に一個の政黨として存在する黨は右維新政黨に參加する爲には黨を解消せねばならぬ、而して黨員大衆に對しては維新政黨結成の曉には舉黨之に發展的解消を以て參加すべきことを徹底せしめ黨活動をして一切維新政黨結成の曉を豫想して遂行せしむべきである」と説き更に「斯くの如き我黨が維新政黨に參加する態度であると同時に今日將來に於て維新政黨に參加し、或は參加せんとする一切の日本主義政黨に適用さるべき原則でなければならぬ」と之に參加すべき日本主義政黨としての態度にも論及しありて内容聊か獨斷的見解に過ぎるの感あるも參考の爲之（長文につき拔萃）を別項研究資料欄に登載せり。

因に本文は内容不穩の點あり、同月十四日之を發禁處分に附せられたり。

三、愛國政治同盟の情勢

既報（三月々報參照）の如く、本同盟總務委員長小池四郎は、在京二月會の主體勢力となり愛國戰線の大同團結運動に參劃奔走しつゝありて、同盟の大勢も後記の如く之に順應せんとする模様なるが、一方從來本部首腦幹部に對し不滿を有する一部分分子等は、同盟の二月會參加を以て他派に利用せらるゝ虞あるを理由とし、反對的態度を表明しつゝあるを以て、彼上合同問題の進展に伴ひて内部的に相當動搖を來すには非ざるやと思料せらる。

即ち前敍の如く小池四郎等の二月會參劃に次で、合同問題に共鳴する維新青年隊に在りては、四月十一日參謀部會を開催し維新青年戰線統一運動を議題として協議の結果、現下國內諸情勢の緊迫に鑑みて、右翼陣營の大同團結の絕對必要性を認め、之と併行して青年戰線の統一強化の爲努力すべきことの申合せを爲す所あり、其他横濱、福岡各地方支部に於ても協議を重ね之が實現促進に努めつつあり。

一方本同盟に於て一勢力を有する東京荒川支部長森口作間は、豫て本部幹部等の無氣力乃至利己主義的行動に憤懣を藏し居たるが、這般の帝都不祥事件勃發に際し檢束取調を受けたるを機とし、今後一切の運動關係を絶ちて歸郷するに至りたる爲、忽ち同支部は統制困難に陥り、維新青年隊荒川支隊長本多武良夫一派は、本部並支部幹部に對する不滿より表面意見の相違あるを理由として既に脱退届を提出したるものゝ如く、尙其他に於ても同人等と行動を共にせんとするものある模様にして、而も同人等は前敍二月會の結成に本部首腦者が參加しつゝあるは、將來同盟をして他派の政略に利用せらるゝ虞ありと唱へ提攜反對的態度を表明し居るを以て、之等分子の策動は本部幹部に對する不平分子に對し相當影響を及ぼすものあり

と認めらる。

四、大日本生産黨の情勢

(一) 臺灣總督武官制實現運動

本黨に在りては既報の如く蘭船ジノウ號問題に關し策動して以來、本黨臺灣黨務局を設け置して黨進出の基礎を確め會勢擴充に努めつゝあるが、「最近國際情勢の變化に伴ひ我國南方生命線の意義愈々重要性を加ふるものありて、帝國南進策の據點たる臺灣の政治、經濟、國防の強化確立を圖るは現下喫緊の重要事なるを以て、之が實現を期する爲には總督武官制を採用し、以て總督政治の強化を期するの外途なし」との趣旨の下に左記進言書を作成し、八幡博堂外二名の代表者は、四月十三日首相、陸海相、拓相を夫々訪問し之を提出の上當局の善處方を要望する所ありたり。

左記

臺灣總督政治強化ニ關スル進言書

日本現下ノ内外情勢ト臺灣ノ地位ノ變化ニ鑑ミ臺灣總督ヲ武官制トシ總務長官ノ地位ヲ向上シ以テ總督政治ヲ強化セラレ度ク左ノ事由ヲ附シテ右及進言候也
昭和十一年四月

一、理由

大日本生産黨本部

1. 華府條約廢棄軍縮會議後ノ國際情勢ノ混亂危機ニ際シ我が國南方國防ノ意義ガ重大化シテ來タコト而シテ帝國南端タル臺灣ノ地位ガ列國ノ作戦根據地ノ強化ト對應シテ等閑シ得ザルコト
2. 英國ハ東洋ニ備ヘル爲メ強大ナルシンガポールノ要塞ヲ擴大

ルガ一朝有事ノ際國民的國防力果シテ幾何ニアルカ臺灣自身トシテノ現在ノ國防力ハ餘リニ危イ唯海軍力ニ俟ツ外途ナキ状態ニアル

二、經濟上ヨリ見たル南方ト臺灣

1. 日本ノ國策ガ日滿支經濟ブロックニアル事ハ未ダ完全ト云フ可ラズ日本ハ南方熱地ヲ包含スル事ニ依リ始メテ經濟的自給自足ニ至ルベキナリ
2. 南方ノ富源ニ就テハ云フ迄モナシ原料品食糧品軍需資源皆南方トノ經濟的共存共榮ニ依テノミ解決セラル日本ノ南方發展ハ運命的デアアル大陸政策ガ重要ナルト同時ニ南方經濟政策ハ日本ノ生命デアアル
3. 英米ノ南支ニ於ケル經濟的根據ハ頗ル鞏固ナルモノデアアル英ハ香港ヲ策源地トシテ南支中央ニ深く浸入シテキル彼等ハ鐵道空路無電氣ノ他ノ商業根據地ヲ掌握シテキルガ臺灣ハ隣接ノ地ニ在リテ日本人ノ權益ハ何等南支那ニ有シテナイ、福州、廈門、廣東等邦人ノ事業ハ衰微ノ極ニ放置シテアル

三、文官總督政治ノ諸弊

1. 文官總督ハ政黨派ノ手先トシテ赴任シテ來ルガ故ニ政黨ナリ官僚ノ親分ニ人事ヲ握ラレテキル彼等ハ政黨派閥及一身ノ運命ガ國家國策ヨリ大事トナリ中央政界ノ空模様バカリ氣ニスル
- 從テ國家百年ノ大計ヨリモ任期間ノ功ヲ急ギ事勿レ主義事大主義トナリ内地政界知名士ノ招宴ニ時間ト冗費ヲカケ人氣取リ第一主義ヲ終始スル事トナル

政黨運動の状況

- 強化シ更ニ香港ニ新タニ防備ヲ建設シ東洋艦隊、空軍ノ兵力裝備ヲ倍加シツハアル事公知ノ事實デアアル
3. 米國ハ比律賓ヲ根據地トシテ東洋艦隊及空軍要塞等ヲ強化シ又比律賓ノ新國防法ニ依リ常備軍二萬余ト別ニ三十萬ノ豫備軍養成ノ計畫ヲ爲シテ居ル
4. 英米ノ航空路ハ何レモ東國ヨリ支那ニ結びツキ支那ト協力シテ國內深ク空路ヲ掌握シテキル我が國ハ隣國ニモ拘ラズ支那ヲ始メ南洋ノ何レニモ一ツノ航空路サヘ連絡シテ居ナイ
5. 國防上ヨリ見たル臺灣ハ福州、廣東、香港、シンガポール、マニラ等英米支那ノ空路ニ取圍マレ全ク袋ノ鼠デアアル僅カ二三時間ニシテ飛行機ノ襲來ヲ受クル短距離ニアリ而モ操縦セル船體ノ如ク裸體ノ儘曝サレテキル
6. 臺灣在住内地人ハ僅カ二十五萬人本島人ハ四百六十萬人居

2. 自由主義的色彩濃厚ナル歴代文官政治ガ本島人對策ハ動モスレバ迎合主義トナル爲メ威威實實ノ宜敷ヲ得ズ其ノ威信全ク失墜セリ

3. 官僚的屬夫ニテハ現時ノ國際情勢ニ處シ國防上ノ信念認識ヲ缺ク又臺灣及南方發展ニ對スル指導精神ナシ若シ臺灣ガ内政ノミナレバ總督ノ必要ナカラム臺灣ハ帝國南端ノ國境ニシテ南方政策ノ策源地タル立場カラ南支南洋ヲ對照トスル創造的政治ヲ必要トスル

4. 久シク太平ノ夢ヲ享樂セル結果官吏ノ綱紀亂レ萎靡沈滞ノ極ニアリ宜敷官紀ヲ肅正シテ上下ノ精神カラ叩キ直シ官界ノ威信ヲ確立スベキナリ

四、臺灣總督政治ヲ強化スベシ

1. 總督ヲ陸海軍大將トナシ總督長官ノ地位ヲ向上ニ須ク總理大臣級大臣級ノ大人物ヲ推スコト、臺灣ハ武官總督時代ハ第一流ノ人物ヲ網羅シテキタ文官總督トナリ漸次其ノ地位人格共ニ下落シ南方領土ノ標本トシテ威嚴足ラズ
2. 總督ハ現時ノ國際情勢ハ臺灣ノ地位ニ鑑ミ國防上ノ智識及國家觀念ノ熾烈ナル第一流ノ人物ガ要望サレル自由主義政黨官僚ノ手先ハ絶體ニ不可ナリ
- 臺灣ノ大計畫ハ兒玉將軍ノ總督後藤伯ノ長官時代ニ樹立サレタリト云ハレテキル又最後ノ武官タリシ明石總督ニ於テ最近迄ノ大事業計畫ハ總テソノ基礎ヲ置キ文官時代ハ之ヲ踏襲セルモノナリ文官總督ノ治績學ヲザル以上ノ如キ諸弊ノ結果デアアル
3. 武官總督制度要望ノ聲ハ今や臺灣ノ各階層ニ絶對多數ヲ占

政黨運動の状況

メテ居ル民間官界ヲ通ジ之ヲ熱望セルモノ實ニ臺灣ノ新タナル躍進期ヲ控ヘ諸弊ノ改革ヲ爲シ以テ南進日本ノ皇旗ヲ扶翼

センガ爲ニ外ナラズ

(以上)

(二) メーデー禁止運動

本黨關東本部に在りては、別項關西本部擴大協議會に於て決議せる、メーデー永久禁止運動に關する實行方法を講究中に在りしが、左記建白書を作成し當局に提出することとなり、四月二十四日代表者佐橋尙政外二名は内務政務次官を訪問し之を提出したる上、永久的に之を絶對禁止せらるゝ様を望する所ありたり。

左記

建白

内務大臣潮惠之輔閣下

異常事變ノ後ヲ承ケ多難ナル内外時局ヲ打開ス可ク成立シタル現内閣ハ其ノ政綱大要ノ劈頭ニ國體明徴ノ徹底ヲ宣明セリト雖モ其ノ言ノ甚ダ抽象的ナルヲ遺憾トス、要ハ最も勇敢ニ文教ノ衰頹、國民精神萎靡ノ根幹ヲ匡シ克ク現下ノ難局ニ對處ス可キナリ

我等ハ此際斷乎トシテ其ノ使命敢行ニ猛進セラレシコトヲ望ム現下ニ二六事件ノ餘蘊未ダ冷メズ世上騒然タル只中ニ於テマルクスノ徒輩相寄り歐米模倣ノ直譯メーデーヲ行ハント狂奔ス彼等ハプロレタリアートノ名ニ於テ祖國ノ經綸及民族精神ニ相反スル共產主義民主思想ノ宣揚ニ専念シ民衆煽動ノ功果ヲ得ント焦計ス然

モ是往年歐米追從思想ノ最高潮時ニ於テ不用意ニモ默許セラレ爾來十數年ニ互リ其ノ慣行ヲ馴致シタルモノナリ。而シテ今日國體宣揚、民族意識ノ強調セラル、非常時ニ在リテ尙如斯怪行ヲ認許シ白日ノ下ニ赤旗行進ヲ公認スルガ如キハ皇國民人ヲ冒瀆スルモ甚シキモノニシテ我等國民ノ斷ジテ容認シ能ハザル處ナリ、然ルガ故ニ吾人ハ閣下ノ睿智ト職權ニ因リ彼等ノメーデーヲ永久ニ嚴禁シ共產主義民主思想ノ生育發達ニ膺懲ノ刃ヲ加ヘ其ノ根幹ヲ斷チ以テ亡國の思想ノ殘滓ヲ期セラレシコトヲ熱望ス

昭和十一年四月二十四日

大日本生産黨本部

内務大臣潮惠之輔閣下

(三) 關西本部擴大協議會の状況

關西本部に在りては、四月十七日大阪市中央公會堂に於て第十五回擴大協議會を開催せるが、當日は吉田益三外二十九名出席の下に午後七時四十分開會し、宣讀文朗讀及書記局の事業報告ありたる後、狩野嚴議長となり、吉田委員長より「國內現状の打開には我黨の主張する政策を實行するの外途なく、且今後黨は從來の觀念的宣傳

運動を排して飽迄も實際運動に乗出すと共に、一面黨内部の全面的改革を要するものある」旨の激勵的訓示ありて議案審議に移り、(1)暴ソ膺懲の件(關係當局に進言することとして實行方法は書記局一任) (2)大阪府會道市會の腐敗を膺懲し即時解散運動を捲起すの件(可決) (3)加盟支持各勞働團體の組合聯合組織の件(黨組織の強化を圖る爲支持勞働組合の産業別聯合會を組織すること、可決) (4)現内閣に對し左記諸政策實行進言に關する件 (一)華族制度の改革、(二)政治組織の簡易化、

(三)選舉法の改正、(四)徴兵制度の改正、(五)警察制度の改正、(六)教育機關の改正、(七)税制の徹底的整理、(八)メートル法廢止、(九)産業の民業的公營、(十)金權の奉還等の諸政策は關東本部と協調し内閣調査局に進言すること、可決したる後緊急動議 (1)メーデー永久撤廢の件(内相に建白書を提出すること、可決) (2)皇道政治へ民主主義政治參刺否認の件(檢討の餘地ありとして委員長一任) (3)同志社大學内騷擾事件に對する聲援の件(聲明書を作成し實行方法は京都支部に一任、可決)斯くて議事終了し、各地支部代表者の地方情勢報告ありて同十時十分散會したり。

五、立憲黨正會の情勢

本會に在りては恒例に依る春季全國聯合支部代表者會議が、這般勃發せる帝都不祥事件により東京に於て開催不能となりたる爲、之に代ふべく各地に於て聯合支部代表者會議を開催せしめつゝある外、四月二十一日より三日間別府市に於て西日本政治講習會を開催(田中總裁以下約百名出席)し、會の宣傳班會員、基金獲得運動に關し鞭撻激勵する所ありたり。

而して本講習會に出席せる犬塚卯作(長崎)外有志等は、敍上會員、基金獲得運動の統制機關として、近畿以西各支部を打つて一丸とする西日本聯盟を組織し之が目的達成を圖ることとなり、講習會終了後會合協議したる結果左の組織方針を決定する所ありたり。

政黨運動の状況

左記

- 一、趣旨 西日本政治講習會の實績を擧げ以て昭和十一年度總裁命令會費百二十五萬、資金三十萬圓を達成せんが爲、西日本各支部助成督勵の統制機關を設置す。
- 一、名稱 立憲義正會西日本聯盟。
- 一、地域 京都以西とし統制區を近畿、中國、四國、九州の四區に分つ。

一、役員

- 司令 犬塚卯作(長崎)
副司令 武内辰之助(兵庫)
近畿統制區委員長 谷本平吉
中國統制區委員長 岡崎門吉(廣島)
四國統制區委員長 栗山吉清(愛媛)
九州統制區委員長 間庭信一(福岡)

六、社會大衆黨の情勢

(一) 第二回中央執行委員會の情況 國家革新の時流に棹し唯一の無產政黨として新興勢力を代表し顯著なる躍進を續けつつある社大黨に在りては、最初の闘争場面たる第六十九回特別議會の切迫するにつれて廣田内閣に對する態度並に議會對策を決定すべく、黨所屬各機關を總動員して戒嚴令下に於て可能なる最大限の活動を爲し周到なる準備を進め來れるも、本年一月の黨年度大會に於て決定したる特別議會開會直前開催豫定の黨臨時大會は一切の政治的集會が禁止せられたる爲め開催不可能となりたるを以て、之に代はるべき中央執行委員會を開催すべく、四月十六日に召集狀を、二十三日に書記局名を以て出席方督勵の文書に夫々發送し、二十六日黨本部に常任中央執行委員會を開催して議案及び代議士宣誓式舉行に關する件を協議決定し、愈々翌二十七日東京市芝區三田四國町日本勞働會館に於て、中央執行委員六十四名出席の下に第二回中央執行委員會を開催せり。警視廳當局に於ては戒嚴令下なるの故を以て議案中政治問題を主眼とするもの(議案第三號乃至第九號)は之を説明討論せしめず單に項目のみを朗讀するに止め、其の質疑答否は後日書面を以て審議すべき事並に會同者は中央執行委員のみに限定すること等を諭示して任意制限の上開催せしめたり。

當日上程されたる議案は次の如し。

(1) 議案

- 1 昭和十一年度各部執行方針
- 2 代議士會組織に關する件
- 3 特別議會對策の件
- 4 議會制度及び行政機構の改革に關する建議案
- 5 大衆増税絕對反對の件
- 6 重要産業國營に關する決議案

- 7 重要産業統制法改正に關する決議案
- 8 雪害對策に關する件
- 9 廣田内閣に關する件
- 10 本部會館建設促進の件
- 11 會議時間勵行に關する件

(2) 廣田内閣に對する態度 既に屢次(三月九日及び四月十八日附社會大衆新聞「社説」)黨の態度を聲明し來れるが、更に當日「廣田内閣に關する件」を議案とせり。本件に關しては討論が禁止されたるも其の内容は次の如し。

記

- 二二六事件の突發に依り岡田内閣の後を享けて成立せる廣田内閣に對して我黨の態度を闡明せる所であるが、特別議會を前にし第二回中央執行委員會の開催に際し茲に再び左の如く聲明せん。
- (1) 我黨は二二六事件の直後新に成立すべき新政權は、事件の貴重なる國家的犠牲を生かし、三度かゝる不祥事件の絶滅の爲めに斷乎として舊制度の改革、國民生活の安定を期すべき眞に勤勞國民大衆を基礎とする革新政權の樹立を要望した。
 - (2) 然るに廣田内閣は、齋藤、岡田兩内閣と同様に舊態依然たる財閥、軍部、官僚、既成政黨等の一部特權階級の合作による現

政黨運動の状況

- 狀維持的偽裝舉國一致内閣である。
- (3) 廣田内閣は其の施政方針に於て内治、外交、財政及び諸般の改革を發表し革新的政策の遂行を聲明せしにも拘らず、何等の具體的政策を明示せず。
 - (4) 一方廣田内閣は税制の改革、電力の國營問題等に於て聲明を二、三度し其の無方針と弱體を暴露し、更にメーデー問題及び我等の政治的集會等に對し非常時局の名の下に不當なる拘束を強要し、自ら現狀維持政權の正體を暴露しつつある。
 - (5) 我黨は廣田内閣の斯くの如き反大衆性、反革新性に對し唯一の在野黨として國民大衆の要望を體し大膽果敢に戦ふと共に、左の革新政策の實行を要求せんとするものである。

政黨運動の状況

- イ、重要産業の國營
 - ロ、金融、保險並に貿易の國家管理
 - ハ、耕作權を確保する土地の國家管理
 - ニ、重要農産物の國家統制
 - ホ、税制の根本的改革
- 如上の諸政策斷行の前提として、當面緊急實行すべきものとして左の諸項を要求す。

(3) 本年度活動方針 尙本年度一般方針書は客觀的情勢を批判せざるを得ざる爲提出せざりしも、昭和十一年度上四半期闘争報告(六頁)に次の如く發表したり。

記

我黨は今回の總選舉戦に依つて一大發展を遂げ、正に全面的攻勢闘争へ躍出すべき絶好の機會に際會したのであるが、時偶々二、三事件の勃發に依つて我等が闘争を來るべき特別議會に集中し、更に戒嚴令明けに持越さざるを得なくなつた。然し、今や我國の超非常時局に際し全國の國民大衆は我黨に囑望する所絶大である。我等はこの國民大衆の要望に應答せんが爲めには、内部的には黨内統制の確立を期し組織擴充と共に、對外的には我黨立憲の精神を堅持して果敢なる闘争を行はなければならぬ。

我等は今年度の執行方針に準據して、
イ、黨勢の倍大化運動を強力的に展開し未組織大衆に對し猛烈に働きかけねばならぬ。

(二) 第六十九回特別議會對策

(1) 黨各機關の活動

(イ) 特別議會對策委員會 常任執行委員會の決定に基き來るべ

き特別議會闘争の參謀本部として特別議會對策委員會を設置し、四月十日及び二十四日に其の會合を催したり(委員長三輪壽壯)。

(ロ) 代議士會 又去月二十一日常任事務打合會に於て特別議會對策委員會の決定事項を院内に於て實行する爲め代議士會組織の件が議せられ、本月二十三日附中央執行委員長名を以て「黨の對議會策を協議し特別議會に臨む黨の陣容を整へる爲め」之を召集すべく召集狀を發送し、更に第二回中央執行委員會に於て本會を組織すべきことを決定し、安部磯雄宣誓文(我黨立憲の精神を體し、綱領に基き黨規を遵守し、勤勞大衆の生活擁護と無産階級解放の爲めに戦ふ 右宣誓文)を朗讀し各代議士之に署名せり。而して翌二十八日右代議士會を開催し規約及び會長(安部磯雄)院内幹事及び交渉員(河上丈太郎、龜井貫一郎、淺沼稻次郎)等の役員を決定し、尙ほ院外連絡係(三輪壽壯、松岡駒吉、渡邊年之助、平野學、喜入虎太郎)を設置せり。

(ハ) 其の他四月九日には黨本部に勞働組合關係代議士團の打合會を開催し、來るべき特別議會に於ける勞働立法制定促進の爲めの闘争並に一般勞働對策を協議し、十六日には第二回黨國際部會を開催して本年度大會に於て決定されたる外交政策(月報一月號參照)に基き特別議會に於て主張すべき外交政策左記を確定し、更に又二十三日には農村關係代議士會を開催せり。

記

黨の外交政策

1. 日ソ不可侵條約の即時締結、平和的手段による滿蒙ソ間の國境線の決定を通じて日ソ間に低迷する戰雲の一掃を圖り、日ソ關係の整調を期すること。

政黨運動の状況

2. 英國勞働黨が最近の同黨大會に於て決議し同國々會に提議したる世界資源衡平化に關する政策を支持し、これと相呼應して國際經濟の衡平化、貿易及び移民の自由を基礎とする新世界平和機構樹立の爲めの國際會議開催を提唱すること。

- イ、政治制度の改革と選舉法の徹底的改正
- ロ、資本家増税による消費税の徹底的輕減
- ハ、中小商工業者に對する金融機關の設立
- ニ、國民年金制の制定
- ホ、農家借金の徹底的整理
- ヘ、勞働組合法、小作法の制定
- ト、醫療機關の公營

ロ、支持勞農諸團體との連絡を強化し黨との有機的活動を助成し

- ハ、市民團體の急速なる全國的結成を完成し、勞働組合、農民組合と共に我黨の基本的支持組織を完成せねばならぬ。
 - ニ、非常時局突破の我黨「國策案」の作成を進め、政策闘争に勤勞大衆を動員すべきことが肝要である。
 - ホ、黨の自らの發展強化の爲めには教育運動を強行し青年隊の活動と相俟て後續部隊の養成に努めねばならぬ。
 - ヘ、言論機關を擴充し
 - ト、本部事務所の建設を完成せねばならぬ。
- 昭和十一年四月

政黨運動の状況

(2) 政黨機關に於ける決定事項 (イ) 政府提出法案等に対する態度並に黨に於て提出することに決定したる議案は次の如し。

記

政府提出法案に対する態度

1. 退職積立金法案 修正意見を附して賛成
 2. 職業紹介法中改正法案 改正要點たる職業紹介の國營論の立場に立つて賛成
 3. 國民健康保險法案 黨独自のものを立案提出
 4. 重要産業統制法中改正法案 消費者本位の統制に重點を置くものならば政府に追隨して賛成し之を強調す
- (ロ) 黨提出と決定せし議案は次の如し。

1. 勞働組合法案
2. 商店員保護法案
3. 船員法中改正法案
4. 工場法中改正法案
5. 小作組合法案
6. 小作法案
7. 米專賣法案
8. 百貨店統制法案
9. 借地借家法中改正法案
10. 民衆商工金庫法案
11. 金融組合中央金庫創設案
12. 商工組合法案

5. 米穀自治管理法案
 6. 産産處理統制法案
 7. 重要肥料業統制法案
 8. 地方財政援助交付金制要求す
 9. 豫算案に対する方針 一月十八日黨年度大會の趣旨(月報一月號参照)に基く
- 反對(研究資料欄黨調査部資料第二號)農村關係政府案に対する見解参照
- 反對、社會的地方交付金制確立を要求す

13. 都制案
14. 五大都市特別市制案
15. 産業勞働統制に關する決議案
16. 民權伸暢言論自由決議案
17. 漁民の生活權擁護に關する決議案
18. 生絲産業國營に關する建議案
19. 兵士家族に對する生活補償法制定の件
20. 國民生活安定を目的とする社會立法に關する決議案
21. 議會制度及び行政機構の改革に關する建議案
22. 重要産業統制法中改正に關する決議案
23. 重要産業國營に關する決議案(産業國營に關する黨の意見は、研究資料欄黨調査部資料第一號重要産業國營案要綱参照)

(ハ) 勅語奉答及起草委員としては安部磯雄、國務大臣に對する一般質問擔當者としては麻生久に夫々決定(二十八日代議士會に於て)、又役員選舉に就ては議長、副議長、全院委員長を安部磯雄、鈴木文治、杉山元治郎に夫々決定せり。

(ニ) 組合會議との連絡 特別議會開催中勞働關係諸法案の提出其の他政府に對する質問等に關しては組合會議と密接なる連絡を緊要とするを以て、組合會議關係の幹部松岡陶吉をして院内詰となし連絡に遺憾なきを期することに決定す。

(ホ) 院外大衆運動 戒嚴令が延期さるゝ模様につき本件は今日の狀態上取止めとすることに意見一致す。

(ヘ) 交渉團體組織に關して本件に關しては黨諸機關の會合(十日の特別議會對策委員會及び二十八日の代議士會)に於て特に屢々論議されたる所なるが、黨は現在十八名の代議士を獲得し居るを以て無理をせず今暫く靜觀し、第一控室の傳統を以て進み機會を見て交渉團體組織に向ふも遅からざるべしとの意見を以て進みつつあり。

(三) 其の他の活動狀況 (1) 東北、北陸地方雪害對策運動 本運動に關しては同地方支部に於て三月に引續き演說會の開催、具體的對策の樹立等活潑なる活動を行ひつゝあるが、四月十二日より二十一日迄新潟及び東北六縣下に於て雪害救済要求大演說會を開催し、本部よりは鈴木、杉山、片山、水谷、川俣、阿部、三宅の各辯士を各地に出張せしめたり。

(2) 黨勢の伸張狀況 時局の刺激による個人的入黨の申込増加と共に、黨の執行方針に基きて全國各地に組織の擴大を見つゝあり。即ち四月中に支部の結成又は再建を見たる縣は宮城(鹽釜、石巻支部)、靜岡(小笠掛川、藤枝支部)及び愛知(名古屋支部再建)にして、目下組織の準備又は計畫中であり或は復活の氣運濃厚なる地方としては北海道(釧路、旭川、札幌、小樽、函館)、千葉(野田、木更津)、群馬(桐生)、神奈川(平塚)、岐阜(岐阜支部)、石川(金澤)、三重(桑名、松坂、四日市、宇治山田)、大阪(此花區支部春日出聯合分會)、兵庫(支部聯合會)、鹿児島(鹿児島)等なり。

政黨運動の状況

(B) 市民團體の結成 黨市民委員會は労働團體、農民團體と並びて黨支持團體として「全國各市町別に特に六大都市に於ては區を單位として市民團體を結成し、それを府縣聯合に統一し、更に全國結成に向け全力的に努力すること（市民委員會執行方針）」となせるが、四月中には東京市浅草區「勤勞市民俱樂部」の結成を見たり。

労働運動の状況

一、メーデー禁止に對する各労働團體の反對策動とメーデー排撃運動状況

来る五月一日の第十七回メーデー示威運動は時局に鑑み治安上之れを全國的に禁止せるが之れに對し社會民主主義等の労働團體は、如斯は永年敢行し來れる労働者唯一の意義ある示威運動に對する不當彈壓なりとして禁止反對の策動を開始し一方日本主義労働團體等は從來のメーデーは亡國のなりとして之れを機會に永久禁止すべしと之れが排撃運動を展開する處ありたるが左に其の概況を摘記すべし。

(一) 各労働團體の禁止反對運動状況

(1) 日本労働組合會議本部の動靜 組合會議に於ては去る三月廿七日の政治委員會に於て「メーデー禁止に對する對策の件」を協議したる結果「東京に於けるメーデー示威運動を禁止することは已むを得ざるも全國的禁止は理由なし依つて内相、次官、警保局長を訪問其の理由を訊し反省を求むること」を決定し、同月三十一日

會長松岡駒吉、主事菊川忠雄の兩名は内務省を訪問當局者と會見して全國的禁止は不當なる旨陳情せるに、當局より禁止するに至りし事情等詳細説明を受け之れを諒として辭去せり。

而して本月十日の政治委員會に於て改めて「メーデー對策の件」を協議したる結果本年は組合會議としてはメーデー示威運動を中止することに決定せり。

(2) 組合會議大阪地方協議會の動靜

本協議會に於ては去る三月二十五日委員會を開催して當局のメーデー禁止に抗し他迄自主的統制あるメーデーを舉行することとし、メーデー部隊長等を決定すると共に大阪府知事に對しメーデー舉行要請書を提出することに決定し、同月二十六日代表川村保太郎九名は大阪府警察部長を訪問して別記(一)の如き要請書を提出したる後、例年通りメーデー示威運動を舉行し得る様特別の御配慮乞ふ旨陳情せり。之れに對し警察部長等より禁止の事情等説明あり之れが中止方諭示したるに一同之れを諒とし引揚げたり。

(3) 組合會議神戸地方協議會の動靜

本協議會にありては去る三月二十七日メーデー實行委員會を開催して對策協議せる結果關東と關西とは社會情勢を異にするを以て、此際當局の態度如何に拘らず自主的にメーデー示威運動を舉行することに意見一致し、之れが實行方法等を決定すると共に兵庫縣當局に陳情することに決し、翌二十七日今津菊松(總同盟)外數名は兵庫縣當局を訪問し「關西地方のメーデー示威運動迄禁止することは、將來労働組合等に對し政府は彈壓の手を下す前提の如き感と與へ労働運動の萎靡沈滞を來す一方無産大衆の不満を一層増大し資本家の横暴を増長せしむること明かなり、又社會不安ならば慣例となりたるメーデー其他の催を禁止することが益、社會不安を増す原因となるが如く思料せらる云々」と陳情する處あり、之れに對し縣當局は社會情勢を説き諭示したるが大體に於て當局の意のある處を諒解せるも其後數回同様

労働運動の状況

陳情を爲したる模様なり。

五〇

(4) 組合會議中部地方協議會の情勢 本協議會は三月二十八日執行委員會を開催し、メーデー對策の件を協議したる結果、當局のメーデー示威運動の禁止は不當彈壓なるを以て縣當局を訪問し禁止理由を訊し理由の如何に依りては徹底的反對闘争を開始することを決定せるも其の後何等反對的行動等開始せず。

(5) 組合會議神奈川縣地方協議會準備會の動靜 本準備會に於ては本月十四日代表山川宗彬外五名縣當局を訪問しメーデー示威運動舉行容認方陳情せるが當局より中止方諭示せられ之れを諒解せり。

(6) 關東労働組合會議系團體(全評、東交、市從、自勞の左翼團體)の動靜 都下各新聞にメーデー禁止の記事掲載さるるや本組合會議系の團體たる全評、山花秀雄外三名は去る三月二十七日警視廳當局を訪問し、メーデー示威運動禁止の真相に付き説明を求め更に内務省を訪問同様禁止理由等を聴取し退出せり。而して右代表は同日東交本部に於て對策協議の結果本年度メーデー示威運動の不許可は決定的なるを以て、示威運動に代るべき何等かの催に依り意義あらしむべく夫れには日本労働組合會議に共同闘争を申込むこと等を決定し、右決定に基き同月三十日代表東交佐々木澤三外三名は總同盟會長松岡陶吉と會見し、メーデー禁止反對運動の共同闘争の申込をなしたる處、松岡は「東交、市從とならば共同闘争可なるも全評が加入し居る限り共同は御断りする」と拒絶せる模様なり。

而して右代表は本月二日東交本部に集合して内相にメーデー禁止反對陳情を爲すことを決定し、本月四日代表加藤勘十外三名内務省當局を訪問し別記(二)の如き要請書を提出して續々反對陳情を爲せるに對し、當局者より禁止理由を詳細説明され之れを諒として辭去せり。

(7) 大阪地方労働團體協議會の動靜 全評、市電從、勞救、全農等の在阪左翼社會民主々義團體を以て結成せる本協議會にありては三月二十七日協議會を開催して、日本労働組合會議系のメーデー對策協議會に参加すること及メーデー禁止反對の聲明書を發表すること等を決定し同月廿九日附を以て「メーデー禁止さるのデマに對し聲明す」と題する聲明書を關係方面に配布せり。

(8) 在阪無産團體メーデー對策協議會の動靜 在阪各左右労働團體を以て結成せる本協議會にありては、豫てよりメーデー舉行に關し準備を進めつゝありしが、組合會議の決定に基き本月十八日の準備委員會に於て本年度のメーデーは中止し當日限り本協議會を解散することに決定、同日附を以て別記(三)の如きメーデー中止に對する聲明書を發表せり。

(9) 全評神戸地區の動靜 本團體にありては本月十五日代表森口新一外二名兵庫縣當局を訪問し、メーデー示威運動舉行方陳情する處ありたり。

(10) 神戸市電從業員組合の動靜 本團體に於ては本月十五日代表竹谷政一外四名兵庫縣當局を訪問し前記全評同様メーデー舉行方に關し陳情せり。

(11) 高知縣メーデー闘争對策協議會の動靜 全勞、總同盟、全農等の各縣聯を以て結成せる本協議會は本月十六日代表全農田村乙彦外五名縣當局を訪問し、例年の如くメーデー示威運動許可方陳情する處ありたり。

(12) 社大黨の動靜 社大黨にありてはメーデー禁止に關し戒嚴令下たる東京地方は已むを得ずとするも、戒嚴令施行外地域に至る迄之れを禁止せるは社會運動に對する不當彈壓なりとして、本月十五日代表藤生久、淺沼稻次郎外四名内相を訪問し、別記(四)の如き意見書を提出して陳情する處ありたり。

労働運動の状況

五一

(二) 日本主権回復のメーデー排撃運動状況

(1) 愛國労働組合全国懇話会の動靜

本團體にありては本月十九日の結成式

に於ける決定に基き、翌二十日の常任委員会に於て國體明徴に關する決議文を作製し、其の翌二十一日代表高山久藏、赤崎寅藏外五名は首相、内相、陸海兩相等を訪問し、別記(五)の如き要請書を提出してメーデー排撃其他に付き陳情する處ありたり。

(2) 建國會等の動靜

建國會、愛國青年聯盟、愛國労働聯盟、大日本愛國義團、日本精神宣揚會、國粹大衆黨の六團體に

ありては「亡國的メーデー永遠撲滅斷行」の措置を講ずべきものなりとして、三月二十九日代表赤尾敏外五名内相及警保局長を訪問し、別記(六)の如き建白書を提出してメーデー撲滅に關し陳情する處ありたり。

(3) 大日本生産黨の動靜

生産黨代表佐橋尙政外二名は、本月十七日内務次官を訪問し、別記(七)の如き建白書を提出し

てメーデー永久禁止に就て陳情せり。

別記(一) 要請書

(組合會議大阪地方協議會より大阪府知事宛)

最近新聞紙ノ報ツル所ニヨレハ内務省ニ於テハ本年度ノメーデーヲ全國的ニ禁止スルノ事テアリソノ理由トスル所ハメーデー舉行日ノ五月一日カ特別議會ノ召集日テアリ又帝都ニ於ケル二・二六事件直後ノ世情ニ鑑ミ治安維持ノ立前カラ禁止スル方針ヲ決定サレル様テアルカ吾々ハ左記ノ理由ニヨリメーデーノ舉行ヲ禁止セサル様閣下ノ御配慮ヲ賜フコトヲ要請イタシマス

理

由

一、我國ニ於ケルメーデーノ舉行ハ大正九年以來毎年ノ年中行事ニシテ特ニ本年度ニ限り治安維持ヲ破壞スルカ如キ事アルヘキ筈ナシ

二、同一産業下ニ於テ諸種ノ労働組合力存在シ異リタル指導精神ヲ以テ之ヲ統制スルコトハ労働者ノ利益ニ反スルノミナラス労働者ノ一元の統制ニヨツテ産業協力ヲ念トスル吾々ハ年一回ノメーデーカ同一精神ニヨツテ統制セラレコレカ爲ニ各組合間ノ融和ヲ深メ労働組合ノ一元の統制ヘノ過程ヲ近カラシメ勞資ノ尖鋭ナル階級對立ヲ緩和シ、著實ナル産業ノ發展ニ資スルノ道ヲ拓クタメニ絶好ノ機會トナリ來リタルコト

三、合法的且ツ自主的統制ヲ以テ行レル運動ヲ抑制スルコトハ無暴ナル資本家階級ヲ更ニ助長セシメ從ツテ現廣田内閣ノ國民生活安定ノ方針ト背馳スル結果トナルコト

四、我國ノ労働組合運動ノ主流カ労働立法促進委員會カラ労働ク

ラブヘ更ニ日本労働組合會議ニ發展セシメ日本ノ國情ト國民性ニ立脚シテ之カ運動ノ機運ヲ産業協力ニ求メ不當擯取ヲ艾除シソノ上ニ結束スル労働階級ノ生活確保ニ向ハシメルノ大乗の方途ニ進メツ、アルハ其ノ地域ニ於ケル組織労働者ヲ一場ニ集合セシメ同一指導精神ニヨツテ嚴タル統制ヲ訓練シ來リタルメーデーノ舉行力ヲ助成促進セシメタル重大ナル因由トナリタル事五、本年度ノメーデーハ二・二六事件直後ノ世情ニ鑑ミソノ舉行ニアタリテハ本年三月十六日開催シタル協議會常任委員會ハ特ニソノ統制ニ留意スル事ヲ申合セタルコト

別記(二) 要請書

政府ハ時局ノ治安維持ヲ理由ニ全國ノ労働組合農民組合其他無産團體ガ既ニ舉行準備ヲ進メツ、アル第十七回メーデーヲ禁止セントスル方針ヲ有セラレコトニ對シ我々ハ全國労働組合農民組合其他無産團體ヲ代表シテ遺憾ノ意ヲ表シ且ツ右方針ヲ撤回セラ

ル、ヤウ要請ヲ行フモノナリ

時局重大ニシテ治安維持ニ萬全ヲ期サザル可カラザル事ハ我我モ亦深ク痛感スルコトコナリ然レドモ我々ガ舉行ノ準備ヲ進メツ、アル第十七回メーデーハ時局ノ治安維持ニ支障ヲ及ボスモノトハ絕對ニ考ヘ得ラズ過去十六回ニ互リテ我々ガ舉行シ來タメーデーハ秩序整然トシテ帝國憲法ノ許容スルコトニ隨ヒイササカモ治安ヲ亂スガ如キコトハ未ダ嘗テ一度モナキ事實ハメーデー創始ヨリ親シク監察ノ上カラ取り來ツタ政府ノ尤モヨク諒解セラル、所ナリ、シタガツテ我々メーデーハ今や社會通念化シ全日本ヲ從斷スル歴史的條件タル性質ヲ有スルニ至ツテ居ルモノニシテメーデーニ對シ正シキ指導ヲ援助トハ日本ノ社會政策上ヨリ極

労働運動の状況

メテ重要ナルコトヲ信ズ然シ技ニ突如トシテ禁止ノ不當ヲ加ヘントスルコトハ靜カナル水面ニ投石スルガ如ク目下時局ノ重大ヲ認メテ嚴ニ自ラ輕舉ヲ慎ミ盲動ヲ戒メツ、アル我々労働無産大衆ノ人心ヲ刺戟シ却ツテ治安維持ニ遺憾ナル傾向ヲ政府自カラガ惹起スルモノト言ハザルヲ得ズ願クハ政府ニ於テモ本要請ヲ受諾セラレメーデーノ禁止ヲ解除セラレルノミナラズ又一般言論集會ノ苛酷ナル制限撤廢ノ英斷ヲ拂ヒ我々労働大衆ニ依然タル精神ヲ以テ治安維持ト産業興隆ニ協力セシメル機會ヲ與ヘラル、様切望スルモノナリ

右要請ス

昭和十一年四月四日

日本交通労働總聯盟本部
日本労働組合全國評議會本部
全國農民組合本部
東京市従業員組合本部

内務大臣 潮惠之輔閣下

別記(三) 本年度メーデー中止に對する聲明書

日本の國情並に國民性に立脚シ之ガ運動の機運を産業協力に求め不當擯取を排除せしめ労働階級の生活確保に對し助成促進せしめ團體的目的主訓練と分散せる我が國労働組合運動をして本來の軌道に向はしめるに重大なる役割を果したるメーデーは回を重ねること茲に第十七回

突如二・二六事件の餘波を受け禁止命令に接した吾らは之に對し戒嚴令下の東京は已むなしとするもその他の地方に適用するは不可なるを具陳し東京以外は之を許すべきを

労働運動の状況

極力力説せるに對し政府當局は

東京は戒嚴令下にある事はかゝる社會狀況が東京のみに限定さるゝを意味するに非ず事實上全國的に戒嚴令を布くべき程度の社會狀況は非常時であつて先般既に警保局長より各府縣當局に禁止方を命令せる次第である但し此の禁止は本年少なくとも共特別議會終了迄に限るものにして其の後に開催を拒むものに非らず況んや今後永久にメーデーを禁ずる意志は絶対になく寧ろメーデーは特權階級に對するプロレタリアの社會的抗議の示威としての趣旨は諒とす。

而して本年のメーデー禁止は決してメーデーなるがための禁止にあらず一切の屋外集會又は示威運動等（建國祭愛國労働祭等も勿論）は之を同様の理由より許さないものである云々

との大體趣旨の回答あり吾等は政府當局の社會狀況に對する態度とメーデーに對する認識とを諒とし我が日本労働組合會議大阪地方協議會並に在阪労働團體第十七回メーデー準備委員會は茲に本年度メーデー示威運動舉行を中止するに至つた而して乍ら其の他の記念催しに對しては聯絡協力するも各團體の自由に委ねる事に決定した

以上の意味に於て各團體は吾が協議會の決定を諒とし當日を有意義に記念せられん事を切望するものである

昭和十一年四月十八日

（以上）

日本労働組合會議議長 松浦 清一
大阪地方協議會議長 前田 種男
第十七回メーデー準備委員長

昭和十一年四月十五日

社會大衆黨本部

別記(五) 要請書

組閣以來貴大臣閣下が國體明徹徹底ノ爲メ日夜ノ御盡力ニ對シ深ク感謝致シマス

吾等愛國労働者トシマシテモ此ノ肇國以來ノコノ非常時時局ニ際シ默視スルコト能ハス茲ニ驟然奮起シテ去ル四月十九日ニ愛國労働組合全國懇話會ヲ結成致シマシタ

就イテハ左ノ三項目ノ決議ニ對シ貴大臣閣下カ即時御實行アラソコトヲ要請スル次第デアリマス

決議

一、國體明徹ヲ徹底的ニ實行スルコト
一、反國體的思想ノ一掃並ニ反國體の團體ノ即時解散ヲ命スルコト
一、亡國のメーデーヲ絕對禁止スルコト

昭和十一年四月二十一日

愛國労働組合全國懇話會

首、内務、陸、海、大臣宛

別記(六) 建白書

吾々同志ガ多年絶叫シ來レルメーデー撲滅ハ遂ニ……本年度ハ斷乎禁止ト決定セル由仄聞スル所ル 反國體的思想運動ノ撲滅ハ邦家ノ爲メ欣快ニ堪ヘスト謂ヘ共當局ハ更ニ百尺竿頭ヲ一步進メ二二六事件ヲ契機トシテ爾今永遠ニメーデー撲滅斷行セラレンコトヲ望ム

労働運動の状況

團體名連名

五四

別記(四) メーデー禁止に對する意見書

一、内務省は政情不安を理由として本年度のメーデー舉行を戒嚴令下に非らざる地區に至るまで全國的に禁止したがこれは事の本来を顛倒せる甚だ遺憾なる措置である刻下の社會不安は鬱積せる労働民衆の不満が不當に抑壓せられたことに原因すること言ふまでもない然らばメーデーの秩序ある示威行進に依つて労働大衆の社會立法に對する要望を表現せしめ、且つ其の要求の實現に努力することこそこの社會不安を解消せしめる一つの方法であると信する徒らに大衆行動を疑懼し、權力を以て強ひて民衆の聲を蔽ひ去らんとすることは過去十數年の苦悶によつて健實なる地歩を築き上げたる我國の労働運動をして再び絶望的な反抗運動に追ひやるものと云はねばならぬ。

東京地方の戒嚴施行下に於けるものは勿論止むを得ざるもそれは東京以外の都市並に農村に於けるメーデー舉行を禁止すべき理由となり得ない

況んや官僚の一部に於いて日本主義を名として社會運動に干渉を加へんとする傾向のあるは我等の斷じて默許し得ざるところである先に愛知縣並に新潟縣においてこの種の地方官吏と我黨支持の労働組合及び農民組合と軋轢を生じたことがあるが、今回またメーデー禁止に際して同様の言動があつた時代の要請たる國家革新の基調を爲すものは言ふまでもなく労働大衆の自主的な解放運動であるにも拘はらず一部官僚がかくの如き態度を持することは革新を口にするに雖も只資本家階級の利益に奉仕するものにすぎざることを我等は確言する

右我等の意見を述べて内務大臣の反省を促す。

別記(七) 建白

内務大臣潮惠之輔閣下

異常事變ノ後ヲ承ケ多難ナル内外時局ヲ打開ス可ク成立シタル現内閣ハ其ノ政綱大要ノ劈頭ニ國體明徹ノ徹底ヲ宣明セルト雖モ其ノ言ノ甚ダ抽象的ナルヲ遺憾トス、要ハ最モ勇敢ニ文教ノ衰頹、國民精神萎靡ノ根幹ヲ匡シ克ク現下ノ難局ニ對處ス可キナリ

我等ハ此際斷乎トシテ其ノ使命政行ニ猛進セラレンコトヲ望ム現下二二六事件ノ餘燼未ダ冷メズ世上騒然タル只中ニ於テマルタスノ徒輩相寄り歐米模倣ノ直譯メーデーヲ行ハント狂奔ス彼等ハプロレタリアートノ名ニ於テ祖國ノ經綸及民族精神ニ相反スル共產主義民主思想ノ宣揚ニ専念シ民衆煽動ノ效果ヲ得ント集計ス然モ是往年歐米追從思想ノ最高潮時ニ於テ不用意ニ默許セラレ爾來十數年ニ亘リ其ノ慣行ヲ馴致シタルモノナリ。而シテ今日國體宣揚、民族意識ノ強調セラレ、非常時ニ在リテ尙如斯怪行事ヲ認許シ白日ノ下ニ赤旗行進ヲ公認スルガ如キハ皇國民人ヲ冒瀆スルモ甚シキモノニシテ我等國民ノ斷ジテ容認シ能ハザル處ナリ、然ルガ故ニ吾人ハ閣下ノ御智ト職權ニ因リ彼等ノメーデーヲ永久ニ嚴禁シ共產主義民主思想ノ生育發達ニ膺懲ノ双ヲ加ヘ其ノ根幹ヲ斷テ以テ亡國的思想ノ殲滅ヲ期セラレンコトヲ熱望ス

昭和十一年四月二十四日

大日本生産黨本部

内務大臣潮惠之輔閣下

五五

二、愛國労働祭の状況

日本主義労働團體等においては一昨年以來四月三日の神武天皇祭を期し、愛國労働祭を舉行し示威運動等を敢行し來れるが、本年は時局に鑑み治安上屋外に於ける多衆運動を禁止せる爲め示威運動は之れを中止し、産業慰靈祭或は神社參拜講演會等を舉行せり。左に各地の概況を摘記すべし。

(一) 東京地方 愛國労働組合統一促進關東地方懇話會加盟組合代表二十三名は本月三日午前十一時明治神宮に參拜せり。

(二) 大阪地方 大阪地方においては總聯合大阪聯合會の提唱の下に、本月三日日本産業祭を舉行すべく準備を進めつゝありしが三日の示威運動は前敍の事由に依り不能となりたるを以て、本月二十九日正午より大阪市天王寺公園音楽堂に於て日本産業祭並産業犠牲者慰靈祭を舉行せり、參加團體總聯合、新海員組合、日協、労働同盟、産業軍、生産黨労働部、皇農、金子鑄鋼所明徳會の八團體員九百十一名にして、外に來賓として在阪工場主等約三十名出席し、最初に總聯合今井武吉等の挨拶ありて次で各團體代表の演説宣言及決議文の發表等ありたる後、日本労働者の歌合唱、天皇陛下萬歳を三唱して産業祭を終了し、引續き産業犠牲者慰靈祭に移れり。出雲大社大阪分院の神職齋主となり型の如く式を進め各團體の代表及來賓の祭文竝に玉串の奉奠ありて、最後に總聯合高山久蔵の挨拶ありて無事散會せり。

(三) 愛知縣地方 (1) 名古屋市 總聯合愛知縣、中部労働聯盟、大日本忠孝労働組合、國潮社總合労働組合、中部港灣労働組合外數團體においては、本月三日名古屋市中區市公會堂に於て、産業犠牲者慰靈祭を舉行せり、參會者約八百五十名にして、山崎常吉の開式の辭に次で來賓及各組合代表の祭文竝玉串の奉奠ありて慰靈祭を終了し、引續き演説會に移り宣言、決

議の發表を爲し各組合代表の演説等ありて相當日本精神の發揚に努むる處ありたり。

(2) 豊橋市 三河愛國従業員組合聯盟主催にて本月三日豊橋市花田町松林寺に於て、陸軍少將五味爲吉を招き講演會を開催せり。參會者二百十五名何等事故無く散會せり。

(3) 一宮市 日本革新労働聯盟においては本月三日一宮市眞清田神社に幹部十六名參集し、國運隆盛の祈願を爲せり。

(4) 瀬戸地方 愛國労働組合瀬戸地方聯合協議會においては本月三日瀬戸市公會堂に於て産業犠牲者慰靈祭を舉行せり。參會者百五十六名にして各組合代表の祭文奉奠及挨拶等ありて無事散會せり。

(四) 長崎縣 日本産業軍長崎支部に於ては、本月三日長崎市鍛冶屋町食堂に於て今村等外十八名出席し茶話會を開催せり。

三、愛國労働組合全國懇話會結成等の状況

愛國労働團體の全國的戰線統一運動状況に關しては本誌に數次既載の通りにして、去る一月十九日の愛國労働組合統一促進第二回準備會に於て懇話會結成大會を三月十五日東京芝協調會館に於て開催すること等を決定し、爾來關東地方懇話會に於て其準備を進めつつありし處、偶々不祥事件勃發同時に戒嚴令施行せられ一切の集會等禁止せらるるに至りたる爲め、結成大會も延期するの止むなきに至れり。

而して關東地方懇話會においては去る三月二十四日委員會を開催協議の結果、戒嚴令解除の見透なく且又現下の客觀的状況勢乃至日本主義労働運動大強化の觀點より徒らに結成の遷延を許さざるものありとして急遽本月十九日芝協調會館に於て結成式舉行することに決定し、中部及關西地方の各友誼團體と打合せ之れが準備を進めつつありしが、愈々本月十八日東京

總聯合本部に於て全國代表者に依り最後の準備會を開催し、一切の準備を整へ、翌十九日芝協調會館に於て結成式を舉行茲に日本主義労働團體の全國的統一を見るに至れり。左に是等の概況を記載すべし。

(一) 結成式狀況

本月十九日午前十時より芝協調會館に於て開催せり、出席者四十七名赤崎寅藏(新海員組合)議長の下に皇居遙拜國歌合唱、次で書記委員等を任命し、經過報告、並に各地方情勢報告、祝辭祝電の披露等ありて左記議案等を審議可決し午後二時無事散會せり。

(1) 出席者

新日本海員組合四名、日本海上同志會一名、東電愛國同盟三名、總聯合十名、中部地方協議會三名、三河愛國労働組合聯盟一名、日本産業労働俱樂部十三名、日本労働組合協議會四名、日本労働同盟七名、帝國木材正義研究會一名

(2) 議案

(イ) 懇話會要綱の件

原案(本紙一月號記載)の通り萬場一致可決

(ロ) 懇話會規約要綱の件

皆川利吉草案を説明し左記の如く決定

(ハ) 産業労働會議設置の件

西山仁三郎本會議設置に關する建議文を説明し萬場一致可決(本建議文本誌昭和八年十二月號研究資料欄参照)

(ニ) 緊急動議

西山仁三郎より「國體明徹徹底に關し當局に陳情の件」を提議し「二二六事件に依り新内閣成立せるも我々の期待するが如き強力内閣ではない、國體明徹問題にせよ、國際労働代表選出任命方法にせよ一つとして之れを實行

し得ないのである、政府の一部に愛國的言辭を弄する者あるも表面を糊塗する便宜主義に出でたるものに過ぎない、メーデーは今年は幸にして禁止したが永久的禁止にあらざる模様なるを以て我々は國體明徹の觀點より當局にメーデー禁止等を陳情したし云々と述べ萬場一致可決

(ホ) 宣言發表の件

左記宣言を發表可決

(ヘ) 緊急動議 山崎常吉より「産業犧牲者に對し功勞法制定の件」を提議し異議無く可決

(3) 役員發表

會長副會長等を設置せず常任委員制度を以て會務を處理することとし左記の如く各團體より一名宛選出せり。

常任委員氏名

總聯合	高山久藏	産業	西山仁三郎
東電愛國同盟	矢ヶ崎靜馬	新海員組合	新妻徳壽
労働同盟	矢尾喜三郎	中部地方協議會	山崎常吉
三河愛國労働組合聯盟	露久保賢治	日協	大橋治房

(二) 常任委員會狀況

本月二十日總聯合本部に於て高山久藏議長の下に常任委員會を開催し左記議案を審議可決せり。

議案(主なるもののみ)

(イ) 會計及書記選任の件

會計總聯合皆川利吉、書記産勞大久保秀治と決定

(ロ) 加盟申込承認の件

愛國労働農民同志會(埼玉縣川口市附近を中心に組織せるもの)及生活防衛同盟(日本製鐵會社従業員等を以て結成せるもの)の二團體より當懇話會に加盟申込ありたるを以て此の加盟を承認せり。

(ハ) 連絡に關する件

關東、中部、滋賀、近畿の各地方に區別し各地方に委員會を組織し、其の事務所及責任者を決定して可及的速に本部に報告することに決定

(ニ) 労働祭の名稱並に日時決定の件

名稱を愛國労働祭とし、從來四月三日に舉行し居りたるを四月二十九日に變更することとし當局の諒解を求むることに決定

(ホ) 退職積立金法案對策の件

政府に於て立案せる退職積立金法案實施せらるるに於ては大會社等の従業員は却て不利を招くべきに付き反對運動を起すこととし一切を東京委員に一任と決定

(ヘ) 聲明書發表の件

本委員會名を以て別記三の如き聲明書を發表せり。

(ト) 國體明徹に關する件

労働運動の状況

要請書を作成し各官廳に提出陳情することに決定別項記載の如く本月二十一日代表は首相、内相其他を訪問陳情する處ありたり。

(チ) 行動方針書作成の件

委員に於て起草し次回委員會に於て審議することに決定

(リ) 全國大會開催の件

来る十月東京に於て開催することに決定

規約要項

第一項 本會ハ愛國労働組合懇話會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク

第二項 本會ニ加盟スル團體ハ左記ノ條項ヲ具備スルモノトス

(イ) 五百名以上ノ労働組合又ハソノ聯合體

(ロ) 本會ノ要綱ヲ承認スル労働團體

第三項 本會ノ加盟團體ハ要綱ニ基キ全日本ノ愛國労働組合ノ組織ノ促進必要問題ノ處理、並ニ全國的會議結成ノ爲メノ準備機關トス

第四項 本會ノ機關ヲ全國委員會、常任委員會、地方委員會トシ全國委員會ハ各加盟團體ヨリ選出セル委員ヲ以テ構成シ、本會ノ最高協議機關トス

常任委員會ハ全國的並ニ本會事務ヲ處理シ、地方委員會ハ地方的事務ヲ取扱フ

各委員ノ選出方法ハ別ニ之ヲ定ム

但シ全國委員會ハ書記一名會計一名ヲ選任ス

労働運動の状況

- 第五項 本會ノ會費ハ加盟一團體毎ニ、年額貳拾四圓ヲ負擔シ、ナ
ホ選出委員一名毎ニ年額金六圓ヲ負擔スルモノトス
- 第六項 本會ニ新タニ加盟セントスルモノハ、第二項ニ該當スル
労働團體ニシテ申出デニヨリ常任委員會、全國委員會ノ決議ヲ
經ルモノトス
- 第七項 本會ヲ脱退セントスル團體ハ、二月以前ニソノ旨ヲ常任
委員會ニ届ケ出デ、全國委員會ノ決議ヲ經ルモノトス
- 第八項 加盟團體ニシテ左ノ一ニ該當スル場合ハ全國委員會、常
任委員會ノ決議ニ依リ除名スルコトヲ得
- 一、本規約第二條ニ違反スルモノ
一、本會ノ統制ヲ紊スモノ
一、六箇月以上ニ互リ會費ヲ納入セザルモノ

宣 言(草案)

日本主義労働運動の全國的結成は、久しき以前より全國の愛國
労働者の等しく要望し期待せる所であつたが、今やその大同團結
の氣運は熟し、茲に愛國労働組合懇話會として關東、關西、中部
地方を合流し、全國的に結成する運びとなつた。

從來、日本に於ける労働運動は餘りに日本民族の獨自性を没却
してゐた明治維新以來物質文明の盲目的輸入は經濟政治、外交そ
の他一切に互る分野に於て歐米追隨主義を生み出し、同時に労働
運動それ自身も歐米模倣主義に墮してゐた。資本主義の發達と共に
共產主義、社會民主主義等の思想は輸入され、徒らに階級闘争の
激發をのみこれ事として來た。日本の國民性、民族性を無視せる
之等の労働運動が、今日、日本國民の前に一切の信賴と大衆性を放
棄するに至つたものはもとより當然の歸結と言はねばならぬ。

労働組合懇話會を結成するに際し、祖國日本の危急に殉せんとして
慨然として奮起するものである。

吾等は産業労働者として産業報國の至誠を以て國家産業の全面
的發展に参加すると共に、一方共產主義社會民主主義を擊滅し日
本精神による思想の統一國體明復の爲めに邁進すると共に更に進
んで資本主義の革新、全面的國家革新の斷行に向つて一大國民運
動を展開せんことを誓ふものである。

右宣言す。

聲 明 書

吾等の久しく待望せる日本主義労働運動は今回全國的組織の統
一を宣言した。

吾等の今後の目標は要綱に基き更に全國の労働者と提携し初志

四、各労働團體の議會對策

來る五月一日より開會さるべき第六十九回特別議會に對し、各労働團體に於ては夫々之れが對策を樹立し所謂對議會闘争
を開始しつづあるが左に其の概況を摘記すべし、

(一) 日本労働組合會議 組合會議にありては本月九日の政治委員會席上「特別議會對策の件」を協議せる結果、當日の社大
黨代議士懇談會の決定事項を支持し社大黨と連絡を緊密にし目的達成に努むることに決定、更に本月十六日の擴大執行委員

會に於ては豫想さるる政府提出法案に對する態度及社大黨を通じての議會闘争の件を左の如く決定する處ありたり。

- (1) 特別議會に政府より提出せらるる豫想し得る法案に對する態度
- (イ) 職業紹介法の改正案は、大體に於て賛成すること
- (ロ) 退職積立金法案は、組合會議決定の修正を主張して賛成すること
- (ハ) 國民健康保險法案は、政府案の内容は農村を

労働運動の状況

滿洲事變以來、日本の世界に向つての獨自的發展は、一切の非國
家的思想排撃の上に立つて、日本精神の昂揚を來たした。政治、外
交、經濟その他文化一切に互る再批判のもとに、自由主義擊滅の叫
びは、全國民の間に澎湃として湧き起るに至つた。同時に從來の
如き非國家的社會主義労働運動を清算し、日本民族獨自の労働運
動統一要望の聲は、全國産業労働者に昂然として擡頭するに至つ
た。

國民生活を破壊する資本主義の革新、國民生活の安定を基準と
する所の日本國家的發展、一君萬民制に則る道義日本の確立を目
標とする日本主義労働運動こそ、全國労働者の等しく要望してゐ
る所である。

今や祖國日本は内外共に發展の危急を告げてゐる。自由主義の
行詰り、資本主義の矛盾の激化、農民と云はず、労働者と云はず一般
國民生活を破壊し、それに心然的に伴ふ思想國難を惹起して、國內
的危機を昂めてゐる。

一方、對外的には滿洲事件を契機として、國際聯盟の脱退、華府
條約の破壞、軍縮會議の決裂による世界列強に對する外交上の
立場は極度に尖鋭化してゐる。露滿國境に低送せる暗雲、日本の
發展を阻止せんとする英米露支の包圍陣、日本を取巻く一切の
國際環境は悉く險惡にして一觸即發の危機を醸成してゐる。
誠に日本國民は今や乾坤一擲の一大危機に直面してゐると言は
ねばならぬ。今こそ日本國民は思想の統一の上に立つて舉國
一體となつてこの未曾有の國難を突破せねばならぬ秋に際會して
ゐる。

吾等は茲に日本主義労働運動の全國的統一の前提として愛國勞

の達成を期するにある、尙日本全國には吾等と同じく志を同じく
して未だ御互に未知の國體もあるのだ。

従つて今後一層互讓の精神に依つて其の大同團結の完璧に努め
なければならぬ。

斯くしての愛國的實力を以て日本産業労働組合會議を編成し一
君萬民の下に祖國の繁榮を促し其の進運を共にするものである。
更にまた吾等は日本主義農民運動の躍起とその全國的統一を要
望し日々労働協力一大國民運動を展開せん事を深く期待する。

吾等は斯く日本精神に依る皇國の興隆を期し國民經濟の安定に
貢獻せんとするものである。

右聲明す。

昭和十一年四月二十日

主とするものの如くなるが其の範囲を擴大すること、及對日本醫師會との問題に付て今日迄組合會議が健康保險醫問題に付き醫療組合、大衆實費診療所等の醫師にも及ぼすべしとの二點等の從來主張し來りたる態度を更に力説して本案に賛成すること (二) 重要産業統制法の改正案は、政府は消費者本位に改正すべきを主張し居るものの如くなるが、其の具體案に就ては大衆黨に研究を一任し其の態度決定に際しては組合會議と協議する様依頼すること。

(2) 社大黨を通じての議會對策 労働組合法、産業及労働の統制に關する法案竝に海事諸法規の改正を政府は來るべき通常議會に提出すべしと爲す決議案を特別議會に提出することに決定。

(二) 日本交通労働總聯盟 交總にありては本月二十五日大阪市電從本部に於て常任委員會を開催し、議會對策の件を協議せる結果左の如く決定せり。

(1) ファツショ反對 (2) 人民の自由權擁護の爲に無産團體選出議員全體一致協力せんことを要望すること (3) 労働組合法、小作法、退職金積立法(交通運輸にも適用、人員五人以上、掛金は資本金政府全額負擔に修正)自動車災害保險法等

の法律制定のため交總は各加盟組合及友誼團體と協力して院外から積極的に闘ふこと。

(三) 労働協議會 關東地方に於ける全評、全農、東交、東京市從等の左翼團體を以て組織せる本協議會は、本月二十五日實行委員會を開催し、議會對策を協議せる結果、別項記載の政府に對する要請事項獲得の爲め議會對策委員會を設置することとし、左記委員を選定せり。委員長鈴木茂三郎、委員岡田宗司(全農)、小野正造(市從)、中島喜三郎(東交)、妹尾義郎(新佛青)、尙院内代議士黒田、加藤の兩名との連絡に付ては右委員之れに當り、報告事項等は各組合の機關に依り大衆にアジプロすることに決定す。

更に五月二日の常任委員會に於ては「無産議員團組織要請書提出の件」を協議決定せり。即ち吾々の要求する小作法、労働組合法其他無産團體に取りて有利なる立法をなさしむるには、全無産議員團の結成に俟たざるべからず、故に本協議會の名に於て無産議員團結成要請書を作製し、社大黨代議士會に提出することに決定、尙自由主義代議士に對しては大會決定事項(本誌一月號記載)を再録要請書として提出すること、之れが實行委員として中島喜三郎、南喜一、小野正造の三名を決定來る五月五日社大黨代議士等を訪問すること等を決定せり。

(四) 日本労働組合全國評議會 全評にありては本月十二日關西地評事務所に於て中央執行委員會を開催し、席上特別議會對策の件を協議せる結果左記の如きスローガンを決定し此のスローガンの下に各地方に於て特別議會を目指して闘ふこと、院内に於ける闘争は無産議員團結成のために闘ふこと、具體的方針は加藤委員長一任と決定せり。

スローガン

(1) 無産派議員團の結成 (2) 労働組合法、小作法、退職手當法の即時制定 (3) 言論集會、出版の自由獲得 (4) 反動暴壓法絶対反對 (5) 大衆負擔の増税絶対反對

(五) 大阪地方労働團體協議會 本協議會にありては三月二十七日の協議會に於て、議會對策として議會内に於ける無産議員の統一行動を要請する爲に決議文を作成全無産代議士に發送することを決定せり。

五、日本労働組合會議の動靜

(一) 政治委員會狀況 組合會議にありては三月二十七日及本月九日の二回に互り政治委員會を開催し、「メーデー禁止に對する對策の件」「特別議會對策の件」「國際労働總會提出議案の件」其他を審議決定する處ありたり。(メーデー及議會對

労働運動の状況

労働運動の状況

策等別項参照)

(二) 第二回擴大執行委員会状況

本月十六日神戸市海員協会本部に於て開催せり。出席者二十三名松岡駒吉議長の下に左記議案を審議決定せり。

議事

- (1) 亞細亞労働會議大會に關する件
松岡及米窪等より本大會が印度側の都合に依り今秋迄延期したる経過を報告し書記長より印度側に對し書信を以て都合を確め一方河野労働代表に於て印度側と諒解に於て打合せを爲し今秋東京に於て開催することに決定
- (2) 第二十回國際労働總會對策の件
労働總會正式議案に對しては労働代表に於て各國労働代表と協力して其の通過を計ることとし更に河野労働代表より左記決議案を労働總會に提出することに決定
(イ) 一九二八年の労働總會に於て採擇されたる(米窪日本労働代表提出)纖維工業に於ける労働條件の改善に關し労働理事會は調査の上最近の労働總會に之を提出することとなり居りたる決議案が未だ總會に提議せられざるを以て之が實施促進の決議案を提出すること
(ロ) 産業上の見地より見たる労働と資源の流通化に關する決議案
(ハ) 労働事務局内に亞細亞委員會を設置し隔年毎に亞細亞に於て開催するの決議案
(三) 特別議會對策の件(別項参照)
- (4) メーデーに關する件
四月九日の政治委員會決定の如く今年のメーデーは組合會議として總括的に中止することに決定し五月一日メーデー示威に代るべき諸種の催しに就ては各地方協議會、各加盟團體に一任して適當に自由に行はしむることとせり
(5) 日本人「スタツジュール」の件
最初の日本人「スタツジュール」(研究員)として元國際労働局東京支局長福田藤楠を推薦することに決定し同人を組合會議書記に任命し河野労働代表一行と共に渡歐せしむることとせり而して福田藤楠は第二十回國際労働會議出席の日本労働代表と共に本月十七日郵船照國丸にて神戸出帆したるが諒解に於ては労働代表の通譯の任を果し引續き同地に一箇年滞在し労働事務局の事務に従事する傍ら
一、外國労働運動の實際を調査し
二、日本社會事情、労働運動の實情の紹介
に努め國際労働會議に於ける日本労働代表と相俟つて我國の立場を國際的に諒解せしむるに當るものにして第二十二回(明年度)國際労働會議に於ては過去一箇年の調査研究を労働代表の參考に資し併せて通譯の任を終へ第二回日本人「スタツジュール」と交代歸朝し國內労働運動に貢獻せしめむとするものなり而

して滞在一箇年の諸費用は國際労働事務局に於て半箇年、國際運輸労働組合聯盟(I.T.O.)及英國が各三箇月分を負担する模様なり。

其他議事終了後議長松岡駒吉は全産聯の方向轉換に對し組合會議の態度として談話の形式を以て大要左記の如き聲明を爲したり『從來全産聯は我國の労働組合運動を排撃し凡ゆる社會立法、労働立法に反對し反動的態度を持續し來つたが最近新聞紙の傳ふる處に依れば全産聯の代表柳會長は全産聯は從來の態度

六、労働協議會の動靜

關東地方に於ける全評、全農、東交、東京市從等の左翼團體を以て結成せる労働懇談會にありては、本月二十一日實行委員會を開催し名稱を協議會と變更すると共に別記要請書を首相、農相等に提出陳情することに決定、實行委員に加藤勘十、黒川壽男、中島喜三郎の三名を挙げ右三名は同日前記各省を訪問陳情する處ありたり。

更に本月二十五日には實行委員會を開催し「議會對策委員會設置の件(別項参照)」、「實行委員會の名稱變更の件(常任委員會と改稱)」、「事務所設置の件(東京本部に置くこと)」、「等を決定せる外左記の如く常任委員を選任せり。

常任委員長 加藤勘十(全評)
委員 中島喜三郎(東交) 岡田宗司(全農) 橋本富貴良(市從) 安平康一(全評) 南喜二(關東工聯)
森岡嘉門次(關消) 遠藤忠治(自勞)

而して本協議會は當初一時的カンパ的組織の如く見受けられたるが、其後前敘の如く内容を改め稍々永續性ある協議團體と労働運動の状況

労働運動の状況

六六

なりたるも本月二十七日に至り、全農より常任委員辭退の申出でありたるを以て本協議會は五月二日の常任委員會に於て此の申出を承認せり。

此の全農の態度(實質的に本協議會より脱退せるものなり)は本協議會がカンパ的組織より漸次加藤勘十等の政治的ブロック形成化への移行状況に慥らざるものありて此舉に出でたる模様なり。

而して本協議會は最近愈々政治結社として届出をなすべく準備中なるが、之れが意圖は前記加藤勘十の政治的ブロックと来る六月十日施行せらるゝ東京府會議員選舉に際し加盟團體より立候補する者の政治的足溜りと爲さんとするものゝ如し。

要請書

(一) 我等は左の大綱による労働組合法を即時制定せんことを要請

労働組合法案大綱

- 一、組合員の組織範囲を制限せぬこと
- 一、組合の目的を制限せぬこと
- 一、組合組織活動の方法を制限せざることを組合の聯合體を認めること
- 一、組合の法人たることは任意とすること
- 一、組合の設立は任意届出主義とすること
- 一、組合資金の使用方法を制限せぬこと
- 一、争議に依る損害の賠償をせぬこと
- 一、罷業權を認めること
- 一、組合加入の妨害を處罰すること
- 一、組合員たるの理由を以て解雇したる場合は資本金に對して

は嚴罰に處すること

- 一、團體協約を認めること
- 一、組合の解散並に組合決議の取消をせぬこと
- 一、漫性的農業恐慌の爲に農民殊に小作農民の生活は窮乏化し農村に於ける一大社會問題となつてゐる。我等は左の如き内容の小作法を即時制定すべきことを要請する
- 一、小作期間を最低二十年とすること
- 一、地主の行ふ解約の申入及び更新の拒絶を嚴重に制限すること
- 一、小作人の不作減免請求權を確立すること
- 一、相當小作料の決定
- 一、小作地改良及び繼續的良耕作による小作地の價值増加に對して小作人は完全なる賠償請求權を有するものとする
- 一、小作權の賣買を認めること

- 一、小作地立入禁止假處分の執行及び立毛の差押を禁止すること

- 一、小作料滞納によつて契約を解除する場合については其の滞納に至りたる事情をひろく參酌して地主の解除權を制限すること

- 一、諸賃耕作契約その他地主の脱法行爲を無効ならしむる規定を設けること

- 一、小作料の改定及減免其他小作條件の決定變更に關する争議を簡易公平に裁判決定する制度を設けること

(三) 我等は左の要綱に基く退職積立金法制定を要請

退職積立金法案要綱

- 一、適用範圍を工場礦山の外交通運輸商店等を含むこと
- 一、人数は五人以上とすること
- 一、勤続年限は一年以下の場合是一年と見做すこと
- 一、積立率は資本金、政府全額負擔のこと、但し五十人以下の場合、政府三分の一、資本金三分の一の率とすること
- 一、支給率は三十五日分以上とし累進率を高めること
- 一、退職積立金審査會には労働者の代表を參加せしめること
- 一、各企業に於ける退職給與規程による既得權を侵さざること
- 一、吾々は現在の社會狀態の必然性により内務省立案の自動車災害保險法案を左記の修正を以て速かに實現を期す

(五) 政府の採り來たれる米價吊り上げ政策は地主富農の利益を擁護するのみにして労働者一般市民並びに貧農大衆の生活脅威するものである

故に次の如き米穀政策を實行することを要請す

一、現行米穀統制法による米價調節が高米の政策であることに反對す

一、米穀自治管理法による余剩米穀貯蔵は可なるも米價を引上げ、労働民衆の生活を脅威することなきやうすること

一、端境期はもとより常時労働者及貧農に政府貯蔵米を簡易廉價に拂下げること

一、米穀の中間搾取を排除し投機を禁ずること

一、米價安に對する農民大衆の生活を保證する爲に小作農民の小作料引下げ肥料の價下げ租税の徹底的輕減又は免除等の政策をとること

昭和十一年四月二十一日

労働協議會

各關係大臣閣下

七、全日本労働總同盟の労働國策要請運動状況

總同盟にありては去る一月十五日の合同大會に於て「労働國策に關する決議」を爲し之れが實施方を政府に要請する豫定な

労働運動の状況

六七

りし處、其の後帝都不祥事件の突發其の他の事情に依り其の運びに至らざりしが、去る三月三十一日右要請書（本誌一月號参照）を首相各省大臣、調査局長官及廳府縣長官に郵送すると共に、同日及本月二日の兩日に互り松岡駒吉、菊川忠雄の兩名前記各官廳を訪問して要請書を提出種々陳情する處ありたり。

八、東京瓦斯工組合結成状況

東京瓦斯株式會社内従業員を以て組織せる舊東京瓦斯工組合は大正九年三月親睦團體として創立せられたるものなるが、其の後社會情勢の變遷に伴ひ漸次抗争團體化し、全國大衆黨を支持する一方全協系分子等の介在策動するありて著しき戰闘化を見るに至り、對會社闘争に於ては勿論對外的にも左翼中間諸團體と共に相當果敢なる闘争を爲しつつありしが、昭和七年六月以來内部統制困難となり先づ東京瓦斯製造工組合の分立を見、次で昭和八年一月廿五日の擴大執行委員會に於て從來の單一體を聯盟體に改組すべしとなし、從來の瓦斯工組合を解消することに決定、瓦斯工場、瓦斯産業、瓦斯供給の作業別に三分され引續き四分五裂を演じ十指に余る團體の分立を見るに至り、聯盟體組織の如きは全く不可能の狀態となれり。然るに昭和九年初頭より各組合間に斯る分散組織より元の單一組織への還元を要望する機運擡頭し、同年六月二日全線統一を目標として瓦斯製造、瓦斯工場、瓦斯自助會他數組合を以て東京瓦斯労働組合統一協議會を結成し、爾來諸々社内各組合の全的合意に努めつゝありしが、本年に至り益々其の機運熟し一月以來數次に互り合同準備委員會或は大會準備會等を開催して結成大會舉行に關する諸般の準備を進めつゝありたるが、愈々本月三十日夜東京市芝區海岸通り一五瓦斯會社供給課事務所に於て東京瓦斯工組合（組合員三、五二名）の結成式（戒嚴令下の爲め結成大會開催不能に付結成式とせるものなり）を挙げ、出席代議員八十九名平野安藏議長の下に左記の如き議案を審議可決せり。

(一) 議案

團體協約權確立の件外十一件を審議可決せり

(二) 役員選舉

委員長	平野安藏
副委員長	小池嘉敏
書記長	野間新吉
會計長	大内義雄
出版部長	小坂喜久雄
教育	小林平次郎
	吉田彌壽榮

(三) 綱領發表

調査 井田武雄
組織 金澤爲治
宣傳 菅原眞吾
會計監査及政治部長は執行委員會に一任

一、吾等は健全なる組合主義に立脚し労働者の日常利害の擁護と伸展を期す
一、吾等は團結と協力に據り組合員の訓練と社會的地位の向上を期す
一、吾等は事業の特殊性に鑑み其の公共的使命の達成と公正なる勤勞制度の確立を期す

農民運動の状況

一、全國農民組合の情勢

這般の衆議院議員總選舉に於ける社會大衆黨の躍進的進出と、帝都不祥事件後に於ける客觀狀勢の變化は、本組合内勞農派の策動を著しく牽制する所となりて、本年度全國大會頃迄に於ける組合の態度（本報一月號參照）を一變し社會大衆黨との協力強化、勞農協議會よりの事實的脱退、凡有無產團體との協力を高調せる議會對策等社會情勢に對應する實踐運動に進まんとす

農民運動の状況

るの動向にあるを看取せらるゝ等推移注目し値するものあるに至れり。

(一) 社会大衆黨に對する態度

由來本組合の社会大衆黨支持問題に對する態度は昭和七年八月開催の中央委員會に於ける

「(1) 全農組合員は組織の擴大強化、勞農結合を目的とする活動の場合に於て若し其の情勢が必要とするならば社会大衆黨の活動と協力すること。(2) 社会大衆黨支持問題のために全農の不統一を來たすが如き行動は絶対に取らざること」との申合の如く、極めて消極的態度に終始せるのみならず寧ろ組合内勞農派(社大黨非支持派)の勢力は同黨支持派を壓し來たりしやの状況にありたり。

然るに本年二月の衆議院議員選舉に於ける社会大衆黨の躍進的進出と今次叛亂事件を契機とする社会狀況の變化は組合内勞農派(社大黨非支持)に對し勢からず打撃を與ふるに至り、一方府縣聯合會又右の情勢に影響せられて大阪、京都、兵庫、岡山、高知等の反社大黨意識の濃厚なる地方も、漸く社会大衆黨と協力の氣運に向ひ、且つ北海道(三月四日)青森(三月十日)奈良(三月二日)徳島(三月三日)等は夫れ／＼執行委員會若くは代表者會議等を開催し、社大黨支持の決議若くは協力の意を明かにする所ある等組合内に於ける社大黨支持の氣運漸く高まるに至れり。

於茲總本部又右の情勢を默視し難く三月十五日付政治部長黒田壽男名儀の内示を以て左記の如く組合の政治的態度として社大黨との協力を強化すべきことを明かにするに至れり。

(別記)

全農政治部長の通信の形式において

組合の政治的態度竝に組合の政黨加入其他に關する
内示

近年來政治上の不安定と農民貧困の深化のもとにあつて、勤勞農民層と市民層とが、政治的に動搖してをることが昨秋と今春の選舉を通じて示されてをります。そこで本組合は、これに關心をもたれる組合員諸君に對して組合の政治的態度竝に組合員の政黨

加入について次の如く規定します

一、全農は民衆の政治的權利を伸長し且つ生活を向上させる政策を實現する爲に選舉及議會活動は勿論のこと、常に日常の活動に活潑であつて、勞農大衆を中心勢力とした大衆政黨の發達を求め、これとの緊密な提携協力によつて全農の擴大強化をはかることを目標としてゐます。

二、從つて唯今の情勢では

(一) 一九三三年における決定即ち社会大衆黨との協力を強めること。

(二) 又地方の實情によつて他の方法をとること。

但し何れの場合に於ても前記の目標に反せず、全農の結合と統制を紊すやうなことを起してはならない。

從つて政黨關係一切については豫め總本部に必ず報告の上回答を求められたい。

(三) 全農の組織體として、若くは組合員として、政黨活動に参加する場合に從來の如く政黨と組合とを混合し、兩者の任務と活動、組織と發達とを阻害させるやうな方法をとつては不可です、例へば一片の支持聲明を以て、或は看板と肩書

とを並べることを以て、政黨確立となすやうな形式と精神とがこれである。

(四) 政黨活動への参加が選舉本位であるにせよ、日常活動を併せなす場合にしても、全農の構成要素とは異なる諸層との結合となる上に、當面における政治、經濟狀況一般からくる動搖もあるので全農常務者は特に全國的結合を固くする必要がある。またこの秋にあつて、全農の任務に就いて過去から將來に互る地位について、全組合員に知らせる必要があります、この點は十五週年宣言に示されること、な

ります。

(五) 尙左の決定を見るでせう。
所屬議員其他の統制に關する決議、全國農民組合員にして衆議院議員、府縣會議員、町村會議員その他公共團體の公職に選任されたるものは農民並に農業に關係ある事項に限つて、本組合の決議方針に従ひ、その實現のために、努力するものとす。この統制に反したる場合は本組合の規約に基いて處分す。

一九三六、一五

(二) 勞農協議會に對する態度

本組合は全評、東交、市從等を中心とする所謂左翼無産團體を以て結成せる勞農協議會に加盟し、殊に本年一月十七日開催の勞農大會には組合内社会大衆黨支持派の反對を斥けて之れに参加の上杉山元治郎、岡田宗司の兩名を實行委員に就任せしめ來れり。

然るに其の後組合内勞農派の勢力昔日の如くならざるものあるに至りたるため、右協議會に對しても組合内外の諸情勢よ

農民運動の状況

りして其の態度を改むるに至れりとなし、四月二十七日開催の常任委員会にて右協議会の各種委員を解任することを決定し、四月二十九日付にて左記の如き各種委員解任の通知を爲し事実上の脱退を爲すに至れり。

(記) 通知

拜啓

最も困難なる状況に當面し乍ら寧日なき御奮闘を深謝致します。

さて、我國農民組合は諸團體の驥尾に附して本年一月東京に開催したる労働組合、小作法其の他の諸法案獲得の爲めの労働大會に参加し其の後實行委員會を擧げ相携へて要請運動を繼續して参りましたが此の度該實行委員の手に於て議會對策委員會を設置する等恒常的なものに改編せらるゝに至りまして我が全國農民組合

常任委員會は最近に於ける諸情勢に鑑み遺憾ながら該委員會より委員を解任する旨の決定を致しました。
併しながら今後にも労働戦線上に於て緊急なる諸事項に就ては協力して進むべき事は從來と同様であります。
右の事情で御了承被下尚従前通りの御厚誼を續けられんことを切望致します。

一九三六、四、二八

労働協議會 御中

全農常任委員會

(三) 第六十九議會に對する態度

四月二十七日常任委員會を開催し、第六十九議會對策を協議の結果(1)現廣田内閣は舉國

一致を標榜し庶政一新を高唱すると雖も、其の實質は軍部官僚を中樞勢力とし、ブルジョア政黨を支柱とするブルジョア政府であつて國民の大多數を占むる労働者農民勤勞市民の爲に力を盡くす内閣ではない、統制經濟強化の主張の下に獨占資本の利益のために奉仕し非常時局を強調して民衆の政治的批判を抑壓し我國の政治を一步々ファツショ化せんとする役割を持つ政府に外ならない。故に吾々は如斯内閣に對し殘されたる僅かばかりの政治的自由をも益々狭められ、不安なる生活を更に物價高騰と増税に依つて脅かされて居る無産民衆の立場から斷乎反對し、政府の諸政策の本質、矛盾、階級性を徹底的に批判暴露すると共に政府に對し労働者農民勤勞市民の生活安定の諸方策及無産民衆の政治的自由の補償、政治的權利の伸

張を要求すべきなり。」との根本方針を決定し、之れが目的達成のためには無産派議員を打つて一丸とする無産議員團の結成に努力し一方反ファツショ的自由主義分子とも提携協力することとせり。斯くて今次議會の政府提出重要法案に對しては左記態度を以て臨むこととなし、他方組合よりは別に小作法案、民衆の政治的權利伸張に關する決議案、入營兵士家族生活補償に關する決議案を提案することとせり。

記

(1) 豫算案

甚大なる軍費に壓せられ、無産民衆の生活安定化のために何等資する所のない豫算案に對しては斷乎反對す。

(2) 米穀自治管理法、米穀統制法中改正法案、初共同貯藏案

米價吊上げによつて地主に利益をあたへ政府の損失を農民に肩がわりせしめようとする本案に對してはそれが地主本位であつて勤勞農民に不利なる缺陷を指摘し勤勞農民本位の修正を加へるべく努力す。

(3) 産物處理統制法案その他

同じく勤勞農民の生活安定化を圖らしめるべく努力す。

(4) 肥料統制法案

本議會に提出されんとするものは肥料業カルテルに對して益々手厚き保護を加へやうとするもので勤勞農民のために肥料業を統制しその價格を引下げやうといふものではない。我々はかかる純資本家本位の肥料統制法には斷乎として反對す。

(5) 地方財政交付金案

今議會に提案されんとする所は貧弱町村財政に對する支給金二千萬圓、別に義務教育費國庫負擔の臨時的增加が九百萬圓併せて二千九百萬圓であるが、かくの如き少額によつて地方財政の立直り無産農民の負擔軽減は斷じて不可能であるから右金額を増額し差當り一億圓の支出を要求す。

二、皇國農民聯盟外三團體の愛國派農民戰線統一提唱

愛國青年俱樂部幹部今里勝雄は豫てより「愛國革新運動の根強き發展は觀念的上滑りの運動を清算し、現實的農村更生運動乃至日本主義に基く全體主義的農民運動として農村大衆に其の組織を擴大するの要あり」となし、日本精神に基く全體主義的農民運動の實踐を志し夫れく「刺策しつゝありたる模様なりしが、最近荻原貞一(勤勞農民同盟「富山」)柄澤利清(皇國農民聯盟

農民運動の状況

「新潟」岩内隆平（皇國農民組合同盟）愛知等の共鳴を得たるもの、如く、四月四日付を以て右四團體名義にて左記の如き「愛國派農民戦線の統一を提唱」し「全國愛國派農民運動者は今日農村の窮乏打開のため、資本主義打開、皇道政治確立の強行軍を敢行すべき秋となつた。……全國愛國派農民運動者よ、小異を捨て、大同に付かうではないか」と述べ戦線統一の必要を高調すると共に「愛國運動は今日迄大衆的基礎の重點を如何なる國民層に置くべきかを考究することなく之等に對し寧ろ一顧だにせず只盲目的に觀念の上滑りの運動を續けて來た。……愛國運動はその大衆的運動の基礎を農村に置かねばならぬ必然性を持つてゐる。」と稱し所謂愛國革新運動者の農村問題に關する關心を喚起する所ありたり。

然れ共前敘提唱に對しては日本農民組合、皇國農民同盟等の日本主義的主要農民組合は比較的關心なく、從つて本運動の發展性乏しきやの状況にありと雖も。滿洲事變後思想的政治的國家革新運動に吸収せられ來りしかの觀ありたる所謂右翼諸團體の運動者に對し現實的農村更生運動乃至全體主義的農民運動に對する關心を高むるもの尠からざるものあるべく推移相當注目に値するものあるやに認めらる。

(別記)

「愛國派農民戦線統一提唱」

愛國革新運動は今日一大飛躍的戰列を整備すべき歴史的時期に在る、國民の各層に根強い勢力を張るべき必要を否應なしに要求されて居る、此の秋に當り我々農民運動者が全愛國運動者の注意を喚起したい點は愛國運動は今日まで大衆的基礎の重點を如何なる國民層に置くべきかを考究することなく此等に對して寧ろ一顧だにせず只盲目的に觀念の上滑りの運動を續けて來た點である。

る、即ち吾人に言はしむれば愛國運動はその大衆的基礎を農村に置かねばならぬ必然性を持つて居る事を忘却して來た觀がある。唯都市に於て國家革新を叫び熱狂的上滑り運動に夢中なりしのみ。五・一五事件以來一切の軍民間の直接行動の經濟的背景が農村窮乏にあることを一切の人々が切實に指摘して居るに拘らず我が愛國陣營は農民運動を輕視し來つた。それ故にこそ今日愛國運動が斯くの如く慘めなる状態にあるのだ。

我々は我が國の愛國革新運動の決定權は農民にその支配權あり

と確信して疑はない。農村問題は今日資本主義最大の痛であり、この解決如何は資本主義倒産の運命を決するものである。されば一切の資本主義打倒、國政刷新の運動は農民を中心として進めらるべきである。されば今後少くとも愛國運動が眞面目な國民運動の線に添ふて進められるに於ては運動の中心勢力を農民層に求むべきや労働層に求むべきや眞剣に討議するべきである。

その場合農民層がその重要な支配的基礎的勢力たるべきことが正しく認識されねばならぬ。全國の愛國派農民運動者は今日農村の窮乏打開のため、資本主義打倒、皇道政治確立の強行軍を敢行すべき秋となつた。農民の一大國民的大部隊の組織進歩之れなくして愛國農民運動の前進は全く不可能だ。

全國の愛國派農民運動者よ、小異を捨てて大同につかうではないか！情勢は正に點火されて居る急迫の秋だ！

(三)

滿洲事件以來鳴りを鎮めて居た全國のマルキストは總選舉後急速に動きだし特に事變後社會大衆黨の内紛を契機として全國に互り一大マルキシズム共同戦線黨の結成を見んとして居る。

愛國運動者が眞剣に考へ對策を樹てねばならないのは當面の左翼運動の活躍（政黨組織運動）の諸現象ではなく地下運動の大衆獲得の恐るべき計畫的組織運動である、即ち日本のマルキストは口々に都市プロレタリアートの獲得を通じてのプロレタリアート××を叫び農民は變革運動の基礎的階級たり得ずと稱し乍らその實彼等は全力を農民獲得に向け今日農村に抜くべからざる勢力を植付くるに至つて居る。全國農民組合の全組織がマルキストの指導下にあることは公知の處にして全國の檢舉されたる共產主義者

農民運動の状況

（表面轉向を要する優秀なる闘士）が全農組合の各組織に滲入し農村窮乏を好餌に村落に互りて細胞組織を活動に、然し表面は全く穩健なる態度で進めて居ることを如何に觀るか、我々農民運動者は全愛國者に訴へたい。社會大衆黨内の國家主義派が最大の關心を以て對策に苦心して居るのはこの合法マルキストの一大城塞たる全農組合對策である、社大黨はこの全農のために常に制御されて居る。社大黨内の右翼が今日まで黨内左翼掃蕩のため永年に互りて闘つて來たに拘らず農村に植え付けた左翼勢力は強大であり之の左翼勢力のため同黨の右翼派は完全に農村勢力を失ふに至つて居るのである。全國農民組合は今日六萬の組織を持ち、之が影響下にある農民二十萬と稱して居る。我々は全組合を過大に評價すべきではないが然し之の組合を基礎として合法左翼が八名の代議士を出して居る事實を直視せねばならぬ。彼等の指導者は我が國農村によりファッショ勢力を近き將來に驅逐せしめて見せると豪語してゐる、而して十年内外を出でずして全農民を我等の組織下に抱擁して見せると壯語して居る。日本主義者が農村運動を現在の如き状態に放任して置くに於ては我國農民の思想的動搖は痛感に堪えざるものがある。

農民運動は都市に於ける政治運動の如く急速に組織され得るものではなく、永きに互り不斷に而も農民運動の經驗者が村落に入つて恒常的に運動を展開して初めて農民を堅定思想の基に團結せしめ得るのである。我々は愛國陣營に於ける農民運動の實踐的指導者こそ最も重要な歴史的役割を荷ふ處の全愛國運動の指導者でなければならぬと信ずる。

今日に於て愛國農民運動者が小異を捨て、團結し以て全國の優

農民運動の状況

七六

秀なる農民より優れた闘士を養成、全農村に愛國農民運動の大旗を押し進むべきことこそ眞に皇國を慮ふ愛國者の使命と信ずる。
以上の如き考への下に我々は全愛國派農民戦線統一のための協議會の結成を提唱するものである。
昭和拾壹年四月四日

提唱者
維新青年俱樂部農民運動者有志 今里 勝雄
富山縣勤勞農民同盟 荻原 貞一
新潟縣皇國農民聯盟 柄澤 利清
愛知縣皇國農民組合聯盟 岩内 隆平

三、新潟縣下に於ける中堅地主の農村問題談話會結成

新潟縣下に於ける中堅地主にありては、三月二十八日農村問題談話會を結成せるが、此の事實は近時農村不況の深刻化、國家革新運動等に影響せられたる社會狀態の變化並に昭和九年末全國的に行はれたる警察の農村對策等の影響を受けたる地主の農村に於ける自己の地位乃至は使命等を反省せんとする氣運の顯現たるべく注目し値すべき事象たり。

(一) 結成の経緯

新潟縣下に於ける中堅(進歩的)地主渡邊浩太郎等は、同縣農村問題對策懇談會開設以來、會員として右懇談會に出席し、農民運動指導者、警察幹部、農政關係者等の意見に示唆せらるゝ所あり、自己等の農村指導階級としての地位等につき反省するの要あるを認め、寄々同志との間に意見の交換を行ひつゝありしが愈々約六十名の共鳴者を得るに至れるため、三月二十八日之れを創立するに至れり。

(二) 創設後の状況

本談話會にありては、過去に於ける地主團體は「單に農村に於ける搾取機關としての存在に過ぎず、而も社會狀態の推移にも省みる所なく、徒らに自己の立場を擁護せんとし固陋偏狹に墮せる憾あり」となし、階級的地主擁護の機關に陥るが如きことなきを期するは勿論、積極的に既存地主團體(縣下に於ける地價一萬圓以上を有する地主百二十餘名を以て組織せる農政協會を指す)の内部改革迄進むこととなせり。斯くて談話會員は之れが目的遂行のため、努めて社會

會狀態の認識を深むるため、關係各方面有識者の講演を聴き自己反省に資することとなし、不取敢四月二十日創立後第一回の例會を開催し内務省より農民運動係主任事務官の派遣を乞ひ講演を聴く所ありたり。

四、小作紛争與其他農村問題に関する警察對策の概況

各府縣警察當局にありては、昭和九年末來夫れ／＼地方農村の實情に鑑み、農村不安を惹起するが如き凡ゆる事象に對して積極的に適切なる方策を講じ、農村の根本的更生と非常時的農村不安の一掃に努め、治安維持の警察目的の遂行を期し著實実績(最近の農村情勢と警察活動の概況参照)を收めつゝあるが本年に入りても次に述ぶるが如く極めて良好なる成績を收め、就中新潟、秋田の兩縣に於ける農村問題對策懇談會並に千葉縣下豐住村勤勞會の活動等特筆に値すべきものあり、以下之れが概況を述ぶる所あるべし。

(一) 新潟縣

本縣特高課の斡旋に依り創設せられたる農村問題對策懇談會は昨年中六回に亙る例會の開催、北蒲原郡笹岡村須走外三ヶ所の所謂四大争議及び「ロール摺問題」の適正なる解決等特筆すべき功績を残す所ありたるが、更に本年に入りても衆議院議員選舉、帝都不祥事件等警察事務繁忙のため活動意に任せざるものありたるに不拘三月十六日には第七回定例總會を開催し、「檢見方法」につき隔意なき意見の交換を行ひ「根本的農村經濟の建直しは自ら別に研鑽するの要ありと雖も、現實的な地主小作人の分配問題は檢見を適切有効なる方法にて行ふ必要あり」と檢見の重要性に對する認識を新にする所ありたる外、縣下農村の平和の上に將又警察の立場より相當憂慮すべきものありたる北蒲原郡堀越地方の争議(水原争議を含む)を紛議調停委員會にて取上ぐることとなし、四月八日右争議の適正妥當なる解決に成功したる等著々其の實績を收め各方面の賞讃を博しつゝある實情にあるが、就中別項の如き中堅地主の談話會結成等の如きは本縣懇談會の地主啓蒙上の

農民運動の状況

七七

偉大なる功績を裏書するものたるべし。

尙本懇談会の解決せる水原争議の概況を述ぶるに次の如し。

(1) 争議發生の原因及經過の概況 本争議は、北浦原郡南部耕地整理組合(一町六ヶ村に亙る)の補水工事完了(灌漑の充分)を理由に昭和七年以降反當り小作料「六升」の増額要求に端を發して惹起され、争議關係者地主七十名、小作人百四十七名、競争地二百町歩に亙る大争議たるのみならず地主の耕地改良のためにせる投資の補填策として企てられたる争議なるため他の争議に對する影響極めて大なるものありとして縣下農業關係者の關心拂からざるものありたり。

其の後全國農民組合員(人員十名耕地三十六町歩餘)以外の小作人は昭和九年十一月小作調停を申請し「反當り四升の増額」を承認妥協成りたるが、全農所屬の小作人は飽迄増額を阻止せしめんとして抗争を續けたるため、地主は本年四月耕地の回收を以て臨むに至り争議は頓に悪化するに至れり。

(2) 解決状況 右の如く争議が一路悪化の傾向を辿り農村平和の上に農民經濟の更生の上に將又警察的にも放置し難きものあるに至れるため、第七回農村問題對策懇談会は本件を取り上げ解決斡旋を決議するに至れり。

於茲高村紛議調停委員長は特高課農村係主任警部及所轄水原警察署長をして調停に關する基礎資料を蒐集せしめ、(イ)昭和九年十一月争議の一部調停成立事情 (ロ)耕地整理組合事業に對する地主の負擔状況其他を検討し、更に四月一日第一回委員會を開催して當事者双方の主張を聴きたる上委員會の態度を決定し次いで六日開催の第二回委員會にて調停草案を作成し愈々四月八日開催の第三回調停委員會にて左記調停條項の如く解決せり。

調停條項

第一條 別紙目録(別紙目録省略)の土地に對する小作料は昭和拾壹年度より昭和拾伍年度迄の五ヶ年間町役場備付の土地賃帳地價等級反別に基き各年反當り左の通りとす。

(イ) 田の部

大字水原耕地

一、二、三等田

一石五升

四、五、六等田

一石

七、八、九等田

九斗五升

大字水原耕地ノ内字下ヶ江

一、二、三等田

九斗八升

四、五、六等田

九斗三升

七、八、九等田

八斗八升

大字外城耕地

一、二、三等田

九斗五升

四、五、六等田

九斗

七、八、九等田

八斗五升

(ロ) 野畑の部

大字水原大字外城

四斗五升

大字水原の内字下ヶ江

四斗

第三條 本件土地の内、風水害旱害病蟲害等不可抗力に因る凶作の爲全收量が小作料の二十割に達せざる場合は小作料の二十割と全收量との差額の七割を小作料より特免するものとす。

第三條 小作人に於て前條に該當する凶作なりと認めたる場合は早生、中生、晩生の三期に區分し各一括して刈取り十日前迄に

農民運動の状況

當該地の見込收量を記載したる書面を以て地主に對し收量の決定を求むべし。

第四條 小作人より收量決定の要求ありたるときは地主は自己の經費を以て證據保全に依る鑑定の方法に依り收量の決定を爲すものとす、但し地主に於て小作人の見込收量を正當なりとして協定したる場合は此の限りに非らず。

第五條 小作人に於て收量決定の申込を爲さずして刈取りを爲し又は申込みを爲さずも鑑定不能の狀態に陥らしめたるときは特免の權利を拋棄したるものと看做す。

第六條 地主に於て小作人より收量決定の要求ありたる日より正當の事由なく十日以内に收量の鑑定を爲さざるときは小作人の申出での收量を承認したるものと看做す。

第七條 小作料は本縣生産米検査規則に依る並米を以て建米とし梗玄米四斗八升を以て毎年十二月二十五日限り慣行による地主指定の場所へ納入するものとす。

第八條 昭和十年年度小作料は昭和五年九月二十九日新潟地方裁判所新發田支部に於て成立したる調停條項に基き小作料より各等級共一割五分を減免するものとす、昭和十一年四月十五日迄に第七條の規定に準じ納入すること、但し金納の場合は一石を金二十七圓五十錢に換算するものとす。

第九條 小作人は地主の承諾を得ずして小作地の地形地目境界を變更し若くは轉貸を爲すことを得ず。

第十條 小作人故なく小作料の納入を怠り其の他地本調停條項に違背したるときは地主は本件小作契約の解除を爲すことを得。

七九

農民運動の状況

入すること。

註 舊小作料——大字水原耕地は最高一石五升、最低八斗八

以上

升、大字外城耕地は最高九斗五升、最低八斗五升到
て、畑小作料は大字水原大字外城は四斗五升、大字水原
の内下ヶ江は四斗なり。

入。

(二) 千葉縣

本縣にては農村内階級對立の思想を根本的に改め、地主小作人の協調増進と農家經濟更生の氣運促進に資
すべく、曾つて全農全國會議の有力地盤として地主小作人の感情最も尖鋭化しつゝありたる印旛郡豐住村に「豐住村勤勞會」
を組織せしめ之れが指導に努めつゝありたるが、成績頗る良好にして此の種組織は農民經濟の更生、農村の明朗化等農村治
安の完きを期せんとする警察目的の遂行上極めて意義あるものあることを認めらるゝに至れり。之が概況を述ぶるに次の如
し。

(1) 更生計畫の樹立

昭和十年十二月十七日評議員並に各部門長會議を開催して次の如き更生計畫要項を決定し、一般
會員に配布の上之れが實行を期し着々成果を收めつゝあり。

豐住村勤勞會更生計畫

一、目標 明るき村、富める村、住みよき村、平和なる村建設に。

二、更生要項

1. 剛健 衛生に注意し心身の鍛練體力の養成に努め常に健康を期すること。
2. 生産 勤勞精神により少費多獲の實績を期す。
3. 消費 生活の改善消費の合理化により冗費の節約を期す。
4. 平和 互讓親愛の精神に基き平和氣分の醸成を期すること。
5. 勤儉 産業の合理化生活の改善による所得の蓄積を成し勤儉貯蓄の美風の涵養を期す。

(一) 増殖計畫

- イ、米穀 昭和十年度作付反別田四百四十四町三反平均反當
收量一石四斗總收量六千四百八石三斗にして昭和十一年度
より二割乃至三割の増收を計畫し反當收量に於て一石八斗
總收量に於て八千三百五十三石三斗の收穫を期す。
- ロ、大麥 大麥の作付反別は昭和十年度四十五町二反歩反當
收量一石七斗にして總收量七百七十石にして二割の増收を
計畫し反當收量に於て二石四斗總收量に於て九百二十四
石の收穫を期す。
- ハ、小麥 昭和十年度小麥の作付反別二十五町二反にして反

之が製造を督勵し昭和十一年中には八千圓收入の見込な
り。

ロ、細其の他の竹細工等の加工獎勵。

ハ、農産物の加工獎勵(漬物等)。

ニ、畜産獎勵(鶏豚兎)。

(四) 農業經營の改善

- イ、從來農業經營は繁閑の割合最も不均衡にして不合理の點
多からず副業による多角型の組織に改善し老人子供にも適
切なる業務を與へ農業經營の合理化により一ヶ年間を通じ
勞力の分配均衡を計り以て合理化の實現を期すること。
- ロ、共同作業餘剩勞力の交換を計り以て共存共榮の實を擧げ
ること。
- ハ、家計簿を備へ記帳を勵行し收支の計算を明にし計畫的經
營の實行を期すること。

(五) 宅地空地の利用

宅地空地の利用を計り茶樹花卉果樹(蜜柑、桃、梅、柿等)等又
日蔭地には茗荷、路、三葉其の他適切なものを栽培し趣味
と實益を期すること。

(六) 會員慰安法

- イ、公休日の決定、毎月舊曆一日、十五日兩日。夜業は水、日
曜日とす。
- ロ、部落單位の座談會を開催すること。
- ハ、部落單位の風祭其他を廢し村單位の一大慰安會を開催
す。
- ニ、優良町村視察等。

當收量一石二斗總收量に於て三百十一石なるも大麥同様二
割の増收を計畫し昭和十一年度には三百七十三石二斗の收
穫を期す。

ニ、養蠶 昭和十年度春秋二期を通じて二万七千八百九十一
グラムの掃立をなし總收量に於て一万五千八十二貫金額六
万二千九百九十二圓にして農家副業として最も重要なもの
にして養蠶實行組合と相提携して飼育上の改良蠶種の統
一過剩勞力の分配桑園の整理關係緑肥の栽培等を獎勵自給
自足による増收に邁進せんとす。

ホ、養鰯 飼育戸數三百七十九にして數に於て四千六百四十
三羽産卵數三十五万四千四百金額七千八百八十八圓農家の副業
として重要なものに鑑み飼育の改良の研究に於て斯道の獎勵
を期す。

ヘ、種子 優良種子並に品種の統一。

ト、肥料 肥料の合理的配合堆肥の獎勵(堆肥週間を設け一
齊に實行を期す)。

チ、耕地の利用 耕地雜草の撲滅。

リ、空閑地の利用 山林雜地其の他の開墾。

(二) 金肥節約自給肥料の増産

イ、堆肥底肥の改良。

ロ、人尿汚水溜の整理灰置場の設備改善を期すること。

ハ、綠肥栽培の實行を期すること。

(三) 副業の獎勵

- イ、臥席の製造獎勵 全村に於て臥席機械百臺を購入し晝夜

農民運動の状況

- ニ、以上婚禮に要する一切の費用は一家一年間の収入一切を合算したる収入金の五分の一たること。
3. 弔式、法要、新盆其他に關する件
イ、葬儀は誠實嚴肅を旨とし虚飾虚禮に涉らざること。
ロ、朋友はなるべく參列し、故人に對し哀悼の意を表すること。
- ハ、納戸係は其の家の資産状況を顧慮し質素を旨とし二日間相互に互らざる様注意すること。
- ニ、酒引物等は絶對に廢止すること。
- ホ、入學前の兒童の葬儀は近親六役のみに限ること。
ヘ、柩奉送に關しては路上に整列し家人に迷惑を掛けざること。
- ト、新盆見舞は親族四隣近親のみに限ること。
チ、新盆櫓桶、送火等は六役に限ること。
リ、寒念佛等はなるべく廢止し止むを得ざる場合は六役のみにすること。
4. 入退兵に關する件
イ、送迎舉式は嚴肅を旨とし必ず鎮守の社前に於てすること。
ロ、送迎の宴會は之を廢止し鎮守に御神酒を捧げ入退兵の祝福を祈願すること。
ハ、入退者宅の宴會は親族近親の外は飲食せざること。

ホ、入營者の餓別も親族以外は送らざること。
ヘ、戦時其他特別の場合は支部長會議に於て之を決す。

- (二) 警備部
駐在巡查の協力を得、午前四時三十分青年團員のラッパ、鐘、太鼓等を合圖に早起を奨励し、之れを利用して道路の改修に努めたる結果、現在迄の出動延人員千五百人に及ぶ等見るべき成績を収めたり。
- (ホ) 醫療部
開業醫師野口巖を醫療部長に就任せしめ、醫療費を醫師協定額價格の三割引となさしむることに成功し、更に醫療組合を組織すべく準備を進めつゝあり。
- (ヘ) 警備部
夜警を實行し居れり。

各支部中南羽鳥 長沼の兩支部は最も良好なる成績を収めつゝあり、之が既兄父の如く、

内に階級對立の思想濃く部落民の協力に依る經濟改革は全く不可能

難なりしが、石井區長を中心とする勤勞會支部の活動に依り近
内に階級對立の思想は全く消滅し、部落民の協力に依る經濟更生は全く至
時殆んど階級對立の思想は是正せられ、更生の氣運に向ひつゝ

八三

農民運動の状況

あり。斯くて部落の經濟更生上不取敢副業(果樹植栽)を起すこととし、郡農會野口技師の指導下に延人員約七百六十人を以て約五町歩の傾斜地を開墾し梅苗千八百本、柿、栗苗各百本を購入植栽する所ありたり。一方從來地主小作人の對立に依り顧みられざりし道路の改修を志し、毎朝早起を勵行改修に努めたる結果改修從事延人員約千人に達し殆んど見達へる程の道路に改修し得たる等活動特筆に値すべきものあり。

八四

(ロ) 長沼支部の活動状況

長沼支部にては耕地の緩和と増産の目的を以て「長沼」の開墾に全力を注ぐこととなり、昭和十年三月第一期工事として三十三町歩の開墾に成功したる後を更に第二期工事を計畫し三月四日より四十一町歩開墾を目標に工事に著手し、著々實績を収めつゝあり。

(三) 栃木縣

本縣下に於ける横川、雀宮、等根の各爭議防止委員會は昨年創立以來小作紛爭議の解決斡旋、自作農の創設援助、地主小作人の精神的融和促進のための懇談會の開催等其の成績見るべきものありたるが、本年に入りても、三委員會にて三十三件(横川村八件、雀宮村六件、等根村一九件)の小作紛爭議を解決したる外各々(等根村三月十三日雀宮村四月二十七日程川村四月二十八日)總會若くは記念祝賀會を開催して地主小作人の精神的融和に貢獻する所ありたる等活潑なる活動を續けつゝあり。

(四) 青森縣

本縣農村事情の特異性に鑑み設立せられたる小作紛爭議防止委員會は、創設當時極力反對せる全農同縣聯合會の如きも「青森縣に於ける封建的な地主小作人の關係は地主の攻撃的態度に依り原始的爭議の頻發を見、殊に組合の組織なき地方に於ては爭議に至るまでもなく無條件に屈服して來た事例が多い爲警察の小作紛爭議防止委員會の活動も一應の効果は收めて居る。(一九三五年度全農青森縣聯報告書)」と裏書せる如く所期の成果を收めつゝあり。

而して本年に入りても一月以降三月迄百九十二件の小作紛爭議中百三件迄委員會にて解決したる等功績顯著なるものあり。一方凡ゆる農村社會問題を取上げ之れを適切に指導し、旁々近時跳梁するに至れる農村ブローカーを抑制し農村の明朗化に

寄與せんとし設けたる農村問題相談係は次表の如き成績を收めたり。又本年一月以降三月に互り縣下全町村に於て開催せられたる自力更生心の作興を目的として開催せられたる町村指導者協議會には特高關係者出席して小作紛爭議防止委員會農村問題相談係の利用、地主小作人の偕和協調等を高調し一般の共鳴を得る所ありたる等相當成果を收めつゝあり。

農村問題相談係活動状況(自一月至四月)

種別	件数		人員
	員人	數件	
飯米	一七	八	
就勞	二	二	
金錢	二	二	
貸務	一一一	一〇	
燃料	一一〇〇	一	
身賣防	三	三	
醫療費	二	二	
遺產	二	二	
差押	一	一	
田地	二	一	
旅費	一	一	
掛掛	九三六	四	
拂下	一〇〇〇	三	
合計	一三五一	四〇	

(五) 山形縣

本縣は昭和十年以來専ら警察力を農村明朗化活動の方面に向け、昭和株式會社の土地委託管理問題に對する適正なる處置等著々警察目的を遂行しつゝありたるが、本年に入りても北村山郡大石田町地主渡邊喜助(現縣議)の所有地五十餘町歩の賣却に當り、土地所有權の異動に伴ふ小作紛爭議を未然に防止する立場より小作官、農務課方面と協力し右耕地を關係小作人に譲渡することを斡旋し、事態の紛糾化を防止し得たる等警察活動の成果顯著なるものあり。

(六) 秋田縣

本縣にては農村問題對策懇談會並農村駐在警察官の全機能を擧げて農村事情の改善に努め、著々其の實績

農民運動の状況

八五

を収めつゝあり。

殊に本年に入りて二月十七日農村問題對策懇談會を開催して「小作料減免率の合理的算定基準乃至は合理的の小作料の設定」外六件につき意見の交換を行ひ、地主、小作人、農民運動者等の精神的融和並に農村問題の動向等に對する認識を深むる所ありたると、同例會に於て日本農民組合總同盟秋田縣聯合會長古澤斐は自己の依頼せられたる南秋田郡大久保町々有地の管理方法並に同所有地に對する小作爭議の解決斡旋方を申請したるを取上げ、三月二十七日適正なる解決を爲し懇談會の眞價を關係方面に認識せしめたるは特筆すべき功績と稱すべきなり。一方小作爭議に對する警察官の協調的斡旋又一月以降三月末迄六十六件の多きに及ぶ等本縣に於ける農村警察活動は非常なる成果を収めつゝある實情なり。

而して南秋田郡大久保町々有土地の管理に關する右懇談會の解決は農村問題の中核を爲す土地問題の取扱上尠からず示唆に富めるものあるにつき次に之れが概況を述ぶる所あるべし。

(イ) 大久保町有土地の合理的管理方法及び該地小作爭議の解決方申請 日本農民組合總同盟秋田縣聯合會長古澤斐は、一月十七日開催の懇談會に對し豫て依頼せられ居りたる南秋田郡大久保町々有地の管理方法並に同地關係小作爭議の解決方を「公有土地の合理的管理經營方法如何」として提案せるため、懇談會にありては直ちに之れを取上げ繫争中なる小作爭議の解決を斡旋すると共に右田地の具體的管理方法を指示することゝ爲せり。

於茲前顯古澤會長は懇談會の意嚮を大久保町長に通ずる所ありたる結果二月二十四日大久保町長は次の如き本件の調停申立を爲せり。

「小作爭議防止並に調停に關する申立書」

申立人 南秋田郡大久保町 右法定代理人町長 青木良藏
相手方 千田和太郎 外二十五名

申立に至るまでの爭議の實情
一、大久保町は明治二十六年頃八郎湖岸拂下げを受け三十六町五段歩餘の田地を開墾し爾來是れを町住民に平等に分配して小作せしめ該收入を町一般の會計に組入れて町民の負擔軽減の一助となし來りたる處

一、大正十五年町條例を改正し別紙附屬條例の通り定め今日に至るまで施行實施し居りたる處該條例には時代の進運に伴はざる點もあり且つは附近町村の各種の小作爭議の影響を受け果して該條例を此儘繼續實施するを妥當とするやに關し町會議員中にも種々論議ある處今般發生したる左記論議に鑑み改定の必要を感ずるに至りたるものなり即ち

第一、町條例に關する改正問題

一、條例によれば

(イ) 本町住民にして滿二箇年戸數割を負担したるものは平等に小作權を分與せらるゝ規定にて條例實施の大正十五年に於ては右條項に該當する町民に平等に分配したる結果一人當り五畝歩を分配し得たる處今日再分配に於て條例該當の町民に分配するときは不足を來す状態にあること。
(ロ) 又條例によれば町長の承認を得て小作權を譲渡し得る規定なる結果實質上に於ては小作權の分與を受くるも小作し得ざる

農民運動の状況

る地域關係にある耕作者及耕作の必要な商工地主或は細民たる行商人等は之を事實耕作する者に直ちに右小作權を賣却し其の町税負擔又は生活の一助となすものにて事實小作し居るものは百八十七名にて最少五畝歩最高一町歩に及び是等のものは小作することにより收益を計り結局平等に利益を均等し居るものにして丁度本年は其の再分配期に際會し居る町民中二十六名即ち相手方となり居る者を除き全部町民は從前通りの再分配を希望し居るも如何に之を處理すべきや疑義あり。

(ハ) 小作料は條例第三第四條により小作米を換金したる金納制度を採り來りたる處皆納者は端境期に納め未納者は年度を越して納むる者ある結果金納を採るときは不公平となるのみならず町當局として換金の相場決定につき損得あり物納とすべきや否やに關し論議ありたるも條例發布當時は倉庫不足のため實施し難かりしも今日は農倉あり郷倉あり殊に郷倉の活用上も物納にすることに關し大いに考慮すべきものあり。

(ニ) 又小作權の譲渡兼併を現條例の如く無制限とするときは改定期に於て五段歩以上耕作するものは返還に苦痛を感ずる實情にして且つ兼併者が不納をなす時は一時に多額の未納米を生ずる故最高五段歩として耕作面積に制限を附する要ありとの論あり。

一、條例自體に付右の如き論議の餘地あるのみならず左の如き不備のため年々小作爭議に類したる問題發生し居りたり即ち小作證書が私證書なりしたため小作人等は故なく小作料を不納するも一々辯護士に委任し訴訟を提起し居りたるため多額の整理費を

農民運動の状況

要し而も町の立場として耕地返還等の訴訟を避け居りしたため年と共に未納額を増加し今日に於ては町政の痛となり居るものにして今後小作證書を公正證書とすべしとの論は町會の大勢なり。

一、又小作料の毛引に關しても百數十名の小作人の田地を各箇に檢見することは煩に堪へざるのみならず簡別に決定するときは或は町會議員との縁故關係により特定人に手加減したるにあらざるやとの非難を受ける懼あるを以て從來各箇に決定せず小作人をして代表者を選ばしめ町有地全部を上中下に分ちて檢見し其の平均が平年作以下なる場合は其の率に準じ一齊に同一率を以て毛引し居りたり。斯くするときは或人は或年は毛引の必要なきに毛引を受けることあるも又或年は毛引の要あるも毛引を受けざることあり結局十箇年統計に於ては各人公平に毛引を受けることゝの考より之を實施し來り今後此の方法を繼續すべきや否やに關しても論なきにあらず。

第二、本年度の爭議

一、然して前記の如く拾箇年の改定期なるを以て從來の條例に従ひ再分配を實施せんとしたる處相手方たる町民二十六名は右分配に反對し小作權の繼續を求め且つ前記毛引の方法に異議を述べ遂に全國農民組合に加入し相當不穩の狀態にあるものなり。

第三、右爭議に關する町の方針

一、町當局としては町會議員の懇談會を開き別紙改正條例草案(別紙省略)に従ひ之を實施すべき意向なるも公有田地に關して

(ロ) 懇談會(紛議調停委員會)の解決狀況

この申請を受けたる懇談會にありては、三月十九日宮内委員長以下八名の常置委員の外、農事研究家森繁、大久保町農會長高橋嘉右エ門、飯田川町農會長伊藤理一郎、懇談會顧問西田小作官、大野小

大久保町長 青木良藏

秋田縣小作爭議未だ防止懇談會

會長警察部長 高橋 靜 男殿

は一部識者は小作制度そのものに疑義あり爭議を根絶する爲共同管理を唱ふる者あり又寶却して基金となすべしとの説もあり又自作農を創定すべしとの説もあり貴會の意見を伺ひたきことその一なり。

一、又現に發生し居る爭議に關しては相手方たる小作人全部は從來小作料を未納し且町税を滞納し居る者等にて一般善良なる町民に對する關係上小作權の再分配に預からしむることを得ざる條例の違反者なるを以て町としては條例改正までに小作料及町税を完納したる場合は從來の行動に關しては之を寛恕し新條例規格に従ひて之を處理せんとする方針なるも貴會の意見如何。

一、本問題は縣下各地公有田地に關連する重大問題故貴會當置委員會に掛けて慎重に御審議相成たし。

申立の趣旨

一、公有田地の妥當なる管理方法如何

一、大久保町の町有田地を從來の如く小作田地として管理する場合其の妥當なる改正案如何

一、目下發生中の爭議の適當なる解決案如何

右御審議相成度御願上候也

昭和十一年二月二十四日

作官補の五名を臨時委員に任命、委員會を開催せり。

斯くて委員長より申請採擇の經過報告、青木大久保町長の申請理由説明ありたる後關係者より從來の小作條件、收穫の實

情、關係者の希望意見等を聴取したる上意見の交換を行ひ(1) 大久保町有土地は別紙大久保町有田地管理委員會規程に基

く管理委員會をして大久保町有田地小作取扱規程に基き管理せしむること、一方繁爭中の小作爭議に對しては小作人は昭和

十年度の未納小作料は六割を即時町に納付し、同年度及其の以前各年度の滞納米は之を合算し昭和十一年度より向ふ五箇年

間の各納米期に於て其の五分の一宛を以て年賦完納することとし本件を解決せり。

大久保町有田地管理委員會規程

第一條 本委員會は大久保町有田地管理委員會と稱す

第二條 本會の事務所は大久保町役場内に置く

第三條 本會は大久保町有地の管理を目的とす

第四條 本會は左に掲ぐる委員を以て構成す

一、大久保町長及助役

二、町會議員代表二名

三、小作人代表三名

四、町農會及技術員

五、秋田縣小作官及小作官補

六、秋田縣關係技術員一名

町會議員代表及小作人代表は各々互選とし其の任期は四年とす

委員は人を以て二つ以上の資格を兼ねることを得ず

第五條 本會に左の役員を置く

一、委員長

農民運動の状況

二、書記一名

委員長は大久保町長之に任じ書記は大久保町吏員を以て之に充

つ

委員長にして故障あるときは大久保町助役之を代理す

第六條 會議は委員長に於て必要ありと認めたるとき若しくは委員二

名以上の申請ありたるとき之を開會す

第七條 委員長は會議を召集、開閉し會議の議長となる

會議は委員三分の二以上の出席を以て成立し其の議決は出席者

の三分の二以上の同意あることを要す

第八條 本會は左の事項を掌る

一、大久保町有田地小作取扱規程に定むる事項

二、大久保町有田地の管理及改良に關する事項

三、其他必要と認むる事項

第九條 町有田地の配當を行はんとするときは其の年度の耕作前

手前に於て完了するものとす

農民運動の状況

配當田地の譲渡及譲受を爲さんとする者あるときは其の反別の申告を爲さしめ其の價格を決定す

配當田地の小作權の譲渡を受けんとするものあるときは小作權利金の豫納を爲すことを要す

小作權譲渡締結を爲すときは前期に於ける當該田地の小作者に對し第一次に之を行ふものとす

配當田地の小作權譲渡完了するときは譲受人の豫納せる權利金を直に譲渡者に交付するものとす

第十條 本委員會に於ては毎年刈取前に於て小作人立會の上檢見を行ひ當該年度に於ける小作料額を決定すべし

附 則

本規定は發布の日より之を施行す

大久保町有田地小作取裁規程

第一條 大久保町有田地の管理は本規程及大久保町有田地管理委員會以下單に委員會と稱す規程に依り管理す

第二條 本町住民にして昭和元年度より本規程施行の日まで戸數割其の他の町税を完納せる者は町有田地を配當小作せしむることを得、但し配當は委員會に於て之を行ふ

第三條 前條に依り町有田地の配當を受けたる者にして自己に於て耕作を爲さざるときは前條の規程せる住民及其他以外の者に對し滿二箇年以來本町の住民となり戸數割を完納せる者に對し小作權の譲渡を爲すことを得

前項の小作權譲渡に際しては從來當該田地を事實上耕作せる者に於て別に定むる規定により第一次に譲渡を受けるものとす
前二項に依る譲受人は前小作者の殘存期間小作するものとす

九〇

配當田地の小作權譲渡は一人に付當該田地以外の耕作田地を合し一町二反歩以内とす

配當田地小作權譲渡は委員會を経て之を爲すことを要す、若し之に違反するときは其田地は當該年度限り無償を以て直に町に返還せしむるものとす。小作人は之に對し異議を申立つることを得ず

第四條 小作期間は十箇年とす、但し委員會の審議を経て十箇年間の更新契約を爲すことを得、小作期間満了するときは配當を受けたる者は勿論小作權の譲渡を受けたる者と雖も無償を以て異議なく直に當該田地を町に返還するものとす

第五條 小作料は左の標準に依り之を徵收す但し減額を爲す場合は委員會の審議に依り之を決定す。小作人は之に對し異議を申立つることを得ず

一等田	一反歩に付其年の普通米九斗
二等田	同 八斗五升
三等田	同 八斗
四等田	同 七斗
五等田	同 六斗
六等田	同 四斗
七等田	同 二斗五升
八等田	同 一斗五升

第六條 小作料は前條に規定せる現物に該當する米券又は町會に於て決議の上告知したる代納額を以て十一月二十日限り完納すべきものとす

第七條 小作人の小作田地決定したるときは町長は本町公民にし

て町税を納むる保證人二名以上の連署せる土地小作證券を徴し同證券に基き公正契約を爲すべし、但し公正契約の費用は町に於て負擔するものとす

前項の保證人にして不適任と認むるときは町長は委員會の審議を経て其の變更を命ず

第一項に規定せる公正契約を履行せざる者は小作人たることを得ず

第八條 小作人に於て土地の管理其他小作人の模範となるべき者は町會の議決に依り毎年二月十一日に於て之を表彰す

第九條 左記各項の一に該當するときは小作契約を解除す、但し此の場合に於て委員會の審議に依り解除を猶豫することあるべし

一、小作田地を荒廢せしめ又は荒廢せんとする處あるとき

二、町税を引續き二箇年以上滞納したるとき

三、小作料又は代納金を期限内に完納せざるとき

四、本町公民權を失ひたるとき

(七) 廣島縣

本縣にては既設委員會の好成績に鑑み、此の種委員會の設立を懇懇しつゝあり。而して一月八日には沼隈郡高須村に委員會の設立を見、同村小作人七十餘名が要求せる小作料減免問題を解決したる等著々成績を挙げつゝあり。

(八) 鹿兒島縣

本縣にては比較的小作爭議多く地主小作人の感情面自からざるものある始良郡國分町に適切なる施設を爲すのを認め、特高課、小作官協力の上四月八日に小作爭議防止に關する懇談會を開催する所ありしが、町當局及地主、小作人共此の種恒常機關の設立を要望する所ありたるため即日「國分町小作紛議防止懇談會」を設けることとせり。

農民運動の状況

九一

五、産業組合關係團體の運動狀況

産業組合關係諸團體に於ては廣田内閣が「非常時打開の爲庶政を一新し國民生活の安定を圖り殊に農村振興に對しては特に力を致す」旨の聲明を爲せるを以て此の際、特に政府當局に對し農村振興、農村經濟の向上安定に必要な根本政策の斷行を要望して其の實現に邁進することに決し諸種の要望事項を掲げ之が運動を進めつゝあるが其の狀況左の如し。

(一) 産業組合中央會 本會に在りては廣田内閣の政綱及其の後發表せる種々の聲明に就き寄々檢討中の處、今回農村政策に對する要望として大衆課稅反對を眼目としたる左記要綱を決定し近く其の具體案を作成の上、政府當局に對し之が實現方を要望する模様なり。

記

農村政策ニ對スル産業組合側ノ要望

- 一、廣田内閣ハ非常時打開工作トシテ農村振興、農村經濟ノ向上安定ニ必要ナル根本政策ヲ斷行スベシ
- 二、右ニ要スル經費ハ年々一億圓位ヲ限度トシ數年間公債發行ニヨリ支辨スベシ
- 三、現行稅制ノ根本的改革ハ勿論緊要ナリト雖モ大衆課稅、消費稅ノ増徴ハ不賛成ナリ。
- 四、公債利子ノ引下ゲ要望、郵便貯金利子ノ引下ハ最後迄ノ保留ヲ望ム
- 五、農村側ノ稅制改革ニ對スル要望
- (イ) 都市ト農村負擔ノ不均衡是正

(二) 全國農村産業組合協會

本會にありては第六十九帝國議會に對する運動目標として

(イ) 米穀自治管理法案、産糶處理

- (ロ) 所得稅特ニ法人所得稅、相續稅、資本利子ヲ増稅ノ目標トナシ高度累進率ノ採用
- 一定年間財産稅ノ創設
- 醬油稅、賣藥印紙稅、綿織物稅、消費稅、復活反對
- 其ノ他日常必需品ノ増稅反對
- 自家用濁酒ノ醸造許可
- 前年ノ收益價格ヲ基礎トスル地租徵收及之ガ地方移讓從來ノ徵稅方法ノ缺陷、大資産家ニ輕ナルヲ斷乎是正スルコト
- (リ) 農村負擔輕減、農村自治ノ確立ヲ目標トスル地方稅制ノ改革

統制法案及肥料業統制法案の成立 (ロ) 産業組合事業制限絕對反對 (ハ) 産業組合課稅反對 (ニ) 産業組合の助成政策の徹底 (ホ) 産業省設置反對等を掲げ、其の實行運動の方法として四月九日「大會、組合長會議等其の他各種の方法を以て組合員並一般に徹底を圖ること、農會其の他農村關係團體との連絡を緊密にすること、選出代議士に懇談其の他の方法に依り諒解を求むること、官廳との意見疎通に遺憾なきを期すること、新聞其の他を通じて輿論の喚起に努むること」の數項の實施方を府縣農村産業組合協會に對し通達せり。尙其の後同二十四日開催せられたる同協會理事會に於て「政府は組閣に當り積年の稅政を一新し國防の充實と國民生活の安定の爲施設經營の緊要なるを聲明し之が徹底を圖らんとす今や農村の窮迫は其の極に達し其の不安焦慮愈々甚だしきものあり。而して農村の更生は一に其の協同組織の強化に俟つべく之が爲には政府の政策を更に一層徹底せしむる要極めて緊切なり、之を以て産業組合事業の制限、組合に對する課稅、組合事業助成撤廢等尙も協同組織の強化を阻害するが如き主張に至りては實に國家の大局を無視する偏見にして吾人の絕對に同意し得ざる所なるのみならず更に又農村關係重要法案の成立を阻止するの策動の如きは斷乎として之を排撃せざるべからず」と爲し之が態度を鮮明する爲聲明書を發表することに決定し即日之を發表せり。

六、雪害救済運動

雪害救済運動の狀況に關しては前號(三月分)に記載せる處なるが、其の後特別議會が五月一日召集せらるゝこととなるや愈、之が救済運動は活潑となり帝國農會、日本中央蠶絲會、全國養蠶業組合聯合會等の中央諸團體を始めとして、東北地方其の他各地の産業團體等は夫々請願、陳情運動を展開しつゝあり、其の狀況左の如し

- (一) 帝國農會の運動 帝國農會にありては四月十六日より三日間に互り道府縣農會幹事、技師、主任協議會を開催し「雪害救済運動の狀況

害及被害救済ニ關シ政府へ要望ノ件」を附議する處ありて協議の結果、急速臨機の措置として時機を失せず左記各項の施設を實行し救済の實を擧ぐべき旨を政府に要望することとせり。

記

(一) 應急對策

- 一、苗代對策ノ助成
- 一、果樹、桑樹茶園等ノ復舊助成
- 一、荒廢セル農耕地、農道、林道、澗排水路、井堰等ノ復舊助成
- 一、麥、粟、綠肥其ノ他冬作ノ被害對策助成
- 一、肥料、種苗及生活必需品ノ運道運賃ノ輕減
- 一、被害激甚地方ノ市町村農會ニ對スル特別補助金交付
- 一、農山村ノ匡救事業ノ實施
- 一、低利資金ノ償還延期及利子補給

(二) 日本中央蠶絲會の運動

昨冬未曾有の大雪に依る桑園の被害甚大なりとし、之が對策考究中の處、四月三十日山形、福島各縣養蠶業組合聯合會等より應急救済方の要望もあり速急政府に對し「未曾有の積雪の爲桑樹の雪折、胴枯病、鼠害等の被害甚大にして地方に依り甚しきは春蠶掃立不能に陥りたる處もあり、養蠶農家の疲弊困憊其の極に在る今日に於ては到底自力を以て復舊を爲し能はざる實情に付速かに救済方」を要望することに決し之が稟申書を作成せるが近く總理、農林、大藏各大臣に宛郵送する模様なり。

(三) 全國養蠶業組合聯合會の運動

上記聯合會に於ては豫て大雪に依る桑園被害狀況調査中の處、豫想外に被害甚大なるものありと爲し四月二十七日被害地方二十府縣養蠶業組合聯合會會長を招集し之が對策協議會を開催したるが、岩手、宮

城、秋田、山形、福島、群馬、石川、福井、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、鳥取、島根の一府十五縣代表者出席、會長稻田昌植座長となり「桑園雪害對策ニ關スル件」に就き協議を重ねたる結果、

- (イ) 整理改植ヲ要スベキ被害桑園ニ對スル復舊費及雪害豫防ノ爲改造ヲ要スベキ桑園ニ對シ助成アリタキコト
- (ロ) 夏秋蠶種購入費ニ對シ全額助成アリタキコト
- (ハ) 雪害町村ノ養蠶指導員設置費ニ對シ助成アリタキコト
- (ニ) 胴枯病豫防費並綠肥種子購入費ニ對シ全額助成アリタキコト
- (ホ) 耐寒性桑品種苗圃ノ擴張ニ對シ助成アリタキコト
- (ヘ) 農業保險制度ヲ速カニ實施セラレタキコト

外四項の要望事項を決定し、之が施設の緊急實現方に關し總理、大藏、農林各大臣に陳情書を提出することとせるが協議終了後三班に分れ夫々陳情する處ありたり。因に同聯合會に於て調査したる處に據れば桑園の雪害は一府十九縣に互り被害反別十五萬二千餘町歩、損害見積價格二千三百五十五萬餘圓に及び尙本年の春蠶に及ぼす影響は減收豫想高四百三十四萬九千五百八十五貫、同損害見積價格二千四百三十三萬餘圓に達する模様なり。

(四) 中部八縣農村振興會の運動

四月一日東京市丸ノ内精養軒に於て總會を開催したるが(出席者、會長根岸晴太郎外十數名)席上、昨冬以來の雪害は實に前古未曾有の事態を生じ積雪多量且其の期間長く從つて桑樹、麥類、蔬菜、果樹等の冬作物に對し甚大なる損害を與へ關係八縣を通じ被害額數千萬圓の巨額に達し窮境洵に見るに忍びざるものあるを以て此の際速かに之が特殊的救済對策の實現方を當局に要望することと決定し、直ちに之が陳情書を作成數班に分れ、總理、逓信、農林、

文部、大蔵、内務、陸軍各大臣、内閣調査局長官等を訪問陳情する處ありたり。

(五) 其他各地方に於ける重なる運動 (1) 秋田縣 同縣農會にありては縣下各地を巡廻し被害調査を爲すと共に被害對策の施設指導に努めつゝあるが尙各町村當局及町村農會に於ても救済陳情運動を爲す模様あり。(社大黨の運動は政黨運動参照)

(2) 山形縣 同縣選出代議士木村武雄は雪害の甚大と認めらるゝ置賜地方の各町村二十二ヶ所に於て雪害對策座談會を開催して飯米貸下方等の請願運動を慫慂しつゝあり。尙同縣政調査會に於ては四月二十一日各種産業團體關係者、市町村長等二百四十餘名の會同を得て雪害對策座談會を開催し、雪害對策要綱(委託苗代設置助成、病害防除費助成、代作物及跡作獎勵、果樹園復舊費助成、桑園整理改植助成、過剩蠶種補償、政府米貸下及飯米資金貸付、桑園果樹園の免稅、救済土木事業の施行、地租課率輕減外十數項)に就き協議し之を承認、實行方法として縣政調査會より七名、各種産業團體より十名の實行委員を擧げ、關係方面に陳情することゝせり。尙四月一日山形市を中心とする一市五郡雪害對策協議會を、同四日米澤市を中心とする一市三郡雪害對策協議會を開催して苗代除雪費の助成、飯米貸下等の陳情を爲すことに決定し、實行委員を擧げ關係方面に陳情することゝせり。

(3) 福島縣 四月七日會津地方一市五郡聯合雪害對策協議會を開催し、「雪害救済期成同盟會」を結成、縣並に政府當局に對し救済要望の運動を爲すことに決定せり。而して同十三日縣當局に陳情し更に翌十四日陳情員(十名)は上京、農林、内務、大蔵の各省、其他關係方面に對し陳情する處ありたり。

(4) 新潟縣 四月一日北蒲原郡三十六ヶ町村長會を開催し、「雪害地方に特別施設を講ずること。地方財政調整交付金制

度を急遽實施し雪害地方に對し特に高率に交付すること。積雪地方の特異地域を認め稅制上特別の措置を講ずること」等の要望事項を決定し特別議會を目指して運動することとし先づ貴衆兩院議長に對し請願書を提出することゝせり。又高田市を中心として一市二郡内町村を以て組織せる「上越雪害對策期成同盟會」は四月一日雪害對策上越郡市民大會を開き(參會者三〇〇)救済要望の宣言、決議を可決し、貴衆兩院議長に請願書を提出すべく目下署名取纏中なり。(社大黨の運動は政黨運動参照)

(5) 長野縣 四月二十日長野縣養蠶業組合聯合會、製絲業組合聯合會、蠶絲業組合聯合會の三團體合同評議員會を開催、雪害對策に就き協議の上代表者六名を擧げ、縣當局に陳情することに決し、即日出縣陳情する處ありたり。又四月十日上水内郡農會及同町村長會共同主催の下に雪害並寒冷對策協議會を開催、縣當局に對する請願事項として「積雪被害地追播種苗購入及被害果樹桑園復舊施設ニ對シ助成方、政府所有米拂下補償ニ付配慮方、政府所有米ヲ低下ニ拂下、國有林ヲ廉價拂下方」外數項を決定し、之が請願書を携行、縣知事に陳情することゝし陳情委員八名を擧げたるが尙同運動を全縣下に普及擴大せしめ政府當局に陳情することに申合せを爲したり。

(6) 福井縣 同縣各森林組合に於ては「今次の大降雪は疲弊困憊せる山村は致命的の大打撃を蒙り生活の脅威を受ける者尠からざる實情に在るを以て雪害に對し國策として速かに應急救済並恒久對策樹立方」に就き、總理、大蔵、農林、各大臣、貴衆兩院議長宛陳情書を提出する處ありたり。尙同縣耕地整理協會に於ては荒廢耕地の復舊に對する低利資金の貸付、低利資金の利下げ方農林、大蔵各大臣に對し陳情書を提出し又帝國耕地整理協會長に對し之が要望實現に就き配慮方の依頼狀を發せり。

(7) 京都府 三月十八日丹後五郡農會役職員會を開催、雪害救済對策に就き協議の上應急對策として「裏作代用作物ノ種

苗無償給與、果樹園藝ノ改植助成、被害材木及竹材等ノ處理並販賣斡旋、政府米ノ廉價拂下「尙恒久對策として」耐寒性裏作物の試験研究、果樹栽植及仕立法の試験研究」等の實施方農林大臣、帝國農會長、府知事、府農會長に對し陳情書を提出することゝせり。尙丹後五郡町村長會及養蠶業組合長會を開催し雪害對策に就き協議したるが各郡は被害程度に應じ關係當局に陳情することに申合せを爲したり。

京都府農會に在りては四月二日雪害救済對策を講ぜられ度旨の陳情書を作成し總理、農林、大藏各大臣及各政黨總裁に對し郵送せり。

商工運動の状況

一、商工團體の米穀自治管理法案反對運動

全國米穀商組合聯合會(略稱、全米聯)が中心となり米穀自治管理法案反對運動を爲しつゝあるは屢、記載せる處なるが、五月一日愈、第六十九回帝國議會が召集せられ該法案が提出せらるゝこと明かとなるや之が反對運動は愈、熾烈化するに至り、全國大會及地方大會の開催、關係方面に對する陳情、文書戰等に依り輿論を喚起し、極力法案の通過阻止を圖るべく努めつゝあるが其の状況左の如し。

(一) 地方大會の開催方徳憑 全米聯本部にありては四月十一日各地に於て此の際一齊に單獨又は近隣數縣聯合にて大會を

開催し法案反對の氣勢を擧げ惡法案打倒の目的貫徹に努むべき旨指令する處ありたり。

(二) 特別委員會の設置 四月十八日米穀配給調整對策協議會特別委員會散會後米穀自治管理法案對策に就き協議したる結果、運動方法は十一名の實行委員を擧げ之に一任することに決し同委員長に代議士服部崎市(愛知)を、副委員長に岩本哲夫

(大阪)を選任せり。

同委員會に於ては (イ)適當の時期に全國大會を開催すること (ロ)各府縣毎に實行委員五名を任命待機の姿勢を採ること

と (ハ)右委員は地元に於ける貴衆兩院議員に即時陳情運動を行ふこと (ニ)運動費用として一萬五千圓を計上すること。

の四項を協議決定し直ちに各府縣聯合會に通達し其の活動を促せり。

(三) 印刷物の配布 全米聯本部に於ては四月二十八日渡邊鐵藏著「統制經濟ヲ批判シ大特權官僚的獨占商業産業組合ヲ裁ク」と題するパンフレット其の他二三の印刷物を作成し關係方面に配布し法案反對趣旨の宣傳に努めたり。

(四) 地方大會の開催 四月六日福岡市に於て全九州米穀商組合聯合會大會(參會者二千餘名)を開催したるを始めとし續いて四月二十日の東北六縣米穀商組合聯合會大會(參會者八百餘名)同二十七日北陸四縣米穀商聯合會大會(參會者五百餘名)を開

催する處あり又地方單獨の大會としては四月十二日長野縣上小米穀商組合聯合會總會を兼ねたる米穀業者大會を魁とし續いて千葉、栃木、長野、三重、滋賀、奈良、鳥取、山口各縣米穀商組合聯合會に於ては總會或は郡市代表者會議を開催し何れも「米穀自治管理法案絕對反對、産業組合の違法脫法行為取締監督と特典撤廢要望」の決議を爲し陳情書を添へて關係方面に送附し或は之を携へて關係方面に陳情する處ありたり。

(五) 警察取締 本運動は從來動もすれば多數を恃んで大衆行動に出でむとする傾向あり、殊に此度は時局に鑑み治安維

持の立場より各地方よりの上京者に就ては懇談の上少数の代表者に止めしめ、又集會に對しても諸種の制限を加へつゝあるが地方に於ける集會にして言論過激に互り中止等の制限を受けたるもの或はスローガン等にして不穩の字句あり撤去又は修正せしめたるものも亦尠からざる状況なりとす。

二、商權擁護の運動

(一) 日本實業組合聯合會に在りては四月二十四日理事會を開催したるが、其の際「商權擁護ニ關スル件」を附議し協議の結果、臨時議會開會を機とし政府當局及貴衆兩院議員に對し昭和十年十二月開催せる商權擁護全國大會の宣言決議及陳情書を提出し諒解を求むることとせり。

(二) 全日本肥料團體聯合會は四月七日總會を開催し「産業組合政策ノ是正ヲ期シ商權擁護運動促進強化ノ件」を議題として協議したるが最近の社會情勢等より考慮して今後に於ける此の種運動は愈々強力なる團結と統制ある指導に俟たざるを得ざるを以て今後は總て商權擁護聯盟を通じて行ふと共に、より以上の實效を期する爲之と密接不離の運動を續くることに決定。尙「ラヂオ産業ニユース中ノ産業組合ヲ擁護シ商人排斥ニ等シキ放送ヲ是正セシメ之レガ取締ヲ關係當局ニ要望ノ件」は之を可決し實行方法は會長に一任、「産業組合ノ製造スル調合肥料、検査取締ニ關シ現行肥料取締關係法ノ改正ヲ其ノ筋へ要望ノ件」は無統制的産組製肥の實狀は肥料取締法制定の本旨を没却するに止まらず肥料政策の最大目的たる消費者農民の利益に反する矛盾を招來するものなるを以て内閣總理大臣、農林、商工各大臣、各政黨政務調査會長に對し右の趣旨を請願することとせり。

水平運動の状況

一、全國水平社の運動状況

(一) 第四回中央委員會の状況 全國水平社に於ては、三月二十一日大阪市浪速區榮町所在事務所に於て、第四回中央委員會を開催せるが、出席者は松本中央委員長以下中央委員二十一名、特別傍聴者十一名にしてその議案及審議状況次の如し。

第一號議案、第十四回全國大會開催に關する件

日時、場所、方法等を六名の大會對策委員に附託す

第二號議案、特別議會對策に關する件

議會に於ける松本代議士の活動方針及全國を集中する議會闘争方針、議會對策委員會の設置等を常任委員に附託す

第三號議案、水平新聞發行所移轉に關する件

水平新聞の發行所を大阪市内に移轉する（現在は大阪府泉北郡南王子村）ことに決定し、之が費用は大阪府、熊本縣各百圓、京都府、廣島縣各五十圓を據出し、その殘額は松本委員長に於て負擔することに決定

第四號議案、事務連絡強化に關する件

總本部と府縣聯の連絡強化（府縣聯事務責任者の確立、定期的情報交換）及支部名簿の急速なる整備、水平新聞の大衆化、讀者の擴大、オルグ養成と活動の強化等を決議し、その具體策は常任委員書記局に一任することに決定

第五號議案、當面の時局對策に關する件

二二六事件に關し、獨自の立場より聲明書を發表（藤原權太郎は聲明書發表に反對したるも大勢は發表に賛成）すると共に、ファッショ反對に就ては、凡ゆる機會を捉へて之が強化を圖ることとし、その具體方法は常任委員に一任することに決定

(二) 議會闘争準備の状況

來るべき特別議會に於て、無産各派を統制して所謂反ファッショの闘争をなすべく策動しつゝあり、同社中央委員長松本代議士をして、所謂反ファッショ竝馬場財政の大衆課税に對し質問をなさしむべく準備しつゝある模様なり。

水平運動の状況

野利喜藏、朝倉重吉、田中松月、北原泰作等の全水幹部が滞在し居るを以て、或は議會闘争協議會の如き會合を催す等種々策動するに非ずやと認めらる。

(三) 差別撤廢關東地方部落代表者懇談會の状況 全國水平社に於ては、「關東地方の再建及議會の對策等の諸條件を參酌」の上、四月二十七、八兩日埼玉縣川越市に於て、第十四回全國大會を開催することに決定し、その旨達示を發すると共に、中央委員深川武外二名をして埼玉縣特高課に、之が諒解を求めしむる所ありたるが、埼玉縣當局に於ては、同地は戒嚴令施行地に近接し居るのみならず、前記大會達示中、大會の意義任務の説明に關し「外には戦争の危機内には二・二六事件を畫期線として政治權力は急速にファッショ化しつゝある」旨強調し、大會の中心スローガンとしてファッショ反對を掲げつゝある情況に鑑み、此の際諒旨の上、之を中止若しくは延期せしむるを適當なりとし、その旨懇諭したる所全國大會は之を中止せり。

然るに其の後再び同縣下に於て差別撤廢懇談會の開催を計畫し、「當局の警告は充分尊重するを以て之が開催方容認せられたき」旨要望し來り、埼玉縣當局は種々折衝の結果

一、決議等をなさざる差別撤廢懇談會とすること。

二、集會者を四十名前後とすること。

三、二・二六事件其他時局に言及せざること。

等の條件を附して開催を容認せり。斯くて四月二十四日埼玉縣入間郡田面澤村大字野田白山會館に於て「差別撤廢關東地方部落代表者懇談會」を開催せるが、當日の會同者は松本中央委員長以下四十五名(本部員四名、埼玉縣二十四名、其他の各府

縣十七名)にして、各地方の情勢報告及差別撤廢運動に關する方針等を協議せり。

而して當局の警告を尊重し事故なく散會したるが、中央委員長の挨拶及運動方針の協議に際し「人権擁護伸張の爲闘争すべき」旨強調せるは注目に値することなりとす。

(四) 全水の所謂ファッショ反對運動 曩に帝都に勃發せる所謂二・二六事件に關し全國水平社總本部幹部井元麟之、松田喜

一等は、「今回の事件發生はその行爲者は一部の青年將校なるも、之は畢竟五・一五事件より軍部内に蟻頭し來りたるファッショ思想の現れにして、彼等軍部は此の事件を契機として一舉に軍政府の樹立をなさんとする陰謀に外ならざるを以て吾々は此の軍部の横暴ファッショに對し斷乎闘争せざるべからず」と稱し、或は「之等横暴ファッショの思想を排撃する爲には治安維持に當る警察當局が、之に對抗する思想團體(自由主義)を或程度まで培養し、今回の如き場合には、國民運動によりその横暴を抑制せざるべからず」と稱し、殊に同社中央執行委員長松本次一郎は「軍部の横暴を見るに及び民衆の爲死を賭して軍部と一戦を交ゆる覺悟をした」との言動を洩し居れり。更に四月七日開催せられたる全水福岡縣聯大會に於ては、警察當局の警告ありたるにも拘らず二・二六事件其他時局に言及して注意七件、中止三件を算したる狀況にして全國水平社の所謂反ファッショ的氣運は極めて濃厚なるものありたり。

而して最近の時局の沈靜と取締嚴重の爲露骨に前述の如き言動を敢てするもの、稍々減少せるやの感あるも、本社は第四回中央委員會に於て「ファッショ反對に就ては凡ゆる機會に於て之が強化を圖るべき」旨決議し居る(前記第五號議案參照)を以て今後に於ても相當注意の要あるものとす。

朝鮮人の運動状況

一、勞教大阪支部に於ける朝鮮人の活動状況

昭和十年末現在勞教大阪支部に加盟せる朝鮮人は、一四八名を算し内地人關係者の不振に乗じて之を凌駕せむとし、特に客年末日本共産黨再建關係にて支部首腦部檢舉後に於ては八名の常任中五名は鮮人を以て占むる状況にあり之等五名の鮮人常任は、組織宣傳、財政、調査、婦人、救済等の各部責任者として勞教活動の中心を爲しつゝあり。

本月十六日支部主催の下に、府下三島郡千里山遊園地に於て四・二六事件を記念する爲めピクニックを行ひたる處、勝山班責任者金万好、猪飼野班責任者康元範其他の鮮人班員四二名及未組織鮮人約二〇名は之に参加せり。

大阪府當局の警戒に其の行動を阻まれ、各自遊園地を散策し、晝食後蹴球其他の運動競技を爲し散會せり。當日之に参加せる約七〇名中、内地人は僅か數名に過ぎざりし點に鑑み今後支部内に於ける鮮人の動向に關しては、相當注意を要すべきものとありとす。

二、海外不逞鮮人と連絡ある朝鮮人の檢舉

海外不逞鮮人の内地潜入取締状況に關しては各廳府縣に於て鋭意注意中なるが、(一)月分月報参照)客年十一月六日日本無政府共産黨事件に連座し警視廳に於て檢舉せられたる在京アナ系分子李東淳は其の後取調の結果、左記の如く海外不逞鮮人團體と連絡策應しつゝありたる事實判明、本月十五日治安維持法違反として東京刑事地方裁判所檢察局に送致されたるが、此の種不逞鮮人の海外連絡に就ては將來特に戒心を要するものあり。

記

一、被疑者

本 籍 江原道襄陽郡襄陽面車馬里三九
住 居 東京市牛込區河田町一七

無職 李河中コト

李東淳

明治四十二年七月二日生

二、犯罪事實

本名は昭和六年内地に渡來上京の上同年八月在京アナ系鮮人團體黒友聯盟に加入、翌いで翌七年一月アナ系労働團體朝鮮東興労働同盟に加入爾來一定の生業なく無政府主義運動に専従、昭和九年一月より在京アナ系鮮人團體機關紙「黒色新聞」の發行を擔當し來りたるものなる處、最近共産主義運動の衰退に乘じ多年頻りに來りし朝鮮人無政府主義運動の建直しを策し、在京各團體と連絡する一方海外不逞鮮人團體とも連絡、主義の宣傳煽動の爲めには直接行動をも辭せざる決意の下に次の如き犯行を取てせり。

(一) 昭和九年一月黒色新聞の發行を擔當してより在上海不逞鮮人團南華韓人青年聯盟幹部李達、楊子秋等と連絡相互情報の交換を爲すに及び右南華韓人青年聯盟が世界無政府共産社會實現の過程に於て革命手段に依り當面の問題として朝鮮に於ける帝國の統治權を排除し、朝鮮を帝國の羈絆より離脱せしむると共に我が君主制をも廢止し、帝國及朝鮮に無政府共産主義社會を實現せしむることを目的とする秘密結社なることの情を知り深く其の主義政策に共鳴し之と連絡提携せんとする意圖の下に

朝鮮人の運動状況

(1) 昭和九年一月頃前記楊子秋より密送し來れる『(イ)同志三君に對する追憶斷行、(ロ)在獄三友の回想記』と題する上海に於ける有吉公使暗殺未遂事件犯人白貞基李康勳、元心昌等の不逞行動を讚美賞揚せる不逞記事並に在中國朝鮮無政府主義運動概況等を機關紙黒色新聞に登載し

(2) 更に昭和十年三月頃右楊子秋より關土派遣方依頼に依り在京の同志たる京畿道生れ日大社會科學生李鐘鳳(明治四十三年生)を物色勸誘、同年七月十日頃上海に派遣不逞鮮人團體との連絡に當らしめ

(3) 同年九月中在上海南華韓人青年聯盟發行のニュースの送附を受け之を同志に頒布する等在上海不逞鮮人團南華韓人青年聯盟と緊密なる連絡の下に機關紙黒色新聞を通じて右團體の不逞行動を讚美賞揚之が主義宣傳に努め或は之と連絡の爲め關土の派遣を爲す等海外不逞團體との連絡を爲し暗裡に不逞行動を策し

(二) 昭和八年以來白山聯合新聞社、伊藤悦太郎、其の他内地アナ系分子と連絡策應無政府主義運動戰線統一の爲め在京アナ系鮮人團體の聯合計畫其の他に暗躍し來り昭和十年十月初旬頃右伊藤悦太郎の勸誘に依り日本無政府共産黨に加入、加入と同時に同黨關東地方委員會植民地部に所屬伊藤等と數次の會合を重ね『(1)朝鮮人アナ系三團體の統一(2)在日朝鮮人留學生に對するアデプロ(3)朝鮮内に於ける運動方針の確立(4)上海同志との連絡(5)アナキズムとしての民族問題を研究し植民地對策綱領の決定』等を協議し更に個人的關係を辿り黨員獲得の爲め活動し來りたるものなり。

三、朝鮮人子弟の教育機関の創設並之が指導取締状況

(一) 愛知縣下に於ける簡易教育機関の創設と實施概況 縣下瀬戸市在住朝鮮人未就學兒童の一部に對しては、朝鮮人團體「愛華會」並「在日本朝鮮基督教瀬戸教會」の二個所に於て夜間教授を爲しつゝありたるが、客年十一月既定の取締並指導方針(昭和十年九月分)に基き、諭旨して任意閉鎖せしめたり。然るに同市在住の學齡兒童一二〇〇餘名中、約六〇パーセントは未就學者に屬し、年齢、家庭の事情等により市立小學校に就學困難なるもの相當ありて、右に代るべき教育施設を必要とし、爾來瀬戸警察署、市當局、其他關係方面に於ては之が對策協議中の處、本年二月に至り (一) 寄留手續の履行を勸奨又は斡旋して、極力市立小學校へ就學せしむる一面 (二) 貧困或は年齢超過等の爲め、市立小學校に就學不能の者に對しては、瀬戸方面事業助成會の事業として完全なる教育施設を爲すことに決し、昭和十一年度市豫算に之が經費一、〇六〇圓を計上し、直に準備に著手せり。

本月十五日開設式を舉行し、同日より授業を開始せる處通學子弟は何れも熱心にして良好なる成績を挙げつゝあり。其の實施要綱並實施後の状況左記の通り。

實施要綱

事業主體 瀬戸方面事業助成會(會長瀬戸市長)

場所 鮮人團體愛華會事務所樓上

教師 (8)(2)(1)

(ロ)(イ)

専任 前瀬戸市東明尋常小學校校長 河村健太郎

嘱託 前愛知郡長久手尋常小學校校長 柴田市三郎

瀬戸市深川尋常小學校首席訓導 柴田善之助

瀬戸市社會係長

同書記

前田 一
加藤 尙武

(4) 教授科目

讀方、綴方(擔任柴田市三郎)算術、珠算(擔任加藤尙武)修身、公民科(擔任前田一)、書道(擔任柴田善之助)、歴史、唱歌、訓育(擔任河村健太郎)教材は國定教科書に據る(貧困にして教科書購入不能なる者には貸與)

(5) 尋常四年程度の學力を二年間に修得せしむる豫定

實施狀況

(1) 通學子弟數一四〇名(男一〇一、女三九)四月十五日開設當時は二二〇名なりしが四月二十日に於て一四〇名に達し尙増加の傾向あり收容力の關係上同日一時申込受付を締切りたり。

(2) 現在の教場に於ては一時に一四〇名を收容教授すること不可能なる爲め四月二十日全通學子弟を左記の如く四級に分ち二部教授を實施中

(イ) 一年一部(片假名を解せざるもの) 三五名(男二二、女一三)
(ロ) 二年一部(片假名を解せざるもの) 三九名(男二七、女一二)

(二) 兵庫縣下種華青年會夜學部の論旨廢止 (1) 夜學實施狀況

員子弟教養の目的を以て、三月一日より同會事務所に於て左記により夜學を開始せり。(三月十五日より四月十六日迄一時休止)

(ロ)(イ) 通學子弟數一八名(七歳より十四歳迄の男八、女一〇)

一定の教科書を用ひず毎日午後七時より二時間謄文のみを教授す。

(ハ) 鮮人教師二名中の特要鮮人李命八は、治安維持法違反の刑餘

(2) 取締狀況

縣當局に於ては、經營團體從來の行動並教師の思想に徴し、民族意識注入の疑濃厚にして之が存続は内鮮融和に及ぼす悪影響尠からずと認め、其の閉鎖方を諭旨する處あり。居村大庄小學校に於ても、通學子弟の大半が自校在學中にして夜間の特殊教育は、精神的負擔過重なるのみならず、小學教育上にも支障ありとして諭旨通學を阻止せり。爲に、朝鮮人の運動狀況

朝鮮人の運動狀況

本夜學に出席する者なく、廢止の止むなきに至れり。

(三) 在京都曉覺夜學校の廢止 京都府に於ては、朝鮮人經營の簡易教育施設が及ぼす諸種の惡影響を防止する爲め、客年來該文教育を禁止せり。然るに市內下京區吉祥院新田所在曉覺夜學校(昭和九年二月十五日創立)は密かに民族教育を施しつつありたるを以て、嚴重諭旨し任意之を廢止せしめたり。

四、財團法人大阪府協和會の活動狀況

本會は昭和九年五月以來大阪府內鮮融和事業調査會の內鮮融和問題に關する調査研究事項を直接實行し相當成績を挙げつつあるが、今回從來の事業經過と其の實績より向ふ十箇年の事業計畫を樹立し之を實施することに決定せり。今其の概要を摘記すれば次の如し。

記

財團法人大阪府協和會內鮮融和對策十箇年計畫概要

一、計畫概要

- 第一期(啓蒙期) 自昭和十年 三箇年間(施設創設期)
- 第二期(訓練期) 自昭和十三年 三箇年間(施設充實期)
- 第三期(助長期) 自昭和十六年 四箇年間(施設開放期)

二、計畫內容

(一) 第一期計畫

(1) 指導方針

本期に於ては朝鮮人の特異なる陋習と放埒なる生活を打破矯正し、無恥にして低級なる生活を啓蒙し以て之が改善向

上の素地を醸成せむことを期す。

(2) 施設方針

(イ) 簡風事業網の創設

- 第一年度 在住數二万人以上の泉尾、今宮、鶴橋、中本、今福、中津各警察署管内
- 第二年度 在住數四千人以上の市岡、朝日橋、築港、我、芦原、福島、網島、十三橋、大和田、堺、八尾、御厨、住吉、曾根崎各警察署管内
- 第三年度 在住數四千人未満の玉造、難波、天満、平野、柴島、大津、岸和田、吹田、柏原、額田各警察署管内
- (ロ) 隣保館網の創設
第一年度 泉尾、鶴橋、中津管内の三箇所に既設せり。

第二年度 中本、今宮、今福各警察署管内三箇所に新設す。

第三年度 福島、十三橋、御厨、市岡、各警察署管内四箇所に新設す。

(ハ) 前記各隣保館に保育所並簡易學校を附設す。

(ニ) 西淀川區、此花區、港區に産業組合の區域を擴充す。

(二) 第二期計畫

(1) 指導方針

第一期に於て陋習並に生活の改善向上の素地を醸成せられたる在住朝鮮人に對し善良なる帝國臣民としての精神を作興し生活の改善向上を圖り併て内地風俗への同化を爲さしむべく之が徹底的訓練の方法を講ず。

(2) 施設方針

右指導方針の徹底を期する爲め第一期に實施せる施設の內容充實を期す。

(イ) 簡風事業網の擴充

既設簡風會中在住數八千人以上のものに對しては指導員を増置す。

更に在住數一千人以上の十警察署管内に準簡風會を組織設置す。

五、在支不逞鮮人の近況(其の一)

(一) 韓國國民黨の情勢

在支不逞鮮人の巨頭金九を理事長として客年十一月結成されたる本黨は、其の後大韓民國臨時政府支持の態度を闡明し純民族主義運動者の立場に於て之が反對黨なる義烈團金元鳳一派の韓國民族革命黨に對立し、専ら自

(ニ) 隣保館の事業內容並職員の充實

保育所並簡易學校の定員増加

産業組合に於ける信用事業利用事業の擴充

(三) 第三期計畫

(1) 指導方針

第二期に於て物心兩面の生活の改善向上並に習俗の内地化につき徹底的訓練を経たる在住朝鮮人に對し自發的、自治的、協助的、且永続的に生活の改善向上を爲し、以て優良なる帝國臣民としての本分を盡し得る模範指導の方法を講ず。

(2) 施設方針

(イ) 簡風事業の自治化を促進助長す。

(ロ) 隣保館の共同施設化を指導助成す。

(ニ) 保育所並簡易學校の共同經營化を指導す。

(ホ) 産業組合の區域を各區毎に分轄獨立せしめ之が自治的經營と聯合による強力化を圖らしむる模範指導す。

三、經理計畫(省略)

朝鮮人の運動状況

一一〇

派勢力の扶植に努めつゝありたるが、最近中國側の自派に對する援助稍々消極化せむとする傾向あるを看取し、之が信用挽回策に腐心中の處、偶々客臘來華北自治問題に發端せる中國各地學生の反對運動勃發するに至るや、彼等は此の機に乗じて自派の宣傳を爲し、中國民衆の歡心を購ひ以て其の信用挽回援助を回復すべく企圖し、各年十二月十九日付『尹奉吉烈士の遭難記念日』に當りて中國同志に泣告するの書『本年一月十四日付『韓人愛國團より中華全國來京學生代表に致す書』と夫々圖頭せる韓人愛國團名義の宣傳檄文(漢文)を作成、中國各方面に郵送すると共に當時華北自治反對請願運動の爲め南京に集合中の學生群に對し之を頒布せり。

其の後彼等は更に進んで黨機關紙の發行を企圖し、準備中の模様ありしが、最近韓國民族革命黨の宣傳機關紙に對抗し、且は自派の立場を闡明するの必要に迫られたるものゝ如く、遂に本年三月十五日に至り『韓民社』名義を以て、本黨機關紙と認むべき『韓民』第一號を發刊し、關係各方面に頒布するに至りたり。而して其の記事内容を見るに極めて不穩不敬に互る箇所多く、殊に這般の帝都叛亂事變に關し、『懷かしき祖國を光復の途へ』、民衆の闘争は激烈で倭敵は防備に汲々』と題し次記の如き不敬記事を掲げ居れる外『韓國國民黨の大活動』と題し『金九以下幹部は黨員全部を擯黜し、黨勢擴張並不退工作に専從中にして現下の客觀的情勢は自派に極めて有利なる條件の下に在り』と爲し、彼等の所謂非常時對策として或種の不穩計畫を樹立し著々之が工作進行中なるが如き記事を掲載し居り、時節柄特に警戒を要するものありと思料せらる。

韓國國民黨機關紙『韓民』抜萃(昭和十一年三月十五日第一號)
『懷かしき祖國を光復の途へ』
民衆の闘争は激烈で倭敵は防備に汲々』
一九三六年の危機を超えんと資本帝國主義列強は極度に苦慮し

凡百被壓迫民族は此の危機を自己祖國恢復の絶好の機會なりと認め猛烈に活動を開始してゐるが之れは敵の危機が我が好機であるからである。
併し乍ら敵の崩壊する時期に立たなければ我が猛活動も完全に

成功を収める事が難いのである。歐洲戰後の愛爾蘭がそれで、亦我々に好機が到來したと言つても之に應ずるだけの組織計畫が無ければ矢張り失敗で歐洲戰後の猶太建設がそうである。總ての侵略國と殖民地間の闘争は必ずしも文化、軍備、財政それのみで決定されるものではない、若し之れのみで決定されたとしたならば日本に對する我々の闘争は到底成功出来ない。壓迫國を打倒する被壓迫國の勝利の捷徑は自身の緻密な計畫と強力なる組織を以て敵の弱所を狙つて猛烈に突進し敵をして恰も洪水を防ぐに砂を以てするが如く、勢力のみを費さしめ倒れしむるにあるのである。米國の凡百條件が英國より優越な爲めに完全なる獨立國を建設したものでなく露西亞の無産階級の總ての條件が該國の帝國主義より優越であつた爲めに『ロマノフ』王朝を打倒したのではない。

而して今や強盜日本は没落期に在つて最後の喘ぎをしてゐる。それ自身が内包してゐる凡百矛盾は漸次尖鋭化し、右翼分子は軍人中の不平分子と結託し日に跋扈を極め居り表面鎮壓せられたるが如き無産大衆の革命的氣運は地下に於て高まり居り、右翼の發動に依り起つた二・二六叛亂中に多數の赤色分子が逮捕されたのは之れを如實に物語つてゐる。

如斯左右兩翼の同床異夢的合奏曲に極度の不安を感じてゐる日本は九一八事件以後國聯と海軍會議から斷然脱退し中國の市場を獨占しようとしたが、列強の猜忌を受け國際的に孤立し世界に對する戰爭を覺悟し乾坤一擲の決心を以て最大冒險を爲してゐる。然し乍ら日本も其の本來の目的は單に内部の矛盾を緩和欲米列強の國際間の軋轢を巧みに利用し徐々に大陸政策を實行せんとし

朝鮮人の運動状況

一一一

たのが九一八事變で嘘から誠が出た事になり、右翼の早急なる發動で今や對支侵略を積極的に實行しなければならなくなつた。其の結果日本が亡びる危険のある事は日本自身が知らぬ筈はないが、それでも國際的關係を多少とも融和し自己の準備を少しでも充實せんと過渡期の傀儡物を造り出したのが軍部任命の廣田内閣である。從來も所謂『天皇は案山子に過ぎない』ものであつたが、日本ファシストの計畫は廣田内閣をして政府内外の高等官全部を驅逐せしめ其の代り軍部で選んだ人物を用ひ甚だしきに至つては所謂『天皇まで廢して秩父宮と云ふのを攝政にし財閥の財産を強奪し増税を斷行公債を濫發其の所得を以て軍備を大擴張し其の後にファシストが眞面目を出して軍政全部を専断せんとした。併し乍ら今までは神として崇拜してゐた所謂『天皇の威信が奈落の底に墮ち叛徒が其の勅語を屁の様に思ふ様になり、亦軍人全部が紀綱を失ひ叛亂を起すことを朝飯前位に思ふので其の國家が表面小康を得たとしても銃剣さへあれば何時何處にても亦叛亂を起すことは明白である。

如斯現状に處して苦悶と恐慌と罪惡を重ねつゝある強盜日本の吾々を縛してゐる鐵鎖は漸次弱くなりつゝある。吾々が探してゐた弱點は今や明瞭に見られ手の届く所にある。

此處に於て我が祖國恢復の途は間近くなつて來た、清長の寂寞を破り壯嚴に鳴り渡る緊軍喇叭の音に四方から猛烈に立ち昇る革命の烽火、茲は吾々に絶好なる機會の到來を報じ組織ある戰闘を催促するのである。

朝鮮人の運動状況

一一二

之れに順應する爲には光復運動最前線に站在する眞摯なる闘争分子は吾々の陣營を淨化し過去の失敗を再び繰り返さざるため臨時政府と國民黨を強化或は新組織した。

此の黨政機關を指導する光復運動の先輩等は最後の覺悟を以て

犠牲的貢獻をして居り熱烈なる青年同志は決死的精神を以て奮闘し、不休の努力を以て此の黨政機關を支持し内外の闘争民衆は希望と慰安と感謝を以て熱烈に之を擁護してゐる。(後略)

(二) 韓民族革命黨の情勢

(1) 黨第一次工作

本黨は昨年七月結黨以來黨第一次工作として曾て金元鳳、李青天等の幹部に於て支那側の了解援助の下に鮮人軍官學校を設置し、不逞鮮人の養成に努めつゝありたる事業を其の儘從來の責任者に於て夫々繼續實行することとなり、爾來彼等は南京城内に其の本據を定め専ら不逞鮮人幹部の養成に没頭しつゝありたるが、客年以來屢々我方より在支不逞鮮人取締に關する抗議申入れに對し、中國側に於ては尠からず狼狽苦慮しつゝありたる模様ありし處、遂に客年末頃在支不逞鮮人團體に對し『從來援助し來れる物質的方面に就ては今直ちに中止せざるも、日本側より鮮人取締に關する抗議を受け苦慮し居る次第なるを以て、今後は積極的援助を爲す能はざるに至れり、依つて可及的速かに學生等の教習訓練を中止し總ての援助が停止されても支障なき様適宜措置を講ぜられ度し』との意味の注意を與へたるやにて爾來彼等は屢々之が對策につて協議を重ねたる結果、此の際中國側の注意を容れ愈々本年一月末日を以て從來第一次工作としての不逞鮮人幹部の養成に關する事業は表面的行動を縮少し後記の如く二月一日より所謂黨第二次工作に移行することとなりたり。

(2) 黨第二次工作

以上の如き理由を以て本黨は第二次工作に移行せるが、是より先黨は第二次工作の準備として黨員の編成替を爲し、本年一月中旬頃より、各黨員の希望を徴し、一月末迄に大體之が編成を終了せり。今黨の新編成第二次工作方針を摘記すれば次の如し。

(1) 黨員の編成

軍事部 部長 李青天 部員約三十名位
特務部 部長 李春岩 部員約二十名位
黨務部 部長 金元鳳 部員約二十名位

(2) 各部の任務

(イ) 軍事部は主として華北滿洲を活動地とし反滿抗日軍と連携或は合同し、反滿抗日の武裝軍事的活動を爲し、一面各地に於て鮮人青年の軍事訓練教養に當る。
(ロ) 特務部は華北、上海、廣東、南京、南昌、洛陽、滿洲及朝鮮の各主要地に黨員を配置し、主として諜報勤務に就かしめ各種情報を中心へ集中する反面、反動分子及日滿要人の暗殺其の他破壊工作に當る。

(ハ) 黨務部は前記特務部員配置要地へ最先に黨員を密派し、同志の獲得教養民衆に對する宣傳煽動に努め専ら黨勢擴張に

(3) 黨支部の設置状況

客年秋頃中央黨部の決定に基き黨支部を各地に設置することとなりたる模様にて未だ詳細判明せざるも大體現在次記七支部を設置し各支部共夫々黨内優秀分子を配置し、相當活潑なる活動を繼續中の模様にて就中特別第一(鮮内)、同第二(滿洲)兩支部は極めて活潑に進行運動敢行中にして彼等は目下の處何等の危險を感じずと豪語し居れりと謂ふ。

支部名 活動區域
華中支部 南京、鎮江方面
華東支部 上海、杭州、浙江省方面
華南支部 廣東、重慶、四川省方面
華西支部 南昌方面

朝鮮人の運動状況

當る。

(3) 連絡統制方法

各地に密派する各部黨員は相互間の連絡即ち横の關係を排し區、支部、中央への順に依り縦の連絡を密にし一切の工作は中央に於て指揮す。

(4) 各部の勤務

(イ) 軍事部 部員の大分は洛陽軍官學校卒業の李青天派に屬する分子にして現在彼等は南京城内王苞十六號に潜伏待機中にあり。
(ロ) 黨務部及特務部 部員は殆んど全部義烈團派の分子にして幹部並中央黨部事務所に起居中の者を除く外は全部南京城内花露崗妙德律院に居住待機中にして一部分子は既に鮮、滿其の他の各地に派遣せられて目下秘密工作に従事中の模様なり。

華北支部 北平、天津、濟南、洛陽方面
特別第一支部 京城、朝鮮一般
特別第二支部 滿洲一般
(註)印は支部所在地を示す

一一三

(4) 義烈團軍官學校第四期學生募集状況 民族革命黨結成の主動勢力を爲せる義烈團は新黨結成以來表面上は解體することゝなり居れるも事實上は依然として團體其のものを現存せしめ、而も前述の如き黨第二次工作に移行せるに不拘裏面に於ては從來に引續き本團が其の主體となりて革命幹部の養成を爲しつゝある模様にして、遂に卒業せる各期學生を各地に派遣して第四期生募集に當らしめつゝあり、現在滿洲及中國各地より應募し來れる者約七、八名あり未だ開校するに至らざるも彼等は目下南京城内花露崗妙悟律院に滞在在中なりと謂ふ。

(5) 黨の財政状況 本黨は從來中國國民黨宣傳部某を通じて毎月二千五百元宛の財政的援助を受けつゝあるものゝ如く、之が支出は大體黨幹部及軍官學校學生に對する生活費(幹部は毎月三、四十元乃至五、六十元、學生は七元乃至三、四十元)其の他雜費として約二千二百元を支出し、殘額は「革命同志救済基金」に繰込みつゝありと。

(6) 黨機關紙の發行状況 客年十月一日付機關紙『黨報』第一號を發行以來引續き發行中の處、同年十二月二十五日第五號迄にて以後之を廢刊し、新に黨宣傳機關紙として『民族革命』を發刊することゝなり本年一月二十日付之が創刊號を發行し、更に本月十五日第二號を發行夫々關係方面に頒布せり。而して一方黨は從來の黨報に代るべき秘密機關紙『我等の生活』を發行することに決定、本年一月以降現在迄の期間に於て之が第二號迄を發刊黨員各自に回覽せしめつゝありと謂ふ。尙記事内容は概ね民族革命の宣傳煽動を以て終始し、所謂民族的共產主義の色彩を漸次表現するに至れり。

六、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例 △印増 ○印減)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者の比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
三月	二二、六七八	九、四三七	三、三四一	一	一六九	七三七

自一月至三月計	三五、六四五	三五、七七四	一	二一九△	五一七〇	二、〇二四
---------	--------	--------	---	------	------	-------

宗教運動の状況

一、大本教の治安維持法違反並に不敬事件(其の三)

(一) 檢舉取調の状況 大本教團の檢舉取調状況に就ては屢々詳報したる所なるが、其後京都府當局に於ける各被疑者の取調は極めて順調に進展し、第一段檢舉の各被疑者等は出口元男(日出應)以下數名の特殊事情あるものを除き概ね四月中を以て取調を完了し、夫々京都地方裁判所検事局に送致するに至れり。而して同検事局に於ては鋭意取調の進捗を計りて本月中旬に左表(一)の如く御田村龍吉以下十四名を起訴收容し、起訴者累計は二十八名を數ふるに至れり。

次で各地方に於ける容疑信者の檢舉状況は、三月中旬以降夫々各廳府縣に於て考究中にありたる檢舉計劃が四月上、中旬に至りて漸く具體化し、續々檢舉、檢束を開始したる爲に左表(二)の如く本月末迄に總計四〇一名(累計五二七名)の大數檢束を見るに至れり。

而して此等檢舉容疑者に對しては夫々各廳府縣當局に於て鋭意不逞目的に對する認識の有無を追及取調する所ありたるが、早くも四月上旬宮城縣當局に於て取調つゝありたる被疑者十一名中の九名が相亞いで不逞目的に對する認識の一切を自

宗教運動の状況

一一六

供したるの外、佐賀、山口、島根、愛知、静岡、茨城等を始めとして其他各地に於ても二、三名乃至五、六名宛の自白者を出し、更に静岡、佐賀等に於ては被疑者の家宅搜索の結果「神の現れに龍宮の云々」の歌詞を以て大本教團の不逞不敬の目的を極めて端的に表白せるものを筆寫保管し又は傳聞せる者各數名を發見する等大本大道思想の瀰漫浸潤の如何に怖るべきかを如實に裏書するものありたり。

尙前記檢束者累計五二七名中二四〇名は取調の結果不逞目的の認識なきものと認め夫々嚴戒の上釋放する所ありたるが、猶二八七名は目下引續き身柄を檢束の儘取調中なり。

左記(一)

大本事件 起訴者調

四月末日現在

氏名	起訴月日	罪	氏名	起訴月日	罪
御田村龍吉	四、二日	治安維持法違反	瓜生鎌吉	四、一七	治安維持法違反
笹岡康男	四、二日	同	米倉恭一郎	四、二二	同
北村中	四、二日	治安維持法違反並不敬罪	濱中助三郎	四、二二	同
山口新衛	四、二日	治安維持法違反	廣瀬義邦	四、二四	同
藤津進	四、二二	同	細田東洋男	四、二三	同
北村隆三	四、一六	同	木村貞次	四、二九	同
土井靖都	四、一六	同	關山太郎	四、三〇	治安維持法違反並不敬罪
三月中起訴者 累計	一四名 二八名				

左記(二)

四月中ニ於ケル第二段檢束調

府縣名	檢束數	内 甲	乙	丙	丁	備 考
北海道	一七			四	一三	
東京	三				三	
大阪	六		二		一	
神奈川	一一		二	五	三	
兵庫	三〇			一四	一六	
長崎	三四			四	二八	
新潟	七			三	四	
埼玉	一四			四	一〇	
群馬	二			二		
千葉	一			一		
茨城	三八			一九	一八	
栃木	八				八	
奈良	四			一	三	
三重	九			七	二	
府縣名	檢束數	内 甲	乙	丙	丁	備 考
愛知	一八			三	一二	
静岡	二八				八	二〇
山梨	二				二	
滋賀	一				一	
長野	二				二	
宮城	一二				七	五
岩手	五				二	三
青森	五				二	三
秋田	三				一	二
石川	九				五	四
富山	一				一	
島根	一三				五	八
岡山	二二			一	八	一三
廣島	三四				五	二九

宗教運動の状況

一一七

山	口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	計	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	計
九	一	四	二	八	四	三	四〇一	一三	一	三	五	一	四〇一
一	四	二	一	八	二	三	五一〇	一	一	一	一	一	五一〇
一	四	二	一	八	二	三	一五二	一	一	一	一	一	一五二
一	四	二	一	八	二	三	一三五	一	一	一	一	一	一三五

(二) 建物撤却の状況

皇道大本の綾部、龜岡兩本部並に各地方別院、分院等に於ける社寺類似建物及其の附屬建物は悉く之を撤却又は改修せしむべき方針の下に、客月中旬以降夫々調査準備を進め既に一部建物に對しては其の撤却方を下命したるものありたるは三月分月報に既報せる所なるが、更に本月に入りて左表(一)の如く東京紫雲郷別院を始め七別院外三箇所に於ける建物十九棟碑石九基に就き夫々其の所有者に對し建物所在地長官(東京は警視總監)より撤却又は改修の命令を發せらるゝ所ありたり。而して右命令中出口王仁三郎を受命者とするものは各廳府縣より京都府當局に其の傳達方を委嘱し、京都府當局に於ては之を取繼めの上四月十日身柄收容中の王仁三郎に傳達し、其の他のものは直接に當該府縣に於て夫々受命者に傳達したりしが、各受命者は何れも其の命令内容を受諾して任意撤却又は改修を誓約し、王仁三郎は直ちに破却代理人を選任して其の委任狀を作成するに至りし爲、各建物共代執行等の問題もなく破却の準備手續を完了するを得たり。尙被上建

物の破却執行は其の命令内容に依り命令書傳達の日より三十日以内の猶豫期間を附しありたる爲未だ其の完了を見たるものなきも、四月下旬以降著々破却工事に著手しつゝありて、五月上、中旬迄に於て大體を完了すべき見込なり。

以上は強制命令を發したるものゝ状況なるが、右の外此等の命令を俟つことなく、當局の懇諭に依りて其の所有者管理人が自發的に撤却せるものは左表(二)の如く建物九棟、碑石十一基あり。之等は何れも本月中に一切の破却行爲を完了したり。更に支部分所若は信者私宅内に於ける奉齋施設等も各當局の懇切なる説得其他機宜の措置に依り些末の紛議をも醸す事なく平穩裡に改修又は撤却を完了し、概ね皇道大本の形骸的存在の掃拭は順調に進行しつゝあり。

左記(一)

撤却(改修)命令ヲ發シタル建物碑石調

(四月末日現在)

府縣名	別院名稱	撤却物件數	發令月日	撤却物件所有者	撤却事務處理者	備考
東京	紫雲郷別院	建物 一	四月、四日	出口王仁三郎	田口清吉	
	關東別院	建物 一 碑石 三		同 人	岡田和厚	
神奈川	同 横濱分所	建物(改修) 一		三井甚五郎	同 右	
	同 横濱愛善學園	建物(改修) 一		岡田和厚	同 右	
兵庫	但洲別院	建物 一 碑石 二	四月、五日	出口王仁三郎	同 西村理	
茨城	瑞雲郷	建物(改修) 二	四、三〇	高澤善兵衛 守衛	同 上	

宗教運動の状況

一一〇

山形	東北別院	建物	三	四、一	出口王仁三郎	須藤染之丞
和歌山	紀州別院	建物	一	四、一	同	津村藤太郎
福岡	筑紫別院	建物	一	四、一	同	櫻井愛三
熊本	九州別院	建物	三	四、一八	同	松浦清人

左記(二)

懇談ノ結果任意撤却セル建物碑石調

(四月末日現在)

府縣名	別院名	物件数	物件所有者	事務處理者	備考
大阪	三島別院	一	井上莊三郎	同	
栃木	東山分院	一	鈴木延吉	同	
石川	能登別院	一	出口王仁三郎	濱中助太郎	
鳥取	北陸別院	一	地方信者共有	嵯峨保二	
和歌山	神功別院	一	松田盛政	八田喜十郎	
愛媛	山良分院	一	遠藤銳郎	同	
佐賀	新居濱分院	一	眞砂幸一郎	眞砂正次	
	三六分院	一	白石譽次郎	同	
	筑紫分社	三	久富二六	同	
			石橋忠吉	同	

熊本	九州別院	建物	二	渡邊新次	同	上
----	------	----	---	------	---	---

備考 祭壇ノミノ撤去其他建物ノ一部改修等ハ本表ニハ登載セズ

二、天津教不敬事件の検査概況

茨城縣當局に於ては、本年二月十三日其の管下磯原町所在類似宗教「天津教」(神道)教主竹内巨磨及同教幹部吉田兼吉の兩名を不敬事件容疑者として検査すると共に、引續き福島縣當局其他と連絡の上其の熱心なる共助を得て同教信者等の検査又は参考喚問を行ふ等、鋭意事件の真相究明に努めつゝありたるが、過般一切の取調を完了して本月十七日左表の如く竹内巨磨以下五名を不敬罪其他に依り水戸地方裁判所検事局に送致する所ありたり。

而して本事件の概況左の如し。

(一) 被疑者氏名

被疑事件名	本籍	住所	職業	氏名	年齢
不敬、文書偽造行使、竝ニ詐欺罪	茨城縣多賀郡磯原町八三五	同	天津教々主	竹内巨磨	當六六年
不敬	茨城縣多賀郡南中郷村大字松井二八	同	料理店兼旅人宿	吉田兼吉	當五三年
不敬	同磯原町大字磯原一九〇	同	醬油醸造業	安島久	當四五年
不敬	同福島縣石城郡勿來町大字關田字北野一六	同	同	渡邊文雄	當五〇年
不敬	同福島縣石城郡夏井村大字背波字南作五	同	農業	鈴木静	當六九年
不敬	同福島縣石城郡山田村大字上山田字舟投二	同	農業	鈴木静	當六九年

宗教運動の状況

一一一

(二) 教主竹内巨磨の経歴

天津教々主竹内巨磨は自ら「武内宿禰六十六代の孫」又は「人皇五十九代宇多天皇の皇子敦實親王三十二代の孫庭田大納言從一位源重胤と天兒屋根命の末大臣清鷹二十四代の孫非參議官神祇官伯大福伊勢權守從三位大中臣光忠の女藤波奈保子との間に出生し、幼名を重鸞と稱したり」等と吹聴し居たるが、之れ固より虚罔にして事實は明治七年富山縣上新川郡新保村在住亡權四郎の寡婦杉政みつの私生子(出稼中の石川縣人木輓職森山勇吉と私通の結果出生)として生れ、生後間もなく富山縣婦負郡神明村大字下野、小作農竹内庄藏の養子に貰はれ、戸籍上養父庄藏の實子(長男)として明治七年五月十二日出生届を爲したるものなり。

而して本名は元岩次郎(後經基と改名し、更に巨磨と改名す)と稱し、養父の許に於て養育せられたるが、其後養父母、及養祖父と死別して全く孤獨となりたる爲、明治二十五年七月頃單身上京して石工、人夫頭竹橋松五郎方に寄寓し、翌二十六年頃より東京市神田區錦町所在御嶽教會に於て同教に入信し爾來其の行者となりて諸國を遍歴し、明治三十二年五月に至りて現住地茨城縣郡賀磯原町八五三番地に來住し著し、翌三十三年十月頃より同所に於て自己の創作せる皇祖皇大神宮を祭祀すると共に御嶽教天都教會を開設して現今の天津教を創設したるものなり。

其後竹内は明治三十五年御嶽教大本廳より權大教正に補せられ、更に大正十二年には神職の資格を得て翌十三年十一月近郷南中津村所在の無格社子渡神社、素鷲神社及大塚神社の各社掌に補せらるゝ等の事ありたるが、之れ何れも自己の創始せる「皇祖皇大神宮」を信仰の對照とする「天津教」の布教便宜若は世人の信用を得んとする爲の手段にして、來住以降殆ど天津教の布教擴大にのみ専從して漸次其の根基を固めつゝありたるなり。然して竹内は敍上布教の傍ら豫て放浪中に研究習得せる「神代文字」等を利用して多數の偽古物を製作し、又は各所を旅行して古器骨董、刀劍等を涉獵蒐集し、之に荒唐無稽の由緒

來歴を附會する等に依りて所謂「御神寶」を偽作製造し、以て布教の具に供すの外屢々他家の系圖、古文書等を捏造偽作して之を盲信徒輩に賣却頒布し、依つて收利を圖ると共に信徒の結束に努むる等邪智の限りを盡しつゝありたり。

(三) 天津教の沿革

天津教は明治三十三年教主竹内巨磨が其の創唱せる「皇祖皇大神宮」を自宅内に祭祀したるに濫觴し、其後同人が御嶽教天都教會の名下に右皇祖皇大神宮を信仰の對照として布教宣傳するに及び、漸次擴大して所謂「天津教」なる獨目の一派を爲すに至れり。而して其の教義教規として掲ぐるものは殆んど御嶽教の教義教規と異る所なく只其の信仰の中心を爲せる皇祖皇大神宮の由來に關して「天津教は日の本祭政の中心を明かにしたる神教にして、其の祭神は皇祖皇大神宮なり。皇祖皇大神宮は天^{アマ}神^{カミ}人^{ヒト}祖^{サダ}一^{イツ}神^{カミ}宮^{ミヤ}と稱し、皇祖天^{アマ}日^ヒ豐^{トヨ}本^ホ葦^{アシ}牙^カ氣^キ天^{アメノ}皇^{ミコ}の御創建に係るなり」と謂ひ、更に「教主竹内家は古來皇祖皇大神宮の神官にして代々同神宮の御神寶を守護し來れるが、巨磨より約十數代前の先祖が其の職を失ふに至りて皇祖皇大神宮も亦荒廢に歸し僅かに其の神寶のみ竹内家に秘藏傳承して今日に及べり。然り而して巨磨は亡祖父の遺言に基き其の神寶を再び世に出し皇祖皇大神宮の復興を圖らんとするものなり」等と稱せるを特異とするのみなり。而して右皇祖皇大神宮の由來と稱するものは素より竹内が其の放浪中に案出したる虚構の所説にして曾て我國に皇祖皇大神宮なる祭祀の存在したる事實なく、其の神寶と稱するも亦全く竹内の偽作捏造に係るものなること明かなり。

然りと雖も巷間斯種の謠説を盲信せんとする所謂迷信徒輩は意外に多く、漸次近在より近郷へと相喧傳して其の教勢は逐日伸張し、既に明治四十四年十二月信者の寄進を寛めて本殿及拜殿を新築し、大正十四年には花崗岩造り大鳥居の寄進を受け、次で昭和三年には社務所兼祈禱所の新築寄進を受ける等のことあり、之に隨伴して其の教線も亦益々擴大し、昭和四、五年頃に於ては茨城、福島、東京等を中心として一萬數千の信徒を擁し尙増大の傾向を示しつゝありたり。然るに昭和五年

末、竹内が其の所屬する御嶽教の布教を排して専ら天津教の宣傳にのみ奔走し來れる等のことより、御嶽教大本廳との間に感情の疎隔を醸して其の教職を退くに至るや、忽ち宗教宣傳の便宜を失ひ、加ふるに之と相前後して警察當局より菊御紋章類似圖形の使用、竝に所謂「御神寶」の公衆供覽を禁止せられ、建物、器物等の一部改修撤却を命ぜらるゝに及び、信徒の大半は四散して教勢俄かに衰退するに至れり。

其後竹内は本教の挽回を企圖して先づ布教の便宜を得べく、昭和六年八月静岡縣濱松市所在神祇儒聖教（宗教上の祭式を執行し諸宗教用具の資質等を目的とする營利法人「合資會社」組織なりしが、昭和七年静岡縣當局に於て詐欺事件として檢舉せられて壊滅せり）と提携し、合資會社神祇儒聖教磯原支店を設立して其の登記を了し、更に同年九月には自ら「合資會社天津教大司廳」（昭和八年四月會社名を合資會社皇祖宇教廳と變更したるが昭和九年四月解散せり）を設立して其の代表社員となり以て天津教の布教に努めて漸次教勢を回復しつゝありたるが、昭和八年六月重ねて警察當局より皇祖皇太神宮の衆庶參拜、守札、神符の頒布並に神寶の公衆供覽等を禁止せらるゝに及び、再び信徒は激減して漸く數百を數ふるに過ぎざる狀況となれり。然るに近時國家主義思想の擡頭して國體明徴等の問題に論議せられ、國史乃至は神代史等の研究盛に行はるゝに至るや、竹内は前記屢述の「御神寶」を以て、我國上古神代史の秘奥を解く唯一の鍵なるが如くに吹聴宣傳して斯道著名士の吸引に努めたる結果、軍部其他に於ける一部好事家の來往漸次頻繁を加ふるに至るや、之を以て自教宣傳の具に供し、相俟つて教勢の挽回に努めて今日に及べり。

而して同教の現勢は茨城、福島を中心として概數一千數百の信徒を擁し居たるものゝ如くなり。

因に類似宗教團體が宗教行事の執行等に依る營利を目的として社團法人を設立するは適法にして、之を拒否すべき理由なきも其の事

實を以て直ちに行政法上の合法性を獲得するものにあらず。従つて警察取締上に於ては法人登記の有無に介意する所なく嚴正に執行せらるべきものとす。

(四) 檢舉の概況

敘上の如く天津教の教義、若は其の「御神寶」に關する所説、更に教主竹内及同教信徒等の言動に就ては幾多不敬事實を包蔵するに非ずやと容疑せらるゝ節あり、豫てより警察當局に於ては其の動靜につき特別の注意を拂ひ周密なる査察内偵を加へ來たれるが、過去の事例に鑑み、輕率に事犯の末端を捉へて以て檢舉を斷行するも其の實効の收め難きを顧慮し、暫く自重して抜本策源の方途を考究しつゝありたり。然るに偶々客年末大本教の大檢舉に次で天理教首腦部の檢舉せらるゝ等のことありて、當局の斯種團體に對する取締方針遽かに強硬を加へたるやの風説世上に喧傳せらるゝや、自ら省みて暗鬼を描きたる竹内及同教幹部等は俄かに狼狽して罪證の隱蔽を企圖し、前記神寶の大部分（約五百點）を客年十二月二十八日夜陰に乗じて密かに搬出し、東京市内某所に其の保管を托するに至れり。右の事實を探知したる茨城縣當局に於ては直ちに本省並に檢察當局と連絡協議の上徹底的檢舉の方針を樹て、之が本格的基礎調査に著手し、其の成果に依つて本年二月十三日斷乎竹内正廣及吉田兼吉の兩名を檢舉すると共に數次に亙る家宅搜索を執行して有力なる證據物件を押收し、爾來信徒其他の關係者を換問して外部的證據固めに努むる所ありたり。

然るに前叙の如く重要證據物件たる「御神寶」の大部分は既に搬出しありて、其の所有者竹内を始め之が保管者等は屢々の説得、交渉にも肯ぜず其の提出を拒否したる爲、取調上多大の障害を生じたるが、彼等の自ら頒布したる宣傳印刷物又は御神寶目錄、寫眞等を資料として極力取調の進捗を圖ると共に關係各當局との連絡協調を益々緊密にして鋭意事件の真相究明に努むる所ありたり。斯くて隣縣福島を始め關係各當局よりの熱心周到なる共助を得て捜査は著々進行し、畏くも三種の御

神器の原器若は眞器なりと冒稱しつゝありたる自稱「八咫御鏡」「天叢雲劍」と稱する物件の鑄造者、各種古文書類の偽作頭末等何れも外部の證人、參考人より逐次闡明せるに至り、頭初頑強に自己の誣説を主張して否認を續けつゝありたる竹内も、之等多數の確證に辯疎の途を失ひて遂に三月下旬以降、皇祖皇大神宮の由來、御神寶の作成、由緒等に關する緒綫の一切を自供し、吉田兼吉も亦道間の事情を知悉して不敬事實の流布に努めつゝありたる旨を自白し、更に其後の取調に依りて判明檢舉したる鈴木靜、安島久、渡邊文男等の各被疑者等も畧々犯行を自認するに至れり。爾來記錄の作成を急ぎて本月十七日竹内は不敬、文書偽造並詐欺罪として身柄を附し、吉田以下四名は不敬罪として一件記錄のみ夫々水戸地方裁判所検事局に送致するの運となりたり。

尙東京市内某所に保管中の御神寶に就ては目下之が保管者等に對し引渡を要求しつゝありて近く之が引渡を見る見込なり。

(五) 犯罪事實の概要

天津教不敬事實の骨子は教主竹内が自ら偽作、贋造し、又は情を知らざる鍛冶、鑄工或は陶工、書家等に依頼して創作したる古器物、古文書類若は市井の古物商より涉臘蒐集し、甚しきに至りては盲信徒を欺罔して騙取したる骨董、刀劍等を以て皇祖皇大神宮の「御神寶」と冒稱し、之に荒唐無稽の由緒來歴を附會して、畏くも皇室、神宮の御尊嚴を冒瀆し奉り、或は其の偽古文乃至は神代文字等の内容自體を以て我國上古神代史の紛淆を試み、畏くも皇統譜を紊し奉らんとしたるにあり。

本事件の主魁竹内巨磨が斯る不敬の所爲に出でたる動機につき其の辯疏する所を要約して掲記すれば「竹内は明治二十五年養祖父、三郎右衛門の死亡の際、同人より譲受けたる神代文字の記載ある古文書一卷の判讀に好奇心を抱き、上京後古本

を涉臘して平田篤胤著、神字日文傳三冊其他神代系圖等同種の古典書籍類數冊を入手して研究を爲す所ありたるが、同人は右研究中に我國神代の史實につき漸次疑惑を懷きて斯かる曖昧なる史實は國民的信念を動搖せしむるのみならず、延ひては外國より侮辱を受けるものなり、須く我國史に改訂を加へて理論體系を形成し、日本は世界の大祖國にして我一天萬乘の天皇は萬國の宗主棟梁たるべきことの證左を擧げざるべからずと爲し、其の習得せる神代文字を利用して皇位繼承の御印たる三種の御神器を始め神代に關する一切の考證物件を偽作し、之を社會に發表して世人を誤信せしめ、其の窮局に於ては之が御採納を皇室に乞ひ奉りて其の目的を達成すると共に、竹内自らも亦其の功に依りて相當の榮譽恩典(爵位、敘勳)に浴せんと意圖し、其の所爲の不敬に涉るべきを自覺しつゝも之を敢行したりしなり」と。勿論以上は竹内の辯明にして其の總てを以て直ちに同人の眞の意圖なりと斷ずるは些少早計なるべきも、其の末尾に述べたるが如きは彼の野望の一端を表示せるものと見て支障なかるべし。

而して其の犯罪行爲の具體的事實は極めて複雑多岐に互るのみならず、未だ檢察當局の取調中に屬する等の爲詳細の記述は之を避け其の顯著なる二三の事例を掲ぐれば概ね左の如し。(犯罪の具體的事實に就ては豫審終結決定等の機會に再び詳報することあるべし)

第一

竹内は明治二十六年頃より同三十五年迄の間に京都鞍馬山及前述同人の現住所に於て石塊に神代文字を以て神代各皇祖神の神名(其の神名は竹内の創作せるもの多し)を彫刻し神體神骨(まがたまとも訓ず)と稱するもの八十體を作成し、其の由來と稱して「神體神骨は神代の各天皇の御遺骸を風葬し其の御骸骨を以て御作あらせられたるものにして即ち皇祖皇大神宮の御神體な

り(中略)而して神體神骨八十體の内四十體は我が皇祖神の御神體にして之を内宮と稱し他の四十體は日本より分れたる五色人即ち外國人の祖神にして外宮と稱す、内宮の神體神骨は元四十八體ありたるも其の内二體は人皇第十代崇神天皇の御代に一體を丹波本伊勢に一體を笠縫邑に奉遷し、更に人皇第十一代垂仁天皇の御代に大和の笠縫に奉遷したる一體を伊勢山田に奉遷し天疎日向津

比賣天皇即ち天照大神の御神靈を勧請せられたり」との記録を作成し、爾來昭和十年末迄續續して之を一般社會に發表し且つ之が觀覽者に對しても昭和十年末迄同様の説明を爲し、暗に伊勢神宮を皇祖皇大神宮の分神なりと冒稱し以て神宮に對し奉る不敬の行爲を爲したり。

第二 更に同人は明治三十二年頃より同四十三年頃迄約十一年間に亘り「上記鈔譯」及「神代系圖」等の書籍を參考とし或は自己の恣に創作せる神名を加へて神代の皇祖神九十七代を網羅せる神代系圖二卷を偽作し其の由來につき「該古文書は武内宿禰の孫眞鳥宿禰が神代文字にて記録せる古文書より抄譯せるものなり」と稱し、昭和十年末頃迄之を一般社會に宣傳して以て偽皇統譜の流布に依る不敬の行爲を爲したり。

第三 更に大正十三年十一月頃福島縣石城郡平町在住鐸物師工藤源吉に長さ四尺三寸青銅製の神劍二振を注文製作せしめ、之に義祖父より譲受けたる神代文字の彫刻ある大劍一振を加へて以て皇祖皇大神宮の三種の神劍と稱し、之が由來として、之の三種の神劍は大斗能地王天皇、阿夜阿志古泥天皇、伊邪那岐天皇の各天皇並に皇后自ら「ヒ、イロガネ」天神より降し給へる貴金屬なりと稱すを以て御製作あらせられたるものにして天疎日向津比賣天皇詔して神日本魂劍と名付け給ひ 天皇御自身御所持あらせられたる神器なり」と同稱し、更に別に所持する神代文字の彫刻ある小劍一振については「天疎日向津比賣天皇が鍛冶師天真浦命に

詔して「ヒ、イロガネ」を以て御作あらせられたるものにして三種の神器、天叢雲劍と同伴なり云々」と記録又は口述して觀覽者等をして恰も右の諸劍が天叢雲劍の原器たるが如く冒稱せしめつゝありたり。

第四 大正十四年二月頃前記工藤源吉に注文して「二面鏡」と稱する經八寸厚さ八分青銅製の表裏二面が八咫鏡又は丸形鏡とされるもの二面を製作せしめ、其の由來に就て「天疎日向津比賣天皇が天真浦命に詔して「ヒ、イロガネ」にて御作あらせられ 天皇御常用あらせられたるものなり」と稱し、三種の神器の一たる八咫鏡に紛しき説明を昭和十年末頃迄續續して觀覽者其他に爲し以て 天皇、神宮の御尊嚴を冒瀆し奉れり。

第五 其他前同題の神寶の由來を證明する爲に各種の古文書類を偽造して、之を行使し、又は偽作に係る神寶に虚偽の由來を附會して之を眞物なるが如くに欺罔して、神寶拜觀料數百圓を騙取し、或は眞信者を欺罔して骨董刀劍を騙取する等愚辣の限りを重ねつゝありたるものなり。

第六 更に吉田外三名は右神寶が竹内の偽作に係り、且つ其の由來を稱するものも亦荒唐無稽の事實なるを知悉して、尙其の虚構の事實を信徒其他に吹聴宣傳しつゝありたるものにして、同人等は竹内が相當の榮譽を授與せらるる際は、之が援助者たる各人も亦之に相應する恩典に浴することあるべきを妄想して右の所爲を重ねつゝありたるものなり。

(六) 結語 敘上の如く天津教の所説及神寶に關する由緒來歴と稱するは何れも荒唐無稽にして、一般の常識を以てす

れば直ちに其の虚構なるを認め得べく、更に之を神寶と稱する原品と比較對照して考察するに於ては一層明確に其の妄説なるを觀破し得べしと雖も、其の所説は學究若は考古上の史實として主張するに止まらずして、宗教的信仰心に結合せしめ彼此相俟つて其の流布を計らむとするものなるが故に、其の人心を誑惑し又は國民精神を荼毒する重大なるものありたるなり。斯くの如く苟くも事皇祖、皇室に關し、又我國歴史に關する妄説を、單に妄説なりとして之を等閑に附するが如き事あらむか、百年、數百年後の後世に至りては或は其の妄説は眞實として誤認せられ、偽造の古器は眞器なりとして公認せらるるの過誤をも招來して神聖なるべき 皇室、國史に重大なる紛淆を醸し、國民精神の根本を謬らしむるが如き事態をも誘致するの虞なしとせず。茲に於て當局は、須く其の偽作者の生存中に一切の絡線を破綻剔抉して其の顛末を闡明し、再び蠢動の餘地なからしめざるべからずとの見地より今次の檢舉を斷行したりしものなり。

三、神政龍神會の檢舉概況

神政龍神會は昭和九年頃より、豫備海軍大佐三條比古之と矢野祐太郎及車末吉等が兵庫縣川邊郡中谷村字肝川所在の俗祠「八大龍神」に繼る古傳説及近郷の山靈に對する信仰等を根基として、之に元皇道大本並に天津教（別項記事參照）等の教義所説を剽竊附會して自ら一派を樹てたる類似宗教（神道）にして、東京市目黒區清水町四七一番地に同會本部並に東京神殿を、更に前敘肝川部落に肝川神殿を有し、旺に神靈憑依、神界の經綸（建替建直）等を唱導し以て信徒の擴大を圖りつゝありたるものなり。

而して本會は組織後未だ日淺く其の教勢は微々として、漸く東京市及兵庫縣下に約百五、六十名の信者を有するに過ぎざるも、信者中の一部徒輩にありては全く狂信の域に達し、屢々常規を逸したる言動ある模様にして、其の動向に就ては相當

注目すべきものありたるを以て、警視廳に兵庫縣當局に於ては之が教義の根本所説の内容を徹底的に究明すべく豫て視察内偵に努めつゝありたるが、偶々三月中旬警視廳當局に於て本會の極秘に付したる非合法出版物數種を裏面入手して其の内容を検討するに及び、圖らずも本會の教義中に幾多の露骨なる不敬事實を包蔵せることを發見するに至れり。斯くて警視廳當局に於ては三月二十三日既に秘密の漏洩を察知して證據物件の隠蔽に狂奔しつゝありたる同會主幹者矢野祐太郎及加世田哲彦の兩名を急遽檢挙して事件の取調を開始すると共に、既に搬出隠匿したる證據物件の搜索に努め遂に同日目黒區江崎梅太郎方に於て、同人方屋敷内に物置小屋一棟を急造して隠匿し居たる「御神業御進抄記」上下各一八八冊外ビール空箱十六個に詰めたる多數の刊行物其他を發見押収する所ありたり。

而して兵庫縣當局に於ては警視廳に於ける檢舉と相前後して、神政龍神會幹部車末吉及淺野楠之助の兩名を檢舉すると共に、其他同地に散在する信徒等を召喚して鋭意取調を行ふ等、相協力して事件の真相剔抉に努むる所ありたるが、斯種宗教的事犯の多くが然るが如く、事案の内容極めて複雑多岐に互るのみならず、其の證據物件等も相等莫大に上れる等の爲未だその取調べを完結するに至らず、目下引續き教義の根本思想の究明に努めつゝあり。

尙事件の全貌に就ては追て詳報する所あるべきも、目下判明せる、主幹者矢野祐太郎の經歷及神政龍神會の組織狀況等につき概述すれば左の如し。

(一) 矢野祐太郎の經歷 三條比古之こと矢野祐太郎(明治十四年三月二十八日生)は、明治三十三年海軍兵學校卒業後海軍將校として各所に轉任し、累進して海軍大佐に任ぜられたるが、大正十二年三月豫備役に編入せられて退役したり。斯くて退役後は豫て興味を抱ける「古神道」又は「考古學」等を研究すべく、曩に檢舉せられたる大本教に入信し、次で

昭和三年頃よりは大本教の別派たる大阪正道會(出口直の長女福島久子の主宰し居たるもの)に關係して其の教義(主として御筆光)の研究に没頭しつゝありたるが、昭和六年以降に於ては之等教團との關係を絶つて茨城縣下所在天津教(別項参照)の研究に著手し、漸次其の信仰を深めて遂に昭和八年三月天津教主竹内巨磨を總裁に推戴し、自ら會長となりて「神寶奉讃會」なる天津教外廓團體を組織し、同教の宣傳布教に努めつゝありたり。然るに其後間もなく教主竹内、其他信者より右奉讃會の會費、獻金等を矢野が自己の生活に費消し、若は著腹せり等の非難を受くるに至りて本會を脱退し、曾て大本教信仰の關係より面識ありたる兵庫縣川邊郡中谷村肝川在住の大本教元信者車末吉に接近して自ら類似宗教團體を組織すべく種々劃策する所ありたるが、昭和九年七月東京、兵庫等の後援者(信者)より約八千數百圓の資金を得て前敍肝川部落に神殿を建設し、同時に神政龍神會を組織するに至れり。爾來矢野は本會の事實上の主宰者となり、同志豫備役海軍中佐加世田哲彦(明治三十年十一月生)と協力して教義の編纂教勢の擴大等に狂奔して今日に及びたるものなり。

(二) 神政龍神會の組織概況 神政龍神會肝川神殿の所在地兵庫縣川邊郡中谷村肝川部落は猪名川の上流に位する一山村なるが、古來靈山と稱せられて近郷の信仰を蒐め幾多の神祕的傳説を傳へられたる山間にして、夙に大本教の著目する所となり大正三年十一月出口王仁三郎自ら同地に出張して所謂「肝川開き」と稱する宣傳的行事を舉行し、爾來大本教の控地と稱し、特殊の關心を以て宣傳せられつゝありたる所なり。

其後大正五年皇道大本肝川支部長車末吉の妻小房が神懸り狀態に陥りて爾來屢々之を反覆するに及び、一層近隣の信仰を蒐めて大本教の教勢は漸次擴大しつゝありたるが、大正七年大本教祖直の死亡後車末吉と王仁三郎との間に感情的疎隔を醸したる爲漸次同教との交渉は杜絶して、其の信者も亦四散するに至れり。然るに昭和三年頃前記矢野祐太郎が突然來肝して

宗教運動の状況

一三二

大阪正道會の布教（第二回肝川開きと稱す）に努むるに及び、四散せる舊大本信者等は漸次結集せらるゝの機運に向ひたるが、間もなく矢野が正道會を離脱したる爲再び中絶するに至り、其後僅かに車小房の神懸り及肝川部落の山靈（八大龍神）を中心として地方的信仰を續けつゝありたり。

斯くて昭和八年頃に至り、矢野祐太郎は再び肝川を訪問して車末吉等を説き、同地の俗祠八大龍神を中心として新なる宗派を創始せんと劃策し種々奔走する所ありたるが、右計劃は遂に具體化して昭和九年七月同地に肝川神殿を建設（第三回肝川開きと稱す）すると共に東京方面に於ける信徒を中心として神政龍神會を組織し、次で翌十年二月には、同地に神明造りの祠堂二棟を建設するに至れり。其後矢野は肝川神靈の東都進出と稱して前掲東京市目黒區清水町に東京神殿を設け、同所に運動の中心を置きて教勢の擴張を圖りつゝありたるものなり。

而して本會の現勢は漸く百五、六十名を數ふるに過ぎざるも、其の信者中には相當知名の士を有するものゝ如くなり。

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況

（本表は昭和十一年四月中に發行したるもののみを記載す）

機關紙(誌)名	機 關	係	發行月日	發行番號	處分月日	備 考
唯物論研究	唯物論研究會機關誌		四、一	第三〇號		一、二、三月共一日各發行す
社會大衆新聞	社會大衆黨機關紙		四、一八	第八二號	四、一八禁止	
土地と自由	全國農民組合機關紙		四、二〇	第一四四號		
維新戰旗	大日本生産黨機關紙		四、一五	第六三號		
國民運動	國民協會機關誌		四、一	第一四四號		
明倫新報	明倫會機關紙		四、一五	第一四四號		
皇 道	皇道會機關誌		四、五	第三四卷		
進 め	進め社機關紙		自四、三〇至四、三〇	自第六六八號至第六七五號	第六七五號、第六七九號各禁止	
錦旗國民軍	新日本國民同盟機關紙		四、一五	第八一號	四、一六禁止	
日本農民新聞	日本農民組合機關紙		四、一	第四四號		

特高關係主要機關紙發行狀況

一三三

運動日誌

國家(農本)主義運動

(事)

(項)

大日本國粹會第二回中部地方役員會を奈良市公會堂に開
催、代表者約二百六十名出席す。
東大七生社向學寮は、寮生の減少の爲維持困難となり解
散す。
國民協會大阪府聯に於ては、「全合同に協力せよ」と題し
愛國團體の合同促進を主旨とする印刷物を頒布す。
大日本國軍中國本部に於ては、機關紙「護國報」を「皇
治評論」と改題し、「皇道政治の實際運用を批判する記事」
を登載することす。
維新青年俱樂部幹部、今里勝雄は、富山縣勸業農民同盟、
秋原貞一、新潟縣農民聯盟、柄澤利清、名古屋皇國農民
組合同盟、岩内隆平と共に「愛國派農民戰線の統一を提
唱」と題する印刷物を作成各方面に配送す。
在京、日東義會總裁、牧野務以下四名は、恐喝事件に依り
(月報昨年五月分九五頁参照)東京刑事地方裁判所に於て
控訴審理中の處、本日收野以下に對し夫々懲役八ヶ月乃
至六ヶ月(一名執行猶豫)の言渡ありたり。
在京、維新青年俱樂部幹部、維新黨旗社主幹、永宮以徳は、

東京瓦斯會社、安田銀行其他數社より、國家主義運動の援
助と稱して、百數十圓を強要し、警視廳に檢舉せらる。
在京、建國會本部に於ては、四月四日、日電通信社、同十
四日、ソ國出版物直輸入商ナウカ社に對し「對露通信社に
書籍輸入中止」に關する警告書を手交す。
帝國憲法學會事務理事、綜合國策研究會主幹、板橋菊松
は、「二二六事件に對する、戒嚴令發動の形式は、天皇機
關に基く、惡例を踏襲したるものにして、大權干犯の
處置なり」云々の内容の上申書を、首相陸軍、海軍、内
務、文部各大臣宛に提出す。
神兵隊保釋者によりて成る維新寮に於ては、影山正治編、
影魂錄第一輯を同志に頒布す。(内容は、大學、中庸等の
拔萃)
廣島市宇品町居住、横井則輔は、本年二月二十四日、北西
田の兩名を、四月十三日、香椎前戒嚴司令官を不敬罪とし
て、告發したるが、更に真崎大將を、不敬罪に叛亂罪と
して告發せり。
農村自治研究俱樂部に於ては、會長平沼騏一郎が、樺密院
議長に就任したるを機として、會長を辭任するに至りし
爲、遂に解散せり。

政黨運動

國社黨千葉縣錦旗青年隊は「愛國青年は起て」と題する檄
文を作成各方面に發送す。
大日本生産黨關西本部に於ては大阪府會議員に辭職勸告
書を送付すると共に府當局を訪問し府會解散の措置を執
られたき旨を要望す。
國社黨大阪府黨務局は、労働組合協議會機關紙「労働新
聞」紙上に維新政黨に對する國社黨の要望並態度と題し
黨の態度を發表す。
愛國政治同盟關西縣支部は本部の支部に對する態度
冷淡なるを理由として解體し、全評系九州労働組合に合
流せり。
新國同(本部派)は機關紙錦旗國民軍紙上に現廣田内閣に
對する同盟の態度方針を發表す。
立憲黨正會以前支部前田幸吉は同市會議員に當選す。
國粹大衆黨兵庫縣本部員中尾義松は同青年部挺身隊員濱
田正吉を殺害し檢舉さる。
新國同革正會員權藤元孝は一身上の都合と稱し同會を脱
退す。
新國同は機關紙「錦旗」を廢刊せり。
新國同(革正派)南浦支部は「放任すれば農村は赤化す」と
題する情報を作成頒布す。
三重縣北勢支部創立(支部長平野信春)、黨宣傳部通達第
三(社大)三三

一號及第二號を發す。
宮城縣遠田支部創立(支部長植村幾之助)
姫路支部創立(支部長金井秀雄)
社大、全農、全労働木縣聯三派合同年度大會を開催
黨本部に労働委員會主催代議士懇談會を開催
黨本部に第一回特別議會對策委員會を開催、社大黨系
「労働市民俱樂部」創立(會長阿部温知)
麻生久外五名内務大臣を訪問し「メーデー禁止に對する
意見書」を提出す。
黨國際部員打合會を開催、第二回中央執行委員會召集狀
發送。
社會大衆新聞第八十二號發行同日發禁差押處分、宮城縣
鹽釜支部結成(支部長島崎榮一)、青森縣に對し黨組織部
長より「從來の町村單位組織を都市單位に改組すべき」改
組命令を指令す。
宮城縣石巻支部結成(支部長野村繁次)
青森市會議員選舉に縣聯執行委員長中浦秀藏最高點を以
て當選す、名古屋支部結成、社會新聞第九十一號發行。
東北、北陸地方雪害對策運動として地方遊説を行ふ。
書記局長を以て「第二回中央執行委員會開催に就て」及び
中央執行委員長名を以て「代議士會」召集狀を發送、黨農
村關係代議士會を開催。
特別議會對策委員會を開催。
靜岡縣小笠原川、藤枝支部結成。
黨常任中央執行委員會開催。

運動日誌

一三六

二七 第二回中央執行委員會開催(本文参照)、社會大衆婦人同盟開催會開催。
二八 代議士會開催(本文参照)、黨調查部資料第一號「重要産業營業要綱」及び同第二號「農村關係政府案」に対する見解(發行(研究資料欄参照))
二九 黨出版部は「昭和十一年度上四半期開閉報告」發行。
三〇 黨出版部は「總選舉開閉報告」發行。

労働運動

四、一 日本海員組合横濱に海員會館を新築し落成式を舉行す。
二 組合會議神奈川地方協議會結成大會舉行委員長に三木治朗を選任す。
三 總同盟代表各省を訪問し労働國策樹立に關し陳情す(本文参照)。
四 組合會議政治委員會開催(本文参照)。
五 全評中央執行委員會開催(本文参照)。
六 海防神奈川縣平塚市に於て中央委員會開催從來の例を破り私服警官の臨臨を漸く承諾せり。
七 組合會議擴大執行委員會開催(本文参照)。
八 國際労働代表一行郵船照國丸にて神戸港を出帆せり。
九 日本労働同盟中央委員會開催労働日本黨との關係其他を協議す。
一〇 全國労働組合全國懇話會結成式舉行(本文参照)。
一一 交總中央常任委員會開催議會對策等協議す。

二六 東電從業員組合年度大會に代る擴大執行委員會開催委員長に岩永榮一を選任す。
二九 大阪地方愛國労働團體産業慰勞會舉行(本文参照)。
三〇 東京瓦斯工組合結成式舉行(本文参照)。

農民運動

四、一 皇國農民聯盟は、彌彥神社に於て講習會を開催す。
二 全農新潟縣聯合は、三條出張所に於て講習會を開催す。
三 日本農民組合九州同盟會は、第九回九州同盟大會を福岡市記念館にて開催す。出席者七百八十名にして「産業組合大衆化」外六件を審議す。
四 全國農民組合は、午後一時より同三時四十分迄芝協同會館にて中央委員會を開催す。出席者二十一名にして各地方情勢の報告ありたる後「十五週年記念大會延期の件」其の他に就き協議す。
五 全國農民組合は、午後一時より同三時迄關東出張所に於て中央常任委員會を開催「議會對策委員會」の設置、労働協議會の委員辭任等の件を協議す。
六 全農中央執行委員長杉山元治郎以下四名(黒田、田邊、岡田、淡谷)は「小作法の制定、旭川改修工事に伴ふ離作料問題」に付き内務、農林、兩省に陳情す。

朝鮮人の運動

四、一 天道教東京學生會に於ては、本日午後六時より事務所に於て定期總會を開催し、役員を改選し規約の一部改正を行ひたり。
二 天道教關係者金徳山外八名は、本日午後一時頃飛鳥山公園に於て花見中、酒氣に乗じて朝鮮獨立云々の言辭を弄して、一般花見客の注目を惹く不穩行動ありたるを以て檢束さる。
三 本日福岡縣八幡警察署樓上に於て、縣廳製鐵所、市役所、事業家、關係者等三三名會合して、八幡市所在親睦團體親和會の指導方針確立座談會を開催せり。
四 在名古屋國家主義系朝鮮人團體「愛國青年團」に於ては、本日午後八時より事務所幹部一二名を召集し、在京「直心道場」同人三浦延治の「日本主義運動の使命」と題する講演を聴取せり。
五 本日は京文化團體朝鮮藝術座に於ては、友誼團體其他關係方面に對し事務所確立基金募集に關する印刷物を配布せり。
六 東京學生藝術座に於ては、本日午後七時より事務所に於て臨時總會を開催し、會則の一部改正(毎星期三回の公演費を五圓に増額)今後の運動方針裝置演出其他各部門に互に研究改善を加ふること、其他を協議せり。
七 警視廳編入鮮甲李雲漢の發行する「朝鮮新聞」本月十五日付第四號は、本日發禁處分に附せらる。警視廳に於て五千

宗教運動

四、一 出雲大社教團統監千家尊建は豫て右翼團體國民協會に加盟し愛國運動に奔走しつゝありたるが、叛亂事變以降其の運動を懐すとなし「一、靈肉不可分政教不二の立場に立つ。一、スメラミコトの理念を把握し各々「の」命を果す」云々を信條とする。命會を組織し、大阪市所在出雲大社大阪分院に事務所を置き會員獲得に着手せり。
二 日本基督教婦人矯風會は京都市同志社大學内榮光館に於て第四十五回年次大會及創立五十年記念大會を開催し、純潔禁酒、平和等の諸運動促進並具體化等に關する決議案件を可決す。
三 日本救世軍本營に於ては豫て戰場士官側より「國情と時代の要求に適應せる同軍の改組」を要求せられて紛争を重ねつゝありたるが、本月十日其の要求の大部分を容認して一應紛争を解決せり。然るに同軍芝小隊を中心とする一部下士官兵等は右解決に懐かず十一日「日本救世軍

運動日誌

一三七

運動日誌

二三八

軍人聯盟」を組織して本營側に抗争的態度を表明する所ありたり。

扶桑教「人の道教團」に於ては第五回奉仕員總聯盟理事會を大阪市布施町所在同教團本部に於て開催せり。

金光教九州教會長會に於ては福岡市築港博覽會々場に於て同教々監高橋正雄以下信徒約二万五千人の參列を得て「金光教九州大會」を開催せり。

全日本佛教青年聯盟に於ては同聯盟大阪佛教團主催の下

に大阪市中之島公園に於て第六回總會並記念講演會を開催し、(1)大乘佛教に基く皇道精神の闡明、(2)佛教に依る超非常時の克服、(3)類似宗教の排撃等を趣旨とする宣言決議を發表す。

扶桑會「人の道教團」は福岡市築港博覽會々場に於て教祖御木德一外同教最高幹部等多數出席の下に同教團九州信徒大會を開催す。

二五
二六

う め く さ

特高例規に據る月報作成に就て(内鮮係)

月報集計中、氣付いた二三を摘記して御參考に供します。

一、内地出入朝鮮人調(第六號表) 同職業別調(第七號表) に就て。

1. 本二表は、原則として港灣管轄廳府縣に於てのみ作成すること。

2. 港灣管轄廳府縣と雖も出發地より直接渡來せず、内地何れかを經由し來りたる場合(入國)及渡航目的地に直航せざる場合(出國)等は、最終の乗船地又は最初の上陸地廳府縣と重複する處あるを以て、計上せざること。(入出國とも寄港の場合は含まず)

3. 港灣管轄外廳府縣に於て、本二表を作成する場合は、密航及び航空機を利用渡來せる朝鮮人(密航以外の不正手段に依るものは含まず)を發見せる場合に限ること。送還せる場合と雖も、出國欄は記入せざること。(乗船地廳府縣と重複の處あるに依る)

二、不正渡航朝鮮人調(第八號表) に就て。

送還せる場合も、處置欄以下の各欄に該當數字を記入せられ度し。

研究資料

國家(農本)主義運動

一、叛亂事件の梗概に就て(地方長官會議に於ける戒嚴司令部員の口述要旨)

命に依り今次事件に關し其の梗概並將來に對する所懐の一端を述べ各官の參考に供せんとす。

一、經過の概要

二月二十六日早朝近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊歩兵第三聯隊、野戰重砲兵第七聯隊等に屬したる將兵約一千四百數十名は軍秩を紊りて不法出動を敢てし先づ首相官邸、齋藤内大臣私邸、渡邊教育總監私邸、牧野前内大臣宿舎、鈴木侍從長官邸、高橋大藏大臣私邸等を襲撃したる後此等叛亂軍は麹町區永田町附近に位置し其の内外の交通を遮斷するに至れり。

其の目的とする所は趣意書によれば内外重大危急の際元老重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等

國家(農本)主義運動

の國體破壞の元兇を排除し大義を正し國體を擁護關聯せんとするに在り。

事件起るや警備司令官は直に在京部隊を指揮して治安の維持に任ず。同日午後三時第一師管戰時警備を下令せらる此間甲府、佐倉、水戸、高崎、宇都宮等より一部の部隊に上京を命ぜられ、此等部隊は夫々同日夜著京し警備司令官の指揮下に入ることをなれり。

翌二十七日東京市の區域に戒嚴令中の一部を適用し之が施行を命ぜらるることとなり新に戒嚴司令部編成せらる東京警備司令官香椎中將は戒嚴司令官に補せられ前記諸部隊を指揮し帝都治安の回復に當ることとなり。

然れども此叛亂軍鎮壓の爲強行手段を執る

ときは流血の慘事を招來する處あり、若し不幸にして兵火を交ふるに至らば其の區域は

畏くも宮城に近く且つ皇王族邸を始め各官廳及外國公館の外多數住民の居宅を含み人心に與ふる影響等其の禍害の及ぶ所は計り知るべからざるものあり、是を以て之を避けんが爲先づ嚴に叛亂軍を包圍監視すると共に「三日間に互り」各上官、同僚等より叛亂軍幹部に對し速かに原所屬隊に復歸する如く熱誠説得に努めたるも彼等は更に聽き容る所なし二十八日に至り 奉勅命令にも服従せざる爲遂に強行解決を決定せらるるの已むなきに至れり。

二十八日夕宇都宮、松本、水戸、仙臺、若松等より一部の部隊に上京を命ぜられ遂次著京の

一三九

上夫々戒嚴司令官の指揮下に入る。

斯くて二十九日朝先づ麹町區永田町附近の住民に避難を命じ市内の交通を停止し叛亂軍に對しては強行解決の途に出づると共に他而下士官兵には歸順の餘地を與へ飛行機、戰車等に依り歸順説得の「ビラ」等を撒布し又ラヂオ、擴聲器等を以て反省を求むることに努めたるが下士官、兵は漸次歸順し來るものを生じ同日午後殆ど全員歸順するに至り武裝を解除し夫々兵營に隔離收容せらる又叛亂軍の幹部中元大尉野中四郎は自決し其の他は衛戍勤務所に收容せられ茲に兵火を交ふことなく叛亂軍の鎮定を見た。

牧野前内府を襲ひたる元大尉河野壽は本月六日收容中の熱海衛戍病院に於て遂に自決せり。

之等叛亂事件關係者に對する陸軍檢察官の

二、不祥事件に關する口演(國防婦人會に對する軍の口演要旨)

二月二十六日早曉、帝都東京に突發した事件は實に國家未曾有の重大事件で有つて、上は深く哀慟を懷かし奉り、下は國民の信頼を失墜せるのみならず、内外に對し國威を傷けたること甚しく、恐慄痛恨措く能はざる所である。

取調は一應終了し證據物件と共に東京陸軍軍法會議に送致し將校及下士官は目下豫審に於て審理中なり。

叛亂軍に屬したる兵は合計約千三百六十名あり取調の結果千三百三十数名は既に其の留置を解除せられたり。

二、全軍の状況

叛亂軍蜂起後に於ける國軍一般の狀態は能く冷靜を保持し且つ節度を失はず一意國軍本然の任務に邁進しつつあり唯東京以外の部隊に在隊中の將校にして叛亂軍と氣脈を通せんとする疑ある者ありしも各其の團隊長等の適切な指導と監督とにより動搖なきことを得たり。

三、日本國內一般の状況

事件發生するや各種團體特に右翼團體等は會合を催し團體に依りては本事件に關し批判

あると共に、我々身を軍籍に置く者は其責任の重大なるを痛感する次第であります。即ち今度の事件が皇軍の一部に依つて實施せられ、而も下士官兵が相當多數參加して居り、殊に其の發端人が現役將校の一團であるが故

し或は本事件に協力して昭和維新を斷行せんとし密に叛亂軍に連絡策動せるものありしと雖も直接行動に至らずして叛亂軍の鎮定を見た。

四、所見

皇威を發揚し國家を保護すべき軍隊が而かも輩敵の下に於て如此き不逞の行動を取てし上は痛く哀慟を懷し奉り聖代に拭ふべからざる汚點を残したること陸軍として洵に申譯なき極みなり。

殊に叛亂軍の行動中不法出動に依り自ら統帥權を干犯せること、陛下が御信任遊ばす御側近の重臣、大臣、教育總監等に對する餘りにも慘酷なる叛逆行為、最後には奉勅命令に對してさへ批判を取てし之に服従せざりし點は其の迷盲大逆眞に許し得ざる所なり。

に、即ち將校が、陛下の兵士を擅に己の策謀に驅使し所謂皇軍を私兵化したる點に就て一層其責任の重大なるを感じ、自責の念の益々切なるもの有るを覺ゆる次第であります。何と申しても統帥權を素り皇軍を私兵化し勅命

に抗したる罪は實に萬死に償するといふも及ばざる次第であつて、彼等の死を期して邦家の爲に盡さんとし、或は一身の榮達も一家の利益も皆之れを犠牲にして決行せる點には、個人として其純情熱意に打たるものなきに非ずとしても、之れが爲彼等の犯せる行動は斷じて許すべきに非ず、是れ即ち大義名分なり。何處迄も罪は罪として之れを罰し、將來再び斯くの如き不祥事を起さぬ様に其の根源を絶對に排除しなければなりません。國防婦人會の會員方に於かれましてはよく事件の真相を明かにして此際國民として、殊に國防婦人として、はつきりした考を持ち此際國家にお盡しなる道を正しく歩んで頂かねばならぬと思ひます。

さて、事件の真相を把握する爲以下述ぶる所を明にする事を要しませう。

一、本事件が決して全軍としての行動に非ること

今回の事件は二十名の將校の指揮の下に多數の下士官兵が參加した點から見、動々もすれば全軍中には此の様な考が溢れて居り、全軍的意志の發動であり、全軍が事件の背景を爲す如くに考へる者がなきにしも非ずであるが、之れは皮相淺薄なる見方であると云はな

ければなりません。何となれば、今回の事件に加はりたる將校は、一口に將校といふから他の大部分即ち殆んど全部の將校がやはり同一思想の將校かといふに、決して然るではない。即ち全國殆んど大部分の將校は、今度の事件を起せる將校とは考へに於て大なる差の存することを見逃してはなりません。何で全軍の將校が縱令其目的はどうかであらうとも軍隊を以て叛亂を起しては宜しいなど考へて居りませうか。此二十名の將校(その内でもひどいのは數名)は成程將校には違ひないが眞の國軍將校たるの精神を没却したる、謂はば軍服を着けた右傾團である。何となれば、彼等等の崇拜し私淑せるは北一輝、西田税の張れ等の崇拜し私淑せるは北一輝、西田税の張れであり、彼等の愛讀書は北一輝等の著書であり、此等思想系統者の發する謂は怪文書であり、從つて其思想を大體此等の國家改造思想であつたらう。此徒の思想に従へば國家を改造せんと欲せば、先づ國家現在の各機構政治や經濟等の組織であり、組立て成立ちであります。之を徹底的に破壊せざるべからずとなす共產主義と紙一重の所があるものであります。而して新聞の報ずる所によれば、北一輝は曾て社會主義事故に連座して上海に逃れ、此の間彼の「國家改造論」を書き説かに之を西

田税に托し、以て同志の獲得に力めたが、國內情勢の變化に伴ひ、到底皇國日本に於て社會主義を表面より振舞つても行はれざるを知り、國家主義に轉向し國家社會主義を奉ずるに至つたものであります。即ち北一輝等は國家改造の急先鋒であり目的の爲には手段を選ばず、建設する爲には先づ破壊せよ——立派な建物を造る爲には古い家は打ち壊して仕舞へ、焼き拂つて仕舞へといふやうな急進的な考を持つて居るのであります。然らば、此等の一味と殆ど同志化せる將校等が、假令如何に愛國心には燃えたとしても、同胞の生活を改善する爲に碎心したと申すも、その思想、精神たるや、純粹なる軍人精神其物とは實を異にするものと化し終つたかを、容易に窺ひ知る事が出来ませう。私達は此等の將校の純情を否定するものではない。否打たるものがある。其熱烈な愛國的態度も認めねばなるまい。然しながらその本質は斷じて皇軍將校的思想精神ではあり得ないのであります。國軍大多數の將校は依然 勅語 勅諭の御精神を體し皇軍の傳統を誇り、皇軍の統帥團内に生くる純乎たる皇軍將校であつて、目的達成の爲めには皇軍を私兵化するも可なりとする輩流では無い。此點を明瞭にすることは真相

國家(農本)主義運動

を把握する第一の要點ポイントであると思ひます。

次に下士官兵は人数大なりし爲一層事件を大きく感ぜしめたのであります。又事實之等の下士官兵が、之等の將校と同一考を明確に持つて居つて起した事件なれば、それこそ更に身の毛もよだつ程重大な事件と云はねばならぬのであるが、下士官兵殊に兵は何の爲であるかと大部分のものは知らないものである。成る程、下士官の内には免官になつたものもあり、又兵の内には未だに取調べを受けて居る者もあり、又實際彼の事件に於て重臣の邸宅に乗り込んだ、極めて少數のものは或は知つて居つて、將校と同一考への者も若干名は居るかも知れないが、それは裁判の結果に俟つより仕方が無い、之等少數の疑問符が附けられる以外のもの即ち兵の大部分は、或は不時召集に依りて集合の上演習に行くこと云ふて引率せられ、或は他に事件が勃發したる爲に警備につくものと教へられ、かく信じて行動したるもので、事の真相も知らず唯將校に指揮せられて行動したるに過ぎない。そして後には少々怪しいと考へる者も出来たが、一旦正しい命令と信じて出動した者が、少し異位ですぐ其位置を離れる事も出来ない、それ

は推察するに難くない。その内、戒嚴司令官からあの有名な「兵に告ぐ」が出た。兵にも事情が解つた。これは大變だ、最早や躊躇すべきでない、それ歸れといふやうに皆歸つた。是等を綜合觀察するに、下士官兵で最初から、之等將校と同様に憂慮すべき思想を有つて居つたのではなく、大部は全然誤信若くは善悪を解しない、唯正しい命令と信じ、命令の儘に行動したるものであるから、思想上大なる憂慮すべきものはないし兵に關する限りは形の上では多數參加して居つたが精神的には參加して居ないのも同然であると認むべきである。

結局今回の事件は、成る程人員から云へば將校下士官兵合計千數百名の起せる事件で有るから、軍全體の起した事件のやうであるが、其實は僅に一小部分の誤れる考への將校の惹起せる事件であり、性質は洵に重大であるが、範圍から申せば眞に軍の粟粒ほどの小さな事件であります。何となれば、數の殆んど全部たる下士官兵は知らないものであり、發頭人の將校の内でも本當に此の事件の主謀者は數名の比較的少參の將校であるからである。然しながら軍は假令一小部分で有つても、將校が軍隊を指揮し皇軍を私兵化し統帥權を

一四二

素り、且つ畏くも 勅命に抗するに至つたのであつて、其の事件の性質の極めて重大であり、而も驚愕の下に此の大事を勃發し、深く震撼を慄まし奉りたる責任の重大なるを痛感して、再び斯くの如き事のなき様には萬全を期し、根本塞源の處置を構じ、以て上負托の重責に對へ奉り、下萬民の信倚に報いんとして居るのであります。

特に此際、國防婦人會員各位の御配慮を煩はしたい事は、

1. 兵役義務に動搖を來さしめざる爲に御協力をお願いしたい事

此際考へねばならぬことは國民の兵役義務に關する事柄で有るが、本回の事件を以て軍全般を律し、全國各軍隊共に皆な危険なる將校ばかりの様に考へ且つ斯くの如き危険な將校の部下として、自分達の子弟を徴兵として出すことは出来ない。人殺しをする將校に教育されるよりは罰せられても徴兵を忌避した方がよい、といふ考へ方を有るものが有る様に思はれるが之は大なる見當違ひの考へであり、是れこそ國家國軍を危くする非愛國的考へであると云はざるを得ないのであります。父兄の情としては一應尤もの様にも聞えるが、もと／＼全軍の事柄では無く、又軍とし

本國民の誇とすべきものであります。此の誇が大切か、子供の身が大切か、如何に自分の子供が可愛いとつて、此誇りを棄て去り、甚しきは國法までも犯して國軍の成立の基礎である兵役を輕視し、國家の危機を省みないといふことが果して常に日本精神を誇る國民の態度でありませうか。我古來、國民道徳として尤も尊ぶ所は、國家の爲には自己を省みず、我を忘れて君國に盡す所謂没我奉仕の精神であります。西洋の如き自由主義、個人主義、即ち個人の利益、幸福が凡ての基準となる道徳とは全然反對なる道徳であります。國家はどうなつても構はぬ。自分の子弟が大

2. 軍隊教育に對する疑惑を一掃すること

人動々もすれば軍隊教育は人を殺す教育なりと誣ひ、今回の事件を軍隊教育に結び付けて冤や角申す者もあるものであります。併しなから軍隊教育を受けて來て居る者が、如何に忠良なる臣民として國家社會の爲に努力して居るかは今更問ふまでもないことである。明治初年兵制を布かれて以來幾萬の將校が軍務に服したか判らない位である。然るに其の内の僅か二十名の者が今回の變態的事件を起したからといつて、之れが軍隊教育を受けたる爲であらうか。軍隊教育が人殺し教育であるが爲であらうか。吾人をして云はしむれば、之等主謀將校は、最初には軍隊教育を受けたことは勿論であるが、中途北一輝や西田税の説を傾聴し心酔し、何時の間にか眞の軍隊教育の効果からは遠のいて仕舞つた結果であつて、前にも述べた通り、現在社會の機構を破壊せんとする彼等の考は、或種思想團體一味の考なのであります。

軍隊教育が善い教育であるか、悪い教育であるか、人を活かす教育であるか、人を殺す

國家(農本)主義運動

一四三

教育であるかを見ようと思へば今回の事件の如きで見たのでは決してほんとうのものを得る事は出来ません。軍隊教育の眞價や効果を思ふと思へば、軍隊教育を受けた在郷軍人が、社會に於てどういふ行動をして居るか、彼等の思想、精神は如何であるかを全體的に見なければなりません。統計的に見なければなりません。

かくの如き點から在郷軍人を見ます時、彼等の最大多數は皆忠良なる臣民であります。克く勅諭の精神を遵奉實踐して君國の爲に奉仕的生活をして居ります。犯罪者は非常に少ないのであります。軍隊教育を受けた者と其中法律を犯すものとの比率、割合はお話にならない程少ないのであります。現に軍隊教育を受けた青年學校指導員の如きが如何に物質的利害を超越して郷黨青年の育成の爲に眞剣なる努力を拂つて居り、之を全國的に見て偉大なる成果を發揚しつつあるかは、國民等しく激賞して居る所ではありませんか。かくの如き、最も正當にして合理的な軍隊教育の見方があるのに態々之を捨て、結び付けることの出来ない、結付けてはいけない今回の如き事件と結び付けて、軍隊教育は人殺し教育であつて其教育を受けた指導員に青年

年の指導を委せられぬなど、途方もない嘘語をいふ者などが出来たならばどう致しませう。私達が考へるのに、現在國家の行ふ事業の中で青年大衆教育位緊要な事業は無いと思ふ。其青年大衆教育は青年學校で行ふ。青年學校の教育では教練に非常に重きを置いて居る。教練を誰が教へるか、それは指導員であり在郷軍人である。何故そうなるのか、それは國家が軍隊教育といふものが決して強い兵士を養成するのではなく、立派な國民を作る道場であるといふ事實を認め、此立派な道場で立派に教育せられた在郷軍人を先生として其道場で修業する方法、即教練を以て青年の心身を鍛錬し立派な國民を作らうといふのが、青年學校なのであります。

それであるから軍隊教育といふものは、戦争には強い兵隊を作るのが國民としては「人殺し教育」であるといふことになれば、青年學校が良民を教育するといふ考は成り立たなくななり、青年大衆教育を破滅することになるのであります。是は國家として忍び切れな大損害であります。國家の興隆が止まりまふ。私は國家の爲に、殊に青年學校の成績全國的に優秀な千葉縣の爲に以上の憂患を一番したと思つて努力して居ります。皆様に證

かれてもよく事情を察して十分御協力の程お願い致します。

將來國家國軍の爲最も大切な軍民相信じ相協力して、此の非常時局を突破し、益々國家進歩に寄與する事である。凡そ軍民離反ほど國家を危殆に陥らしむるものはない、軍民離反しては國家も國防も論ずるを得ないものである。かかるが故に我が日本の如き東亞の重鎮たり、東洋の守護たる國家に對しては、東洋侵略を企てる國は益々軍民離反の機會を狙ひ、何にか事があれば益々軍民を離反せしむる爲に暗に陽に活躍する事は、今回の事件に際し某某國のスパイが活躍せるを以ても其の一端を知ることが出来るのである。此の軍民離反の慘害を警め、戰敗の悲慘を滿喫した國の有ることは人のよく知る所である。將來國家の興亡は一に軍民の協力一致如何に存することは既に證明せられたる事實である。故に今後事件の有る毎に機會の有る毎に、或は特に何かの機會を作爲して國民と軍隊との離反に百方手段を盡すべきは火を見るより明かであつて、又これより大なる憂患は他に求むるを得ないのであります。彼等の實行手段としては、

こと

口、軍民(即ち軍部と國民の間)を離反すること

婦人は、皆様が誰よりも御承知の通りに、男に比して平和的であり、感情的であり、感傷的であります。そして憂所を預つて居ります。それであるから、戦争が長引いて来ると先づ憂所に迫つて来る苦痛を一番に受ける。税は高くなる、國防献金に金指輪を犠牲にする、その他等々。そこでだん／＼戦争に飽きて來、戦争が厭になつて來る。そこへ戦地からは近親の戦死が傳へられる、子弟の負傷の電報が來る。今日は村葬、明日も遺骨運送、もうなつて参りますとどうして婦人の感情が平靜であり得ませうか。餘程しつかりした考を平素からお持ちになり、婦人愛國心を鍛えになり、更には愛國なる團體團結の力を以てお互に相勵まし相戒めて、如何なる悲慘にも辛苦にも堪え勝つて行くやうにならなければなりません。是が出来ないか、戦争に勝つか負けるかの慥かに境目であります。國家安危の岐るゝ所であります。私達が一部の人間からは殆ど半狂亂の體に認められ、時々こんな陰口をも耳にしながら敢然として先づ千葉

全縣下への結成、次で毅然として皆様と共に堅實なる發展にと、國防婦人會の事業に精進して居るのは、此理由に基くものであります。決して決して他意あるものではないと申します。此點皆様に十二分に御諒解になつて居られますが、此好機に一言々及致して置きます。

次には軍民離反問題であります。是にも立派な實例があり、又考へなければならぬ事は

二、軍民離反の恐るべき結果を招

來せざること——現代戦と思

想戦

現代の戦争は頭から爪尖まで軍民一致でなければなりません。軍民一致の出来なやうな國家國民は、一切戦争などを考へてはいけません。こんな軍民は軍隊も軍備も無くして仕舞ふ方が賢明であります。此に皆様に度々申し上げたことでもあります。皆様に既に十分御承知のことではありますが、日露戦争に既に其立派な徴候ともいふべきものが現はれ、世界戦争で立派に證明せられたものが思想戦、經濟戦(合して國民戦争)の重大性であり、結局戦争で敵國の咽喉を締めて仕舞ふ——即ちほんとうに「参つた」といふ聲を出させるのには、敵の國の内部から潰して仕舞ふといふことでもあります。

敵の國を内部崩潰に導き、内亂に導き革命を起させるのであります。大砲や機關銃の戦争即ち武器の戦争も非常に重要ではあります。それが、それだけで勝負をつけるのは非常に時日を要する、それだけ犠牲も大きい。内部から潰して仕舞ふのはやり易くて早い。是が今では殆ど世界の常識である。(日露の例、世界戦争の例)然らば、どうして敵國の國内を素し内部から潰れるやうにするかといへば、それは色々の方法手段があり、それを今では學問的にも研究し、又國々に依つて色々のやり方を工夫もして居るのであります。その中でも最も有効であり、又私達、否あなた方に取れば接の當面せる問題としてお考を願はなければならぬ事は、此思想戦争の爲、即敵國を内部から潰す運動として見て解ることなのであります。

抑々戦争といふ者は、其當初に於ては例外なしに國民を愛國者と致します。社會主義者でも愛國者になり戦争が好きになります。是は世界戦争が始まつた時には、世界各國の政治家も學者も、思想家も皆驚いたものであります。當時西洋諸國には大變な社會主義者があつて、社會主義者は皆戦争反對である。それであるから戦争になつたならば、皆妨害をし

たり反對をしたり、國內が一致しないで困るだらう。或は戦争が出来なくなりはいないかと心配した程であります。さて戦争になつて見ると皆熱狂的愛國者となり、社會主義者も誰も、或は王宮前に集つて祖國萬歳を叫び、或は對手國の公使館に投石するやうな者も出來た。戦争になつても反對を叫んだ有名な佛國の社會主義者はとうとう同じ國民からピストルで殺されて仕舞つた。それから一名も戦争反對などと述べる者は無くなつた。併しなから戦争がだん／＼長くなるとそれは參りません。一般國民の戦争熱が冷めて来る。戦争に厭きて来る。鳴を靜めた社會主義者等が待つてましたとばかり、ありとあらゆる方法を以て此間に乘じ策動する。茲に國民の間に戦争厭忌或は戦争恐怖の感情空氣が發生して来るのであります。所が奇妙なものであります。國民は戦争が厭になつて来ると、軍人も軍隊も厭になり嫌になる。自然其所には一つの溝が出来かゝる。社會主義等の反國家又は反軍隊の個人や團體が此溝を深め、此溝を擴げて軍民の間を離反しようとするならば、それは案外成功するものであります。殊に戦争中には軍隊に色々の事件が起ります。例へば或る師團の攻撃が思ふやうに參らなかつた

とか、或軍隊には非常な損害が生じたとか、或軍隊で上官と下級者の間に何か一寸した誤解が起つたとか。こんな事件を捉へて、國民が軍隊を疑つたり嫌つたり、惡むだりせずには居られないやうな、虚實取り交ぜた宣傳をやるのであります。

さうすると大抵は成功する(日露戦争の例)そして一たび國民と軍部の間が離反し始めたらば、もう内部崩潰——内部から國家が潰れるのは單に時日の問題となつて來ます。皆様の、かゝる戦争の現代的な姿と軍民離反問題に關する恐ろしい姿を眺めつゝ今次の事件から生ずべき結果に就てどういふお考をお持ちになりますか。今次の事變の如き、成程大不祥事でもあり大事件でもありはします。よく／＼研究をして見れば、根を洗つて見れば決して全軍隊の問題でも無く、又決して國民と軍隊とが離反などすべき問題ではありませんが、いはいは此位の事件から、すぐ國民に軍隊が嫌になり、軍隊が惡くなり、軍人殊に將校が嫌になり、其結果軍民離反となるといふやうでは、國家の將來が心配で心配でたまらないといふことは過言でありませうか。私の一人の心配にして置いて宜しいでせうか。私は寧ろ今次の事變に鑑みて國民はも

つと／＼本問題を眞剣に研究し、將來どんな事があつても軍民離反などといふ、敵が喜んで國家を危殆に陥くやうな状態にはさせないといふ腹を決める、謂はゞ禍を轉じて福となすの方法を考へ、その努力することが必要であると思ひます。

三、事件に對する國家國民としての反省問題

此問題をお話する爲には、新内閣が出來ます時に、廣田首相(當時外相)が發表せられた聲明も一讀する要があると思ひます。廣田外相は次のやうに仰つしやつて居られます。「現下皇國內外の情勢は舊來の批政を一新し國際關係を自主積極的に調整し非常時局を打開せねばならぬと思ふ。今次の不祥事件のよつて來るところもまた茲にあると考ふるに於ては、吾人は深く思ひを致しにいたし以つて一大改革をせねばならぬ時である」

つまり廣田首相のお考へは、我國には今一大改革を要する何物かである。それは從來の政治等にも關係がある。今次の事件の如きも唯偶然に出來たのでは無い。平地に波瀾が起きたのでもない。そこで各々國民は此點に深く思を寄せて、悪い所をどし／＼改革をして立派な日本と爲し、非常時もかうして切り

開いて行かねばならぬといふ所にあるのでありませう。

果して然らば、國民のある一部の人のやうに、今回の事件を横から見ても横から見ても軍部許りが悪いので、軍部だけが責任を負へば宜しい、國民は唯々軍部の惡口ばかりいつて居ればよいといふやうな態度であつては、實に適當でない計りでなく、何時まで立つても國家の應政一新を計り今回のやうな事件の根絶を期することは出來ません。軍部の責任は實に重大である。それは火元が軍部であるからである。此火元の責任は他に如何なる原因があらうとも免るゝことは出來ない。又軍部は其の責任を十分に取つて居る。大將が六名七名も現役を辭めて仕舞つた。師團長、旅團長も、聯隊長も皆責任を取つた更に軍全體として今後に對する重大決議を以て、二度と再び火を出さない色々の工夫や努力をして居る。が廣田首相も仰つしやるやうに、今次の事件には國內一般にも謂はゞ火事の原因と見るべきものがあつた。火元の家に火事が出來易い事情があつた。それならば國家國民全體も亦、火の用心に就て考へもし十分努力もしなければならぬ。火元だけを惡み火元だけの惡口云ふて居つて、村全體が

反省しなければ今回の火元(軍部)からは將來火事を出さないでも、他の家(軍部以外)からは度々出て居る。廣田首相が殺された、原首相が殺された。共産的事件、血盟團事件、神兵隊事件等大火もあり、小火もあり、又未遂もありましたが、兎に角過去にもあつた。そこで國民はどうしても此所で大に反省し努力せなければならぬものがあるのであります。廣田外相は此事を次のやうに述べて居られます。「……一大改革をせねばならぬ時である。政治に政黨、軍部に、官僚の別なく積弊を悉く除き、不抜の國策を樹立しそれが實現を期せねばならぬ……」

私も全然同感であります。恐らく皆様の御同感でありませう。之が爲には深く日本の國情——徳富蘇峰先生が仰つしやる「底を流れるもの」を見詰むる必要があると思ひます。今、日本には慥かに底を流れるものがあります。相當の濁流であり激流であります。何が此流れを造つて居る乎。私は

1. 長い間の西洋流思想の横行に對する日本精神の反撥昂揚
- 即ち今日日本に依然西洋的に行くのか、飽くまで日本的に進むのかの問題で色々の點

に衝突をし摩擦をして一つの混沌たる流れを作つて居る。

2. 非常時か非常時でないから來る對立や抗争

大抵の日本人で今が非常時で無いと思つて居らないと皆様はお考へになりませうが、事實は必しも然らず、非常時でないといふ人がある、解消したといふ人がある。軍部が作りだした非常時であるから軍部が考を改めれば非常時は無くなると思つて居る者もある、又同じ非常時であるとは云ひながら其程度や非常時の内容に就ての考に非常な隔りがあるやうな事實もあり、是から色々の難問題が生じて終に前申した流れを一層濁らせもし又激流にもする。

3. 更に左右兩翼の争がある

左翼と右翼とは根本に行き方が違ふ。其所へ更に悪い事は左翼で方便上右翼の振りをして、右翼右翼といふて居る人で何時の間にか左翼の考と紙一重になつて居る者があつて此事はそれ自體實に重大な思想問題であります。是れが前申した流れを一層混濁し激化するものであります。(諸例)斯く考へ來りますと、眞に國家を愛し、國民の幸福を思ひ子孫の爲に國家百年の計を

樹つることを考へるやうな人であつたならば、ほんとうに黙つては居られますまい。吾氣にしては居られますまい。今次の事件にしても徒らに、誰が悪いのか誰の責任であるの無駄な過去を追ふて居るよりも、責任を負ふべき者は勿論責任を負ふのであります。國民としては一生懸命此の後を善くする國家の將來を安泰繁榮ならしむるといふ事に萬全の力を注がねばなりません。そして此金甌無缺の國家、此忠勇義烈なる國民が繁榮し安

泰なる事が皇道宣布の基礎であり、世界の平和と人類の幸福を確保致します。大和民族の使命達成運動の第一歩であると思ふのであります。既に婦徳の涵養を第一義として非常時國家に婦人として最大の奉仕を捧げやうと雄々しくも旅立たれました皆様は、唯今まで申上げました點を十分御吟味下さいまして益々國防婦人としての決心覺悟を固められ、國家に對する御奉公、殊に此際於ける御奉仕に萬全を期せられたいと念願す

る次第であります。茲に此講演を終るに臨み、皆様が町村と家庭に於ける極めて困難な事情の存しまするにも拘はらず、並々ならぬ御苦心の裡有ゆる困難に打ちましまして、我々國防婦人會の爲め、大に於ける非常時國家の爲に御盡しになられて居ります御努力、其御努力の源泉であります皆様方の至真至情の御誠意と御熱心に對し、特に一言衷心からの謝意を捧げまして御挨拶と致します。

政黨運動

一、維新黨に對する大日本國家社會黨の要望並に態度

(四月十日大日本労働組合協議會機關紙労働新聞紙登載)

序にかへて

茲に掲げました全文は教育出版部に於て草案し、常任黨務委員會を通過したものであります。これを發表するに至りました動機は、最近急激に擡頭して來た維新黨樹立運動に對し、吾等の意見を統一し、あく迄眞面目に天

業翼賛の道を進みたいと云ふ念願の許に作られたのであります。これを對外的に發表致しまして、同じ道を歩み行く全國の愛國陣營の同志諸賢の忌憚なき御意見御批判を仰ぎ度いと思ひまして不備な事を充分承知の上發表した様な次第であります。勿論これはあく迄

我々の取るに足らざる意見でありますから、何卒大乗的立場に立脚して假借なき御批判を加へられんことを切望します。

維新黨の本質並に其の組織の要素

一、黨の本質

維新黨が國體本義の發揚顯現者として御維

新翼賛の行動主體として生れ出づべき歴史の必然性と今日直に生ずべき時代的機縁に遭遇せることは既に分明である。然らばその維新黨は國民の前に如何なる形をもつて現るべきものであるか、一應規定づけられる黨の本質は如何なるものとして表現されるべきか、維新黨結成を前にして此の理解は重大である。黨の本質を規定づけるが如きは輕々に爲すべからざる重大なる問題であるが、今我等の黨の本質として解するところを率直に披瀝するならば、

一、黨はその本質に於て國民の黨である

一、然して其の形態に於ては被壓迫勞國

民の黨である

一、黨は大衆政黨である

一、同時に前衛的行動黨である

維新黨の本質として一應規定づけ得るところのものを抽出するならば大體以上の四點に要約し得る。茲に黨の本質として規定づけるところは黨自體に限るところであつて、國體本義の發揚顯現者として今日の時代の必要から生じたる黨の持つ本質を指すものであつて、その性質は飽くまで時代社會的である、あらゆる時代社會を貫きこれを超越して存在するところのものが黨ではない、我が皇國の歴史

に於ては曾て黨を必要としなかつた幾多の時代がある、八紘一宇、國體の本義が發揚顯現せられたる頃の時代に於て、皇運扶翼天業翼賛の任を負ふものが黨では斷じてない。維新黨はそれ自體の存在を必要とせざる時代の創造のためにその行動を推進するものであることを意識しなければ黨の本質を國體の本義に於て理解することは能はない。

二、國民の黨

國民の黨とは何か、國民の黨は階級の黨に對立するものである、昭和維新は、階級が階級のために階級を打倒し、支配階級の權力を奪つて自らが次代の支配階級たらんとするものではない。國民のあらゆる階級層に屬する自覺者によつて組織せられ君民一體として生生化育を遂げもつて八紘一宇の國體理想を實現するに在る、黨がその本質に於て國民の黨であると規定する所以である。

三、被壓迫勞國民の黨

然し乍ら、今日の時代に於て殊に資本主義制度の政治經濟機構のもとに於て、國民が嚴然として階級分化を爲せる時代に於て、國民の黨は一個の理想に過ぎざるものである。それはザインに非ずしてゾルレンである。かくあるべきものとしての國民の黨の規定は正しく

とも、かくあるものとしての國民の黨は單なる空想に過ぎない。維新黨が、その本來の使命のために強力な行動的性質を發揮すればする程、結黨後の維新黨に参加する者は被壓迫勞國民に限定されるであらうことを豫想する、昭和維新によつて君民一體生々化育を遂げ得る飛躍的理想實現の曉に於て、政治上の、經濟上の壓迫、搾取から解放される喜びを感じずる者は今日の被壓迫勞國民より大なるはない所以にある。今日の時代社會に於て何物の失ふものもなく、未來の希望に燃へ立ち、君民一體生々化育の喜びに勇躍し得るものは被壓迫勞國民である。階級分化の嚴然たる事實を認め此の認識の上に黨の組織の基礎を置かない限り維新黨は維新黨たるの使命を果すことは出来ない。

四、大衆政黨

維新黨が大衆政黨であるべきことは昭和維新が全國民の更生、君民一體生々化育を遂ぐる國體本義の顯現にあるが故、それが少數者運動であるべきではない、能ふ限りの廣い眼界にその組織範圍を擴大されたものでなければならぬことは當然である。

五、前衛的行動黨

御維新翼賛の主體としての維新黨は被壓

迫動勞國民を柱軸とする國民的大衆黨であると同時に國民の前衛として勇敢なる改造の前線に立つて行動し、或は自ら行動部隊となり、或は參謀指導の中心となり、全國民に影響を與へ、動員し得るものとならなければならぬ、然し乍ら、維新黨は大衆黨なるの故に黨外の前衛黨に指導せらるべきものではなく、自らを行動者とし、自らを國民の前衛として訓練し組織し行動しなければならぬ、それ故に黨の指導部、黨の中心的勢力を形成するものは、國體主義を體得した精鋭でなければならぬ。之即ち結成せられんとする維新黨が大衆組織の中に前衛分子の結合體を内包することによつてその行動的性質を強化せるものでなければならぬとする所以である。

六、既成政黨との相違點

維新黨が過去一切の既成政黨と相違するところは夙に分明であるが尙ほ主要な相違點につき説明を加へるならば、維新黨は戰略的組織であり又大衆的行動黨であるが同じく戰略的組織であるところの維新黨の對立者共產黨は前衛黨であり、行動黨ではあるが大衆黨ではない。然して、維新黨はその本質に於て國民の黨であるが共產黨は階級の黨である。維新黨はその戰略的目標に

到達せる曉に於ては自らの使命を終へて國民一體生々化育の途上に發展解消すべき使命を負ふが、共產黨はその戰略的目標に到達したる場合益々その組織を鞏固にして新たな階級支配を強化するものである。

社會民主主義諸無產黨並にブルジョア既成政黨の一切は大衆黨であつて維新黨の如き前衛的行動黨ではない、維新黨が戰略的組織であるに對して彼等は戰術的組織である。政治的、經濟的、波動的を受けて運動の「一高一低」高潮期退潮期の間に一致せる政策によつて結ばれたる共同戰線黨である。

社會大衆黨を結成する迄の無產政黨の歴史を見よ、自由黨より政友會となり幾度かの政策、綱領の變更によつて今日に至れる立憲政友會の歴史を見よ、改進黨、同志會、憲政會、民政黨と辿り來つた立憲民政黨の歴史を見よ、其他凡百の既成政黨の歴史を見ることによつて彼等が單なる階級の利益を追及し社會狀況の一高一低に對して戰術的に組織せられた共同戰線黨であるかを諒解することが出来る。斯るものと、昭和御維新黨の主體として國體主義を體し八紘一宇帝國の理想を顯現することを使命とせる維新黨とは、その本質に於て形態に於て決して同日に論すべきもので

はない。

七、維新黨組織の要素

黨はその形態に於て動勞國民の黨であるとして一應の規定を爲し得たことはその組織の基礎が被壓迫國民大衆に置かるべき現在の時代的特質によるものである、即ち黨の人的要素が被壓迫動勞國民であるのによる。何の故に黨の要素が動勞國民でなければならぬのか、昭和維新の行動者として、國民一體生々化育の喜びに勇躍し得るものは被壓迫動勞國民であるが、それは壓迫、被壓迫、搾取、被搾取の關係に於て自らを解放せんとするの希望が大なるものであるに於て、黨の要素が被壓迫動勞國民に存在すべきとなす理由については、壓迫、被壓迫、搾取、被搾取をもつて表現せられる政治上の或は經濟上の支配關係を除いても、より原理的なより國體的なる理由によつて動勞國民をその要素となすべきものである。

黨の組織は如何なる形態たるべきか

大衆的行動黨たる維新黨の組織はその大衆的なるの故に國民中の各階層に及ぶ自覺分子に呼びかけてそれらを組織内に糾合するは勿論既成のあらゆる國體的組織、日本主義諸團體に呼びかけて、その精鋭を求め、使命を果し

得る個人、團體を黨組織に消化したものでなければならぬ、同時に其の前衛的行動黨なるの故に國體の本義をその血肉として、體得せる維新の志士をもつてその中樞組織を形成し、黨の行動性を訓練し、鋼鐵化しもつて昭和御維新黨の主體たるの任に當らなければならぬ、その爲には中心的黨員は嚴選せる精鋭たることを要する。

斯かる黨が、その機能を發揮するためには其の組織に於て最高指導部から黨の一要素としての黨員に至る迄、一貫した命令系統によつて統制された有機的生命體でなければならぬ。同時に横斷的結合の強固なる鋼鐵の組織でなければならぬ。此兩者を完全に兼ね備へるためには常に、個々の要素の意志をも完全に代表し得る中央部、最高指導部でなければならぬ。斯くの如く鋼鐵化せる中央集權組織の下に於て一個の生命體として黨を運用するためには常に黨は下意上達の萬機公論制を採用し指導部をしてその指導を誤らしめざらんことを要する。

此原則のもとに運用せられる黨務は、黨がその當爲（ツルレン）とする國民の黨に到る爲めには、廣汎なる動勞國民を行動に動員し得るに足る多岐なる組織をもつて國民の各階層

を組織し、動員し、行動化せしめなければならぬからその組織に於ては幾多の特設部隊を必要とするであらう。

維新黨と労働組合及び農民組合の關係

黨の構成要素が被壓迫動勞國民たる以上は黨の組織成員に労働者、農民の多數を抱擁することは當然である。而して労働者、農民の生活と生命の發展を目的とする經濟組織の必要、労働組合、農民組合の必要性は現在と何等變るところはない。

然し乍ら、茲に重要な問題は、労働組合、農民組合は組合其れ自らの經濟的慾求の爲に組織を必要とする經濟主義にあるのではなくて黨の維新行動の特設部隊として即ち黨の組織の一翼として労働組合、農民組合を必要とするのである。此の故に從來、無產政黨に採り來つた組織とは根本的な差違を生ずる、無產政黨に於ける労働組合並に農民組合の關係は組合の經濟主義を満足せしめるために、政治的活動の場を必要とするが故に組合は政黨を黨外より支持してゐるに過ぎない。無產政黨に於ては労働組合、農民組合は黨の組織ではなく黨外の組織である。黨の友誼團體であり、黨員獲得のブール、黨員教育の教室た

るに過ぎないのである。

維新黨に於ける労働組合、農民組合は斷じて黨外の組織たるを許すべきではない、黨の一翼として、黨組織の特設部隊でなければならぬ。然して、黨は労働組合、農民組合に對しては労働委員會、農民委員會を設けてそれぞれ適切な指導を行ふべきであり、組合機關を動かす重要なポイントには一々黨員を配屬して組合が黨の方針より踏み誤ることなく運用せらるべきことを期しなければならぬ。

然して、維新黨に參加する労働組合、農民組合は可及的迅速に其組織を黨の一翼として改組し、黨の統制下に全國的單一産業別協議會を結成する方向にその方針を樹て、組合活動を一切此の方針の下に行ふべきことを要する。

産業團體、市民的團體、文化團體と黨の關係

労働組合、農民組合以外の國民層に於て産業上の必要から組織されたもの、或は無產市民の生活上の必要から組織された團體、其他の文化團體に於てもその原則として採用せらるべき黨との關係は労働組合、農民組合の黨に於ける關係と毫も變るものではない、たゞその戰術的必要の故に黨外の組織たるが如き形態を採る場合があるべきことは豫想し得る

がその本質に於ては黨外の組織たることを得ない。

維新黨の奉ずる綱領掲げる政策は如何なるものか

昭和維新への道は坦々たるアスファルトの道ではない。黨がその戦略的目標に達するためには如何なる困難を冒しても、卒直、大膽に其黨の行はんとするところを綱領として示し、政策として掲げ、これを天下に知らしめなければならぬ。

その綱領は國體の本義に則つて黨の信奉するところを最も簡明に要約し、言々國民の魂を呼び醒ます言葉をもちて表現するべきである。その政策は抽象的スローガンの羅列に終る事は斷じて避けなければならぬ。先づ第一に資本主義の打倒、帝國の理想實現の爲には資本主義を如何にして打倒すべきであるか、何を、如何にして實行するか、實現の方策を示し得るものでなければ、今日の國民を諒得せしめることは出来ない。そのためには從來の政黨の示した政策の如く單に土地の國有又は公有とか、電力の國營とか、國民負擔の軽減等々の如く抽象的なものであつてはならぬ。土地の國有は如何なる方法に依つて行ふか、而して國有後の運用を如何にするか、電力の國營は

如何なる方法で行はれ國營後の電力消費は如何に運用するべきか、幣制を國營するためには如何するか、政策を實行するためには、財源をどうするか、具體的の方策を示した中にも昭和維新への道を暗示し得て一見して國民の承認するものを掲げなければならぬ。國民の疑惑を招くのみであつて、何等維新黨に國民大衆を信頼せしめることとはならないのである。

斯かる政策を掲げて、國體本義の信念に武装せられて突撃する事によつてファツシズム、社會ファツシズムを爆撃粉碎し、資本主義統制經濟を實施し國民一體生々化育を遂ぐるの國體理想を顯現することが出来る。

ファツシズム、社會ファツシズムに對する闘争

維新黨はファツシズムに對して斷乎たる闘争を行はねばならぬ。没落に瀕せる資本主義經濟はその活路を國家資本主義に求める、廣田内閣の成立は其當初より國家資本主義への政策を強行する事によつて、金融資本の支持を受けてゐる。然してファツシズムの外貌を備へて登場したのである。

被壓迫勞務國民は國家資本主義によつては斷じてその桎梏より解放されるものではない。

社會大衆黨を先登とする一聯の社會民主主義者が資本主義の没落期に臨んで、ファツシヨ化することは必然の成り行きである。彼等が改良主義者として當面の目標を國家資本主義的政策に置いて其の改良主義を押し進めてゐることは、彼等の探り來つた階級協調の政策を、又今日まで彼等を保護し來つた資本主義政治家の關係を一見すれば充分である。

現廣田内閣が岡田内閣より受けついで方針として、社會民主主義の最大の保護者となつてゐる事は明らかである。これらのファツシズム、社會ファツシズムの傾向こそ國體の本義に悖るところの、昭和維新最大の障害物である。

新黨が具體的な行動を採用するためには斷じて假借するところなく、彼等を撃滅するための闘争を強力に展開せねばならぬ。對ファツシズム闘争こそ維新黨が當面する最大の闘争場面である。

爾餘の既成ブルジョア政黨、共產黨の如きは國體の本義を體得せる維新黨の行動の前に足踏きの一觸あるのみ。

主敵共產主義に對する闘争

國內問題としての共產黨撃滅は既成政黨と共に維新黨の前に足踏きの一觸あるのみだが、

共產黨を培養する國內の政治的、經濟的状況並びに共產黨組織の根幹は斷じて國內問題として解決し得ない。共產主義が世界革命へのコースを辿つて既に我國に共產黨の組織が幾度か企てられるに至つたことは、皇國をして世界の模範國家たらしめ八紘一宇帝國の理想を行はんとする我が皇道との運命的な對立物であることを理解しなければならぬ。

然して、世界革命を完成したる曉に於ける共產主義に對して、我が皇道による八紘一宇はより高い段階に於ける社會進化の目標である。然らば、我が皇國に於てはより低度の段階に理想的目標を置く共產主義は何物の根據を有しないものと斷じ得るところである。

共產主義が信ぜられ、共產黨の組織が現實の問題として現れるのは共產主義、共產黨を思想的に實踐的に培養する、培養主體が存在するが故である。

培養主體とは何ぞや資本主義である。既に資本主義の否定者として國民一體生々化育を遂ぐる八紘一宇の理想を持つ皇道が存在する皇國に於て、觀念の成熟、發展を停止したる小兒病以外に共產主義の基礎は無いのである。さり乍ら、皇國は世界の模範國家として現に生成の過程に在り、世界の政治、經

濟は資本主義によつて支配せられ皇道は猶八紘に光被するに由ない現狀をもつてしては世界の關聯に於て、我が國に、或は我が國を範として國運の隆昌を希望する國々に對し、延ばされる共產主義の組織に對しては斷乎として之が根滅を期せねばならぬ。

我が皇國の現狀に於ては、共產主義は、國家機構が資本主義の制度によつて維持せられてゐるが故に自ら共產主義の培養體となるのは勿論、資本主義に固有する精神たるその自由主義の故に國家は共產主義に對して斷乎たる態度を採ることを得ないのである。

かゝる時維新黨は國家が國家の良心に於て果し得ない事項をも皇道宣揚のために時に國家に代行して果すべき覺悟を要する。共產主義に對して維新黨が執るべき態度は常にその對立者と運命を決する戦ひを繼續することではなければならぬ。

右翼小兒病並びに經濟主義（組合主義）の克服を必要とする

我が維新黨が、黨外の對立勢力に對して行ふべき闘争は、斷じて假借するところなきを期すべきは勿論であるが、維新黨は自己の同盟勢力の中にも猶多くの克服すべき要素をもつてゐる。即ち、右翼小兒病（右翼のウルトラ）

的傾向に對する闘争である。維新黨の行動は飽くまで正々堂々たる國民的大衆行動でなければならぬ。徒に矯激なる少數者の自然發生的な直接行動は昭和維新黨の正しい道ではない。

勞働者、農民、無産市民等々被壓迫勞務國民の要求を經濟主義の埒内に籠絡せしめそれを政治的、國民的大衆行動として展開せ得ないものは經濟主義者（組合主義者）として維新行動の同盟者たり得ないものであつて、それと同時に所謂知識階級（中間階級）の觀念のみに終つて何等これを政治的經濟的實踐行動に發展せしむることを得ないものは、經濟主義者の自然發生的な同一の性質を持つものと云ふべく昭和維新黨の資格を備へたものと云ふことは出来ない。

昭和維新は全國民を全國民的規模に於て御維新翼賛に動員する時に初めて眞の使命を果し得られる。維新黨が、自己の同盟の勢力の中にも克服すべき要素を内包することは、その規模の大なれば大なるだけその結成當初に於て内包する矛盾も大であるべきを想像し得られる。

維新黨に參加せんとする我黨當面の方針及び態度

我が大日本國家社會黨が新黨に参加することとは、舉黨一致せる意向であるが、我黨は既に結成せられたる一個の政黨として存在してあるが故に、新黨に参加せんが爲めには現組織を如何にして之れに参加すべきかの具體的方策を決定せねばならぬ。我黨に課せられたる當面の任務は、維新黨に参加することを目標として黨活動の當面の方針樹立することであり、舉黨維新黨に参加せんとする我黨が如何なる態度をもつて維新黨に臨み昭和維新の行動主體確立の運動に貢獻せんとするかを、廣く天下に發表し、同志の奮起を促すことにある。

我黨が維新黨に参加するためには、大日本國家社會黨を解消しなければならぬ。それは單に黨を解散するといふ手續上の問題であつてはならない。我黨が維新黨の組織の中に融合歸一されて將來の維新黨に於て派閥的、セクト的傾向乃至感情の痕跡をも止めざるものとならなければならぬ。

維新黨を鋼鐵の黨たらしめるためには黨内に派閥の痕跡をも止めることがあつてはならぬ。セクト化すべき因子を内包した儘で維新黨が結成されるが如きことあつては禍根を將來に残し昭和維新の實現に障害を與へる大なる不忠を冒すものである。

然し乍ら、多年に及んで教育され訓練されたる黨意識は、我黨の發展、生長せる姿が維新黨であつても今直に持つて幾多の異なる意義を内包して生長せる構成要素と融合し維新黨の組織内に歸一せしめることは至難の業でないまでも努力を要することたるを失はない。茲に於て我が黨は、當面の運動方針を假りに將來維新黨の採用すべき方針を豫想し、自身の運動方針となし、一面に於て維新黨の黨員たるの訓練を黨員に施すと同時に、より強く國體の本義の體現者たらしむる教育を施すことをもつて當面の我黨の方針として採用すべきである。

然して黨員大衆に對しては維新黨結成の曉には舉黨之れに發展の解消をもつて参加すべきことを徹底せしめ、黨活動をして一切維新黨結成の曉を豫想して遂行せしむべきである。維新黨に参加せる我黨の態度は昭和維新新翼賛のために一切自我を棄て、團體利己心を投じて下座を行する態度でなければならぬ。

斯くの如きは我黨が維新黨に参加する態度であると同時に、今日、將來に於て維新黨に参加し、或は参加せんとする一切の日本主義政黨に適用するべき原則でなくてはならない。

昭和御維新翼賛のために、國體の本義を血肉的に把握して新黨に参加するものであるか否かは、参加せんとする團體が如何にその掲げるところが美しからうとも、斯る行動のうちにその誠意が示されざる限り維新黨の組織成員として信頼することを得ない。

大日本労働組合協議會の維新黨に對する立場

大日本國家社會黨の組織として黨の主要なる一翼を爲す大日本労働組合協議會の維新黨に對する立場は、一切黨と同様であり、その方針、態度に於ても何等異なることはない。然しながら、労働組合の持つところの任務は政黨とは自ら別である。

黨の特科隊としての労働組合には特科隊としての特殊の事情環境がある。

労働組合は維新黨に於ては黨の一組織として全國的單一産業別協議會に改編されるべきものであるがこれには政黨以上に組合員の教育の上に、訓練の上に努力を必要とすること論を俟たない。

大日本労働組合協議會の運動方針に於ても黨の方針をより徹底せしめ、組織内労働者に對し昭和維新の聖戰に勇躍奮起せしめ得る信念を養はしめねばならない。

このことは農民組合、市民團體、文化團體を通じて同様である。

尙ほ又、我等と共に維新黨に參ぜんとする諸他の日本主義労働組合、農民組合、市民團體、文化團體に於ても同様のことが要求せらるべきである。

新黨に参加せる一切の組織並びに個人がこの精神をもつて行動し維新黨に一切の偏見と我執を去つて天業翼賛、君民一體生々化育に

二、社大黨調査部資料

日本資本主義の現段階の分析及び政府に支那階級の對露政策の根本批判を前提として、社會大衆黨の根本政策を立憲する任務を有する同黨調査部は昭和十一年度の執行方針の一として、將來同黨の政策を調査部資料として臨時刊行することとした。この第一號として「重要産業國家政策要綱」を、第二號として「農村關係政府案に對する見解」を發行した。

一、重要産業國家政策要綱 (社會大衆黨調査部 資料 第一號)

一、計畫的社會化經濟の樹立

第一、序 言

一、産業に對する國家統制の必要については今更ら贅言するまでもない。今日多くの産業は國家の保護及び統制なくしては存立し得ざる状態に在り、企業家自身國家統制を要望して居る有様である。だが私營企業家の要望する統制は、利潤經濟の保護を眼目とし、政

府もまたこの要望に基いて利潤保護を主目的とする統制を行つて來た。重要産業統制法の内容及びその運用の實際について見るも明らかなる如く、從來の産業統制は、利潤確保を目的とする企業家の自治的統制——即ちカルテルを保護し強化することを根本の基調として來た。

二、斯かるカルテル強化政策の弊害、破綻に就ても我々は今更ら多くの言葉を費やす必要を認めないのであるが、その根本の缺陷はカルテルそのものの機能、目的の中に胚胎する。即ちカルテルは、周知の如く生産制限と價格決定とを主たる機能とするが故に、必然的に國民生産力の發展を阻害し、國民生活を

謹んで推るに、萬世一神たる天皇陛下の御統帥の下に舉國一體生々化育を遂ぐるの國體はその體制を經へ、八紘一字を完ふする榮國の理想を實現するの目近づけるを感じ、勇躍聖戰に加はらんとする神州赤子の心魂、あゝ何たる歡喜、嗚呼何たる感激ぞや！

大日本國家社會黨大阪府黨務局

脅威する。今日我が國民經濟にとつて最も緊切なるは生産力の積極的な増大であり、それによる國民生活の安定であるが故に、カルテル強化政策は一日も早く放棄するべきである。

然らば我等は如何なる産業統制の方法を採るべきか。

第二、産業統制の根本目標及び指導方針

三、既に指摘したる如く、今日我が國民經濟にとつて緊切なるは、生産力の發展とそれによる國民生活の安定なるが故に、今後の産業統制はこれを根本の目標として指導されねばならぬ。これを實現し得ざる統制經濟は何等の價值なきものである。こゝに生産力の發展による國民生活の安定といふ意味は、統制經濟の目標が單なる分配面の矯正、調整のみに非ずして、分配するべき富の増大に在ることを強調せるに外ならない。即ち國民生活の眞の安定は、分配機構を改革すると同時に、國家そのものをより一層増大せしめることにあり初めて可能であるとの認識に立つものである。

四、斯かる生産力の發展による國民生活の安定は、今日に於てはもはや營利經濟を制限

し、廢棄すること無くしては不可能である。従来のカルテル強化政策は、營利經濟を可及的に保存し、保護することを眼目とせる産業統制の方法であつた。それが如何に生産力の發展を阻害し、國民生活を脅かしたるかは既に周知の事實であつて、こゝに詳説する必要を認めない(この點に關する檢討及び解剖は、重要産業統制法改正問題に關する別箇の報告の中に於ても爲される筈である)。然らば自由放任經濟への復歸は如何?その致命的破綻は餘りにも明らかである。カルテル統制そのものが自由放任經濟の破綻より生れたる企業家自身の利潤維持策なることを指摘すれば足りるであらう。今日自由放任經濟への復歸を主張する者は資本主義陣營内に於てすら極めて稀である。

五、營利經濟の制限乃至廢棄は、言ふまでもなく産業の社會化を意味する。即ち、現在我が國民經濟の要求しつゝある生産力の發展と國民生活の安定は、産業の社會化による計畫經濟の樹立なくしては實現し得ざるものである。従つて今後の産業統制は、必然的に計畫經濟の樹立に向はざるを得ないであらう。利潤追求の營利經濟から必要充足の計畫經濟へ、これが我等のスローガンである。併しな

がら、經濟は生き物であり、複雑なる利害關係の上に立つものなるが故に、机上に白線を引くが如き劃一的な方策の實行は不可能である。窮極に於ては全國國民經濟が社會化されるべきも、當面に於ては社會化の急進なる部面と緩慢なる部面とを生ぜざるを得ないであらう。要は各産業の持つ特性に應じて適切なる方策が決定されるべきであると同時に、全國國民經濟の社會化及び計畫化を窮極の目標とする中央の統制及び計畫が樹立されるべきである。

第三、計畫的社會化の基準

六、當面の統制方策の見地より各産業を概観するに、それは大體次の三つの範疇に分ち得られる。

(一)直ちに社會化の必要あり、またはその條件を具備するもの

(二)比較的重要なものならざるも、何等かの國家統制を必要とするもの

(三)當分の間私營企業形態を保存するを得る勿論總ての産業をこの三つに截然と分類することは困難なるも、それは與論の趨向を考慮し、或る程度常識的に判斷するより外なからう。たゞ斯かる判斷に際しての基準は既に自ら存在してゐる。

七、まづ第一の基準は、その産業が國民生活にとつて缺くべからざるものであるか否かの點である。國民生活に本質的な關係を持つところの所謂基本産業は、この基準に該當するものである。生活必需品の圓滑なる供給を確保し、その生産及び販賣に於ける非能率的經營と不當利潤とを除去することの必要、而してそのためには最も強度なる國家統制——國營——を必要とすることは、既に我國に於ても與論となつて居り、我黨また多年主張し來つたところである。

第二の基準は、その産業が獨占化又は統一化してゐるか否かの點である。但しこの場合に於ける條件は、その産業が大眾の需要を對象とするものたることを要する。如何に獨占化せりといへども、一部少數者のために贅澤品を供給するが如き産業は、社會化の對象たり得ないであらう。逆に、基本産業にして然も獨占化せるものは最も社會化を急務とする。第三の基準は、その産業が新投資の對象として重要性を持つか否かの點である。將來大規模に發展する必然性あり、しかも多額の資本を必要とする産業は、社會化經營の下に置かるべきである。こゝは單に産業の見地よりのみならず、財政の見地よりも必要である。

何故ならば、國營若くは國家管理下に在つて初めて、これらの新投資は圓滑なるを得、また全國國民經濟との調和も可能だからである(例へば失業救済事業との關聯の如き)。同じ見地より、その産業に將來性なきもの又は生産に比して資本構成の高度ならざるものは社會化の對象として重要意義を持たない。

八、これを要するに、次の三條件の全部に該當するものは勿論、一に該當するものは急速に社會化されるべきである。

(一)國民生活にとつて本質的重要性を持つ産業。

(二)國民的需要を有してしかも獨占化又は半獨占化された産業。

(三)新投資の對象として將來性を有する産業。

九、この基準よりみて、大部分の中小工業及び小賣業が社會化の範圍外に在ることは明らかであらう。然らば右の基準よりみて社會化されるべき産業の範圍如何。

第四、如何なる産業を國營化すべきか

一〇、まづ國民生活にとつて不可欠なる基本産業乃至公益事業は、今日既に概ね國營若くは公營下に在るか、又嚴重な公的統制下に置か

れてゐる。例へば鐵道、通信等は國有であり、電燈、ガス、水道等の公營も少からず、其他電力、石油等も法律によつて種々の監督干渉を受けてゐる。たゞ石炭のみがやゝ例外たるに過ぎないやうである。従つてこれらの基本産業乃至公益事業に於ては、既に營利經濟の原則は放棄されて居ると看做して差支へなく、その社會化は極めて自然である。また既にその組織は統一化され、強度の公的統制下に在るが故に、國營乃至公營化は技術的にも容易である。殊に電力の如きは前項の三條件を悉く兼ね備へてゐるが故に、眞先に國營化されるべきである。たゞ同じく國民生活に缺くべからざる産業とは言ひながら農業のみは少しく事情を異にする。その販賣部面は既に著しく統制化されたも、生産部面は未だ全く私的經營に委ねられてゐる。これは農業そのものの特質に基くものであり、他の基本産業と同様に取扱ひ得ざることを示すものである。若干主要農産品の販賣部面を國家統制——專賣——下に置くことは可能なるも、生産部面に對しては國家は大局の指導——技術の改良、開墾助成等々を爲すに止むべきである。少くとも我國の如き小農經營及び農村人口過剩の國に於ては然りである。

一、前項の如き國民生活に缺くべからざる基本産業乃至公益事業以來の重要産業は、今日概ね私的經營に委ねられ、殆んど言ふに足る公的統制は存在しない。しかしこれらの産業に於ては、資本主義的なカルテル統制が相當強度に行はれ、また或るものは獨占化するに至つてゐる。例へば製鐵、砂糖、紡績、人絹、洋灰、肥料の如きは前者に屬し、製紙、ビール、の如きは後者に屬する。重要産業統制法は主としてこれらの産業を適用對象とするものであるが、その眼目がカルテル強化乃至獨占化なりしことは既に指摘せる通りである。たゞ製鐵業に關しては、政府は八幡製鐵所を中心として二三會社を合同して日本製鐵株式會社を設立し、その株の過半数を所有することによつて直接の經營指導權を手中に收め、延いて製鐵業全體をリードせんとしてゐる。この方法は私營企業組織より社會化形態へ移る過渡期の便法として重要性を持つが、しかしそれは國家が既に當該産業に於て相當重要な生産設備を所有するか、又は新たに植民地の開發を行はんとする場合に於て可能且つ有意義なるに止まり、應用の範圍は極めて少くない。大戰後ドイツに於てこの種の方法が多く用ひられたがそれは戰時中擴張、増設せられたる

國營生産設備を民間設備と調整せしむることが主たる動機なりしものゝやうである。従つて前記の重要産業のうち既に社會化の條件を具備せるもの、特に獨占化するものは漸次これを國營に移すことを得策とする。

二、我が國は原料を主として海外からの輸入に仰ぐが故に、對外貿易は特殊の重要性を持ち、國民生活に密接なる關係を有してゐる。現在貿易に對する統制としては種々の輸出組合制と關稅乃至獎勵金の制度があるに止まり、いづれも利潤經濟の擁護を基調としてゐる。原料の低廉なる供給を確保すると共に、互惠的輸出貿易の發展を促進するためには、少くとも重要原料品輸入の國家管理が必要であらう。この程度の貿易管理は、全體的な貿易國營に至る準備段階として意義ありまた技術的にも實行容易である。

三、重要原料品輸入の國家管理と關聯して緊切なるは、代用原料品の發見とその工業化である。就中石炭液化、アルコール、合成纖維等の如きは、これを出来るだけ早く工業化する必要がある。そのためには可成り巨額の犠牲的投資及び専門的研究を必要とするであらう。それは到底營利企業の良い爲し得るところではない。國營に依つてのみ代用

原料品工業の發展は可能である。

一四、生産力發展の見地より現代に於て特に必要なるは、未開發の自然資源と過剩勞働力との結合による新公共事業の發展である。この種の公共事業は、立地集積政策を加味して計畫される時最も効果的である。例へば東北地方に一大發電所を建設し、その周圍に種種の電化、電爐工業を發展せしむるが如きである。これらの事業は、一つには巨額の資金を要し、二つには個人的營利を絶対に排除すべきものなるが故に、直接の國營若くは公營とするを良しとする。

一五、最後に、これら國營化産業への投資を圓滑ならしめ、資本の公的蓄積を順調ならしむるための金融機關の國營が考へられる。かゝる金融國營は、單に國營化企業への投資のみならず、その他の長短期金融、農業金融、庶民金融等との關聯に於て、全體の調和を考慮して行はねばならない。従つてその具體的な檢討は、金融機關の統制に關する別箇の報告に譲り、こゝではたゞ單にこれを指摘するに止めよう。

一六、以上を要約して、差し當り次の如き諸産業の國營化が最も強く要求せられる。

(一)電力

一、國營電力會社を設立するが如きである。

二〇、斯かる國營トラストの理事機關には、各方面の利害關係代表者を入るゝことをやめ、専門的手腕を眼目として政府これを任命すべきである。従つて、國營化された私企業の舊首腦者をもつて、新國營企業の理事者たらしむるが如き慣行またかゝる國營を斡旋せる政府當局者が優先的に新理事者たるが如き慣行は、絶対に排擠されねばならぬ。しかし眞に國營を理解し且つ事業的才幹ある人物ならば、如何なる方面より選ばれるゝも差支へない。但しその場合當然舊職を辭すべきである。

二一、國營化産業の性質に應じ、その必要ありと認めらるゝ場合には、消費者、勞働者、農民等の利害を代表する一の諮問的機關が設けらるべきである。この種機關の構成者は、各方面に存在する代表的團體より選出に基て政府これを任命する。例へば勞働者側を代表する委員は、日本勞働組合會議に諮問して任命するが如きである。また全國を幾つかの地域に分ち、各地域別に經營主體を設くる場合に於ては、同様に地域別諮問委員會の必要を生ずるであらう。

二二、國營化企業の能率的經營に依る生産

第五、國營化産業の經營組織

一八、國營化産業の經營組織は、言ふまでもなく箇々の産業の特殊事情に應じて決定するべきであり、その間或る程度の弾力性を持つたすべきであるが、しかしこゝにその大體の方針を述べることは不可能ではない。以下に國營化産業の探るべき經營組織の大綱を檢討しよう。

一九、まづ政府の省或ひは部局に依る直接の經營はこれを避くべきである。何故ならば、上述せる諸産業は、政府の直接の仕事たる外交、軍事、財政、教育、保健、衛生、郵便等とは根本的に性質を異にするからである。後者は本質的に政府若くは議會の機能から離すべきからざるものであるが、前者は言はゞ企業であり、生産事業である。兩者の間に自ら區別あるべきは當然であらう。また産業能率の見地からもこれは必要である。即ち一面に於て經營當局者に自由裁量の餘地を與へてその専門的手腕を振はしむるやうにし、他面に於て一部政治的勢力の干渉によつて經營方針が動かさるゝが如きことなきやうにしなければならぬ。それがためには現在の鐵道省の如き經營組織を避け、獨立の國營トラスト組織を採用するを得策とする。例へば電力國營の場合

(2)重要原料品輸入

(3)代用原料品工業

(4)石炭、製鐵

(5)砂糖、ビール、製紙、肥料

(6)立地集積政策を加味せる公共事業

(7)國營化産業への投資、金融機關

一七、たゞこゝに一言注意を要するは、今日財政上の見地より主張せられつゝある國營である。砂糖及びビールの事實論の如きそれである。この種の國營論は、國家收入を増加することを主たる建前とし、國民生活の安定を從としてゐるが故に國營の結果却つて價格騰貴をもたらすか、又は勞働強化となるを保し難い。少くとも積極的な價格低下を期待することは困難である。さりとて、國家收入の増加を目標とする限り、專賣收入が在來の消費稅收入より少きに於ては、何のための專賣か解らぬといふことにもなる。財政的見地よりする國營論の危險は斯かる點に在り、従つて我等はこの種の議論に對し慎重なる檢討を爲す必要があらう。しかし砂糖及びビールの事實乃至國營それ自體は、既に説明せる諸基準に照らして可能且つ必要であり、それは國民生活安定を目標として實行さるべきである。

力の發展のためには、労働者の積極的な協力を必要とするが故に、労働者の發意を促すことを目的として、工場委員會又は職場委員會が設置されるべきである。委員は原則として労働組合よりの選出とし、然らざる場合は工場員若しくは職場員の無記名投票に依る選舉とする。かゝる委員會は、労働條件及び作業施設のみを管掌事項とし、經營の細目には干渉せしめざることをする。經營と雖も労働條件に密接な關係を有するが、しかし能率的經營による生産力發展の見地よりするならば、それは經營當局者の責任に委せらるべきであり、専門的知識なき労働者の立入つたる經營干渉は却つて能率を阻害し、労働者自身のために損失である。

二三、各國營トラスト毎に従業員代表者より成る労働委員會を設置すべきである。労働委員會への委員選出母體は、前項の工場委員會又は職場委員會とする。労働委員會は國營當局者との團體交渉機關たるべく、労働條件其他に關して團體協約を締結する。また經營當局者と協力し、トラスト經營の労働方面を擔當し、労働者の能率増進規律向上に努力する。尙ほ同委員會には、當該産業に存在する代表的労働組合よりも委員を参加せしめる。

第六、國營化—私有企業國營化の方法

二四、私有企業の沒收或ひは無賠償による國營化は、今日に於ては問題外である。公正なる評價に基いて買収若しくは賠償を行ふといふことは既に今日の常識となつて居り、政策としても賢明且つ妥當である。

二五、まづ第一に、嚴正公平なる評價が行はねばならぬ。これは言ふに安くして行ふに困難なる問題であるが、しかし可能な限りの方法を以てこれを實現するに努めねばならぬ。斯かる方法としては、當該産業の實情に精通せる専門家及び利害關係代表者より成る評價委員會を設置することがまづ考へらる。しかし、その評價の重點を當該企業設備の建設費プラス改良費に置くか、新規に建設すると假定した場合の費用に置くか、又は現實の市場價格に置くかは常に議論の種となる問題である。最も簡單なる方法としては、國營化の決定する以前に於ける或る一定期間の事業成績と、私營企業のみ繼續する場合の將來性とを併せ考慮して計算する方法がある。更にまた必要なるは、政府の補助金又は獎勵金によつて増加せる資産價值を引き去ることである。要するにこれらの方法が嚴正公

平に行はるゝならば、水膨れ資産を新國營企業に持ち越す通弊を除去し得られやう。

二六、斯くして嚴正公平なる資産評價を得たるのち政府はこれを買収するのであるが、その形式は、新たに生るゝ國營トラストの株式への乗替を以てすべきである。この株式は、公債の發行利廻りよりも若干高き程度の配當制限付とし、經營への參與權を有せざるものとすべきである。この種の株式の思想は、株式會社組織の發達及び變遷に伴ふ株式の社債化現象等よりみて心ずしも不自然なるものではない。資本主義の高度化に伴ふ企業組織の擴大は、經營と所有とを殆んど完全に分離せしめ、所有權必ずしも經營權を意味せざるに至つてゐる。従つてこの種の株式を國營化するゝ國營企業の株式と一定割合——公正なる評價に基くところの——を以て交換せしむることは、現行經濟常識より見るも極めて妥當である。二七、斯かる國營トラスト株式の配當は、その利益金中より行はるゝものであり、従つて交付公債による買収の場合の如く國民に新たな負擔を課する憂ひなく、しかも一面その經營當局者をして能率的經營に精進せしむる効果がある。たゞ配當不能となる場合を考慮して、配當を政府保證とする方法もあるが、

第七、國營化産業の財政

三〇、國營トラストは獨立の收支計算に於て運營され、原則として國庫よりの補助金又は獎勵金を排斥する。たゞ社會政策的見地若しくは國防の見地よりみて特別の事情ある場合は例外なるもそれも飽くまで暫定的たるを要する。國營化産業が稅收入より補助に依存するが如きは、國營却つて國民の負擔を増大する憂ひあり、その意義を沒却するものだからである。

三一、各國營トラストの長期事業資金は原則として前記せる配當制限付株式の公券を通じてこれを調達する。そのために特殊の國營産業金融機關の設置——現在特殊銀行の改組に依る——は絕對に必要である。短期の借入金其の他も、斯かる特殊金融機關を通じて行ふを便宜とする。

三二、各國營トラストの利益金査定方法及び利益金處分方法に關しては、法令を以てその一般原則を定める。しかし大體に於て償却費、共同學術研究費、従業員待遇改善費等は廣義の意味に於ける原價計算の中に取扱はしむべきである。

第八、國營産業の監督

三三、現在の商工省、農林省及び内務省社

會局を合併して新たに産業労働省を設置し、これに國營化産業を中心とする産業統制事務を所管せしめる。

三四、産業労働省に、消費者、労働者、農民及び私營企業家を代表する四箇の諮問的委員會を設け、その關係事項に關して産業労働大臣に意見を具申せしめ、またその諮問に應ぜしめる。これは全體的計畫經濟樹立の過程に於て、各利害集團間の磨擦を防ぎ、全國民經濟の調整を計るために必要である。而してその委員は、それらの利害集團に存在する代表的經濟團體をして指名せしめ、その指名に基いて産業労働大臣これを任命すべきである。

三五、消費者擁護を目的とする價格統制は、産業労働大臣の權限及び消費者諮問委員會の活動に依つて充分に達成せらるべきも、必要に應じて地域別に價格調節官及びその諮問機關（地域的な消費者諮問委員會）を設置すべきである。しかしこの場合出来るだけ各般の經濟關係を考慮し、天降式價格統制に陥ることを避くべきは言ふまでもない。

三六、各國營化産業を運營する國營トラストは、少くとも一箇年四回その營業報告書を産業労働大臣に提出し、産業労働大臣は更に年一回これを議會に提出、協賛を求むべきで

しかしこれは出来るだけ避くべきである。政府保證に代る方法として、配當不能若しくは極度の低配當に陥りたる場合裁判所にレシーバーを申請し得る權限を株主に與ふことも考へらるゝ。若し必要ならば、この程度の規定にて充分であらう。

二八、舊私營企業の社債權者及び其他の債權者に對しても、株主に對すると同様の方法によつて賠償を行ふべきである。即ちこれら債權の現在價值は、債務者たる私營企業の將來性を充分に考慮して評價される。斯くして新たに生るゝ國營企業には、配當制限付の株式に對する配當義務以外に、殆んど何等の債務も引繼がれざる筈である。

二九、舊私營企業の従業員は原則としてそのまゝ國營企業に引き繼がるべきである。その場合彼等の有する退職手當、勤続手當、賞與、昇給等の權利、並びに諸種の共済的施設は、そのまゝ引繼がるゝか又は適當に賠償されるべきである。勿論これらの權利は、舊私營企業の所有主が従業員に對して負ふ債務であるが故に、前記資産評價の場合嚴密に考慮され、計算されるべきことは言ふまでもない。その意味に於て評價委員會に従業員の代表者を参加せしむることは絕對に必要である。

ある。その他産業労働大臣の要求ありたる場合にも、報告書提出及び帳簿供覧の義務を負ふ。

第九、計画的社會化の最高指導機關

三七、産業關係調整及び若干名の無任所大臣より成る一の産業計畫中央委員會を設置し、計畫的社會化の最高指導機關たらしむべきである。而してその下に現在の内閣調査局、資源局、東北振興事務局等の發展的解消に依る一大調査立案の機關を設置し、あらゆる専門的智識をその中に組織化する。特に各般の學術研究機關を統一して一の大規模なる共同研究機關を設置し、専門的研究と産業技術進歩との間に有機的な連絡を付けることが

口、農村關係政府案に對する見解(社會大衆黨調査部資料第二號)

一、米穀自治管理法案

一、政府案の眼目

- (イ)米價吊上げ政策を基本とする米價の月別均等化
- (ロ)米穀需給特別會計の損失の防止とその一般會計への轉嫁
- (ハ)臺灣朝鮮の植民地産米の内地移入阻止

(イ)吾々は産業統制そのものゝ趣旨については賛成である。社會主義制度は計畫經濟であり、組織經濟である。したがつてその基調とするところは産業統制經濟である。かゝる意味において社會的産業統制は、またわが黨の年來主張してゐるところである。

二、社會大衆黨の本法案に對する見解

(イ)然るに政府の本法案は、米穀販賣高の僅か一五%にすぎぬ、地主のための米價吊上げ政策を土臺とし、高米價を月別に均等化せしめて維持しようとの企圖から、臺灣朝鮮等の植民地米の内地移入を、法制を以て阻止せんとするにある。そののみならず、從來は米價高維持の目的を以て、政府は米穀の市場に出廻る數量を調節せんとし買上げて來た

のであるが、この米穀の政府買上げのための資金は『米穀需給特別會計』において運用資金十一億五千萬圓を計上し、すでに最近においては、これがために二億八千萬圓の損失を招くに至つたのである。この莫大な政府負擔を何らかの形において除去せんとし、所謂過剩米をば政府が今同は買上げずして、農民各自の責任において管理せしめて、市場出廻り數量を調節し、政府買上げによる特別會計の損失を僅少ならしめ、且つ、過剩米調節に用する費用をば一般會計において支出せしめんとする一石二鳥の策に出たものが本法案の主眼なる眼目である。

(ロ)その結果、第一に問題となるべきは、米價吊上げ政策が社會的に安否なるや、否や。第二には、本法案の適用府縣と不適用府縣の地方における米穀政策の不統一から生ずる米作農民に及ぼす影響。第三には植民地對内地の米穀政策の對立の激化と、第四には都市と農村の對立の激化を更に激成せしめる危険が胎生すること。この四點について吟味する必要がある。

(ハ)都市消費者大衆は勿論、現在では農家の四〇%が米の買手である。したがつて米穀統制法實施の結果、米價の月別均等化によ

必要である。各國營トラストは共同研究費を支出して、かゝる機關を積極的に育成利用する。

三八、産業計畫中央委員會は、全國營企業の事業計畫を一括して『資本勘定會計豫算』とも言ふべきものに編成し、これを議會に提出し、協議を求むべきである。議會はこれに對する討論を通じて計畫的社會化の方向を検討し、指示する。『資本勘定會計豫算』には、國家資本を以て生産を営む種類の事業を總て包括すべきである。これは、外交、軍事、財政、教育、衛生、郵便等々の言はゞ本質的に政府の仕事たるべきものと、然らざるものとを區別するがために外ならない。

第十、結語

三九、以上極めて概括的ながら、重要産業國營——計畫的社會化政策の要綱を述べた。現在既に國營若しくは公營下に在る産業、例へば鐵道の如きは、上記の如き方針に沿つて改組されるべきである。また上記せる政策の中にその實行の順序に於て自ら緩急の差あるべきは云ふまでもない。更にまたこの要綱は、箇々の産業によつてその適用の形態及び方法を異にするであらう。従つて更に別個に各種業別の詳細な國營案が立案されるべきである。最後に、本案は全般的産業統制方策及び社會政策と密接に關連するが故に、これのみを孤立的に取扱はざるやう注意すべきである。

り、確かに壟斷の不安定の安定には役立つが、都市労働大衆及び農民大衆の生活が窮乏しつゝある今日、米價高政策を維持することは、益々これから國民大衆の生活を壓迫する結果となる。吾々はかゝる米價高政策に賛成することはできない。むしろ、米價政策の基調は、米の生産費(肥料・小作料・地價等)を引き下げ『公正米價』政策でなければならぬ。然るに政府案は米價高を基準にしてゐる。こゝに政府案の反動的な地主性の第一歩が刻まれてゐる。第一に本法案の不適用府縣、米穀不足地方においては、本案が實施されてもその適用を受けないのであるから、現行米穀統制法の支配下に置かれる。その結果、相變らず不合理な法規のために、すなはち政府に賣渡さんとすれば一石二鳥の中込保證金を必要とし、同一銘柄の米百俵を賣へ、剩さへ賣却した金は三箇月後でなければ現金とならぬ等の法規の故に、中農以下の農民大衆は政府の買上げに應ずることができず、つねに政府買上げ格の二三割の庭先相場で米穀商・肥料商・地主に叩かれてしまふ。叩いた彼等はそれを賣つて政府へ賣つて、立ち所に巨利を占める。また、本法案の適用される米穀過剩地方では、強制的に手持米を組合へ寄託しなければ

ならぬので保管料・手数料を負担し且つ現金の必要に迫られて寄託米を擔保に融資せんとすれば、時價の七割に四分五厘の利子を支払はねばならぬ。これでは二重三重の負擔の重課となり、却つて、地主や肥料商や米穀商に叩かれるよりも、なほ甚しい損害を蒙らなければならぬ。

況して、生活窮迫の國民大衆の要請は米價安であり、それは生産費低下による公正米價である。然るに、生産費安の植民地米の内地移入をば、内地の自治管理にカムフラージュして阻止すれば、勢ひ植民地對内地の對立を激成し、更に農村對都市の對立を激化する。かゝる矛盾した政策の實施は、ますます社會的不安を激成して廣田内閣の一枚看板たる、『新政一新』とはまさに逆な政治の出現と云はなければならぬ。

三、社會大衆黨の本法案に對する積極的意見

(イ)米穀政策の基調は公正米價政策、すなはち米穀生産費を引き下げた公正米價政策でなければならぬ。故に

1. 農民本位の肥料統制の斷行
2. 小作法の制定——小作料地價の引き下げ

政黨運動

(ロ)財政上では非収益主義をとる。

二、專賣の範圍

(イ)農家自家用米たと何たるかを問はず、すべての米穀は政府の專賣とす。

(ロ)植民地及び外國産米の移入並び輸入内地米の移輸出は政府の專賣權に屬す。

三、專賣の方法

(イ)各部落毎に米穀生産組合を組織し、これを通じて出納せしむ。

(ロ)米穀の收納價格は、當該地方の生産價格による。

(ハ)米穀の賣却價格は國民大衆の生活費を基準とし、賣却價格はたとへ收納價格以下であつても賣却すること。これが價格の決定は政府の價格局において行ふ。

(ニ)專賣米穀の賣却は、米穀販賣組合(指定商人)を通じて爲さしむ。

(ホ)米穀取引所は廢止す。

四、專賣の機關

(イ)中央に米穀中央專賣局を設け、各道府

縣に米穀地方專賣局を設け、米穀專賣事務を統轄處理せしむ。

(ロ)其他必要な個所に米穀地方專賣局出張所を設く。

五、會計

特別會計を設く。

六、專賣制に伴ふ損害
損害に對しては賠償金を交付す。

社會的米穀專賣制立案の趣旨 (省略)
産米公定價格融資補償案要綱 (草案)

一、目的

(イ)現下の實狀は、米價が暴落に從屬せしめられ、養蠶農家の基礎を危くせるを以て政府は、米價の公定價格を決定し、米價の安定を圖り養蠶農家の危機を救済す。

(ロ)そのために政府は、銀行又は組合が養蠶農家に産米擔保を以て融資したる場合には、銀行又は組合に對してその損失を補償するものとす。

二、公定價格決定の方法

(イ)産米公定價格の決定のために、米價委員會を設く。

(ロ)米價委員會は、養蠶農家代表を参加せしめて構成す。

(ハ)産米公定價格は、産米生産費を基準に、養蠶農家の家計實情を參照して決定するものとす。

三、融資の方法

養蠶農家が産米擔保を以て銀行又は組合に對して融資を求むる場合、銀行又は組合は公定價格全額の融資をなすものとす。

四、損失補償の方法

(イ)政府は補償すべき金額の評議決定のために、米價損失補償委員會を設く。

(ロ)補償金額は、米價損失補償委員會において決定す。

(ハ)政府の支拂ふべき損失補償金は、國債證券を以て充つ。

外事關係

概説

四月中に於ける國際情勢一般を概観するに、南阿に於ては伊エ紛争愈々急迫し、歐洲に於ては獨逸のロカルノ條約破棄に關し、各國は事態の收拾に努力せるも、未だ其の緒に就かず。塊太利にては、一旦、一般兵役義務を含む聯邦服務法、議會を通過し、小協商國等よりサンヂェルマン條約違反として抗議を受けつつあるは注目すべき問題なり。

中華民國南京政府の共產軍に對する態度、軍隊及學生に對する軍事訓練の強化、一時閉熄せる學生救國抗日運動の全國的擡頭等は、昨夏來傳へられたる蔣介石の聯ソ容共抗日政策の一端を物語るものにして、共產軍の動向と併せて不斷の關心を要する所なり。

滿ソ國境問題に付きては、國境紛争處理並に國境確定委員會設立に關する我國の主張に基き、聯邦側も二十七日交渉開始を受諾せる模様なり。

冀東自治政府は十四日滿洲國に對して修交使節を派遣し、滿冀兩者間の正式外交關係を締約せり。三十日、滿獨通商貿易協定、東京に於て調印せられたるは注目に値すべし。

入國、居住、送還關係

一六八

入國、居住、送還關係

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調 (昭和十一年四月中)

取扱官廳	本籍職業氏名年齢	禁 止 事 由	處 置
兵 庫	浙江省寧波府 料理職 蔡 如 鋼 四二	三月二十日上海より神戸入港の長崎丸にて、大阪に赴く爲め再渡來せりとの稱するも身許を證明すべきものなく、大阪府に照會せらるも要救護の處あるを以て入禁方回答ありたるもの	三月二十七日神戸出帆の上海丸にて上海に送還
〃	浙江省寧波府 洋服店立職 孫 烈 明 三四	四月十七日上海より神戸入港の上海丸にて、取引事務打合の爲め二週間留まり、大阪市川口隆興公司に赴くとて孫亭達と偽名上海貿易商店員なりと稱せり。取調の結果、當て神戸及東京に於て洋服店立職とし、出帆阿蘇丸にて送還せられたる者なること判明	四月二十日神戸出帆の淺間丸にて上海に送還
〃	山東省濰縣 店員 孫 文 達 二六	四月二十七日青島より神戸入港の原田丸にて、就職の爲め渡來せりと稱せり。然るが、労働轉隊の處あり	四月二十七日神戸出帆の泰山丸にて青島に送還

二、中國人(滿洲國人)送還調 (昭和十一年四月中)

取扱官廳	本籍住所職業氏名年齢	渡 來 後 の 經 歴	送 還 事 由	送還月日、出帆地、船名、行先地
警 視 廳	河北省獨流縣 方 淺草區松葉町五六青木策雄 チンドン屋 王 保 針 三七	明治四十四年林文成なる者と同伴神戸に渡來直に上京、林より支那曲藝を仕込まれ各地を轉々其後無許可にてチンドン屋となり、最近邦人内妻と離婚生活に窮するに至れり	無許可労働並要救護の處	四月五日、横濱、天山丸、大連

入國、居住、送還關係

一六九

〃	〃	〃	〃	大 阪	〃	〃	〃	〃	〃
奉天省康平縣 蒲田區志茂田町六〇吉村長 治方 無職 王 秀 峯 一七	浙江省青田縣 深川區千田町一四一篠原道 清方 人 夫 廣 徐 本 二八	奉天省 大森區北千束七六三葉伯勤 方 料理職 王 柏 林 一八	安徽省莊河縣 神田區小川町三ノ三西塔周 平方 料理職 范 界 臣 三七	江蘇省上海 大坂府堺市耳原町一五三 四郷長富方 無職 陳 巧 子 二六	山東省昌邑縣 東京市品川區西品川町四ノ 一〇一七 吳服行商 王 永 江 二三	本籍同右 東京市在原區中延町三七九 吳服行商 吳 述 堂 四一	昭和十年五月十九日吉村と同伴神戸に渡來、就學と稱し縫製造見習工として就職、吉村の家計困窮の爲め本名も生活に窮す	同右	同右
大正十三年五月行商人として神戸に渡來名古屋水戸等を経て昭和六年十二月上京、深川にて人夫として轉々せるもの	昭和十一年留學の目的と稱し門司に渡來、直に上京肩書に於て家事使用人たりしが本年二月より四月に互る間目黒區大岡山果實商榷本方より數回に互り金三十圓を竊取、送局起訴となれるもの	昭和十年十一月四日西塔に同伴下關渡來、家事使用人と稱し實は西塔經營の飲食店に料理職として就働せるもの	三月十六日神戸入港の上海丸にて郷の妻なりと稱し渡來、郷方に寄寓し居れるも實は郷の義妹にして渡來目的不確實、要救護の虞あり	要救護	不正入國並要救護	王等は夫々昭和七年九月、同二年三月、同八年一月、同九年四月神戸に渡來各地を轉々して行商、昭和十年夫々所轄警察署の登録膳本下付を受け一時歸國	同右	同右	同右
四月三十日、横濱、筑波丸、上海	五月二日、横濱、新潟丸、大連	同右	三月二十七日、神戸、上海丸、上海	王及吳 三月二十六日、神戸、日光丸、青島 劉及黃 三月二十一日、神戸、泰山丸、青島					

入國居住、送還關係

本籍同右 青森市古茶屋町二四一 吳服行商 劉 鵬 二五翔	本籍同右 東京市品川區西品川町四ノ 一〇一七 黃翠修方 資 文 臣 二三臣	河北省樂亭縣 八 大阪府西區本町通二ノ四 李 國 榮 三二榮	廣東省番禺縣 當時大阪港碇泊英船ジラフ 號乘組 貨物係 梁 二五炳	江蘇省上海 橫濱市新山下町一ノ一 理髮職 陸 正 三 三三發	長 崎 江蘇省上海 長崎市大浦町九蘇充魁方 小學生 陳 炳 一 五松	栃 木 浙江省永嘉縣 足利郡三和村松田 嘉 四〇星
本年三月神戸渡來に際し肩書住所に赴 く旨陳述し入國許可せられたる處、爾 來大阪府市港區寄町に居を構へ居るも救 護を要するに至る處あるもの	大正九年より川口町中國人貿易商の店 員として豫働したるが、昭和八年末頃 より 西岡鐵藏と詐稱、浪花區大國町理 髮業田中榮造内妻西岡キミ(二六)を誘 惑同棲し風俗を紊るもの	四月十二日大阪入港、十四日大丸百貨 店にて香水一ヶを万引、送局せるも起 訴猶豫となれるもの	昭和七年七月渡來、横濱市内を轉々就 勤、一月二十四日山下町蘇省俱樂部四 逃走を企て負傷せるも全快 逃走を企て負傷せるも全快	三月十一日上海より渡來の際、就學を 條件として入國許可せられたるも、密 に洋服仕立職に従事せるもの	大正十一年頃渡來、關東各地を傘行商 として轉々、昭和四年十二月支那露姿 製造並販賣に轉業茨城縣波郡香島村 張替フク(二九)同人妹トク(三五)の兩 女を内妻とし、フクを居村牛肉商吉田 文吉に四十五圓を以て身賣する等公安 風俗を紊るもの	無許可労働並公安 風俗紊亂
津	三月二十八日、神戸、長城丸、天	四月十六日、神戸、ジラフ號、	四月二十四日、横濱、ブレジ デント、ゼファアソソ號、上	四月二十五日、長崎、長崎丸、	四月三十日、横濱、六甲丸、	四月二十四日、横濱、六甲丸、

一七〇

外 課 取 締 關 係

一、在神戸英國領事館のアンチモニー鎮山調査

福建省福清縣 住所不定 無職 陳 武 源 四〇源	陳武源内妻(中國人) 前田 三〇ハル 三〇ハル	江蘇省上海 翁 龍 三 八翔
陳は、大正十三年十二月渡來關東より九 州に渡りて轉々、親前科四犯あり、ハ ルは、大正元年頃兩親同伴渡來、東京大 阪、名古屋等を轉々、カフエー女給とし て稼働、翁は、大正十五年十一月渡來、不 振、昭和十年十二月三名共謀し、亞細亞 中和通(三三)と共に鹿兒島市仲町大山 方に於て大島袖五反時價百圓相當を萬 引、送局せるも證據不充分にて不起訴 となる	犯罪	四月三十日、鹿兒島、淡路丸、

外 課 取 締 關 係

一七一

アンチモニー鎮に亞鉛は軍需必需品なる處、從來我國に於ける產出量僅少にして之が大部分は中華民國楊子江沿岸に産するものを英國「アーノルド」會社の手を経て輸入し居りたるも、近來同會社は我國に對する輸出量を制限しつゝある状態にあり、然るに最近大阪市北區堂島ビル内日本拓鑛株式會社の所有に係る廣島、高知兩縣下の廢鑛が亞鉛、アンチモニーの品位並

外議取締關係

一七二

に含有量に於て世界的に優秀なる富饒なること判明、其の事實が某新聞紙に掲載さるゝや在神戸英國領事館に於ては三月二十四日邦人通譯井上秀夫をして會社側の要人(兵庫縣下に居住)に對し電話並に直接訪問に依り種々鑛山事情を聴取し且會社設立趣意書の惠與、公募株の殘部ある場合には假令一、二株なりとも引受け度き希望を述べたる趣にして、兵庫縣當局に於ては趣意書贈與の拒絶及其の入手の防止を圖りたる上更に同會社株を外國公館筋に入手せしむるに於ては株主總會其他各種の機會に於て會社の内容延ては國防上の重要資源の機密漏洩の虞あるを以て其の入手を絶對防止するの必要ありと認め種々手段を講じたり。尙前記井上秀夫の言に依れば、駐日英國大使館より在本邦各地の領事館に對し本邦に於けるアンチモニー、亞鉛等軍需必需品の資源調査を嚴命し來れる趣にして時局柄特に留意を要するものありと認めらる。

二、帝都叛亂事變に際する外國諜報機關の活動並其の取締狀況(其の一)

本件に關しては前月號所載の通りなるが、其の中蘇聯邦大使館關係客疑邦人に就いては其の後取調の結果諜報活動の事實愈々明瞭となり、警視廳に於ては四月一日より同末日迄に更に關係者十名の檢舉を續行し軍機保護法及治安維持法違反として引續き取調中にあり。而して本件關係檢舉人員は現在次の如し

蘇聯邦關係檢舉者

通計 三〇名

其の他被檢舉者

通計 四名(内外國人一名)

總計 三四名

三、國情調査客疑照會調 (昭和十一年四月中)

照會月日	照會者	被照會者	照會内容	申報廳府縣	摘要
三、一〇	ドイツ、ブレイメン航海學校、カール、ダブリュー、エーレル、デイング	長崎、神戸税關	長崎、神戸港に關する各種文獻	兵庫、長崎	公表の範圍内に於て回答
三、二七	印度ボンベイオドガデ街國民化學製品會社	高山、山崎化學陶器株式會社	ボンフ製造の有無等	京都	不回答
三、三〇	米國ニュージャージー州ニユ市立圖書館	下關、津、栃木、高岡、敦賀、豐橋、旭川、山形、各商工會議所	各都市に於ける經濟、産業其他の要覽	三重、栃木、山口、富山、福井、愛知、山形	〃
三、三一	在横濱和蘭領事館	横濱、税關	昭和十年中に於ける横濱港輸出入の硫酸、硝酸、塩酸、ソーダ等の數量、價格、國別等	神奈川	〃
四、四	東京セールスワン商會	名古屋、市役所	名古屋、市に於ける人口、市債、市稅收入、稅外收入等	愛知	〃
四、四	アフリカ、モンバサ郵便局、ゼサラトハリバイモデイ商會	横濱、商工會議所	ボタン及靴類の製造工場並貿易業者	神奈川	〃
四、四	パレスチナテルアヴィヴ兄弟商會	横濱、商工會議所	眼鏡類、ゴム製品製造業者並貿易業者	神奈川	〃
四、四	南米エクアドルキート郵便局、リベシヤ商會	横濱、商工會議所	脂肪苛性ソーダ、硫酸ソーダ、ソーダ、珪酸塩等の製造業者並貿易業者	神奈川	〃
四、四	南米ベネズエラ共和國ガラスカ市、マヌエラ、デゴヤ商會	長崎、商工會議所	鐵製品其他の製造業輸出業者等	長崎	〃

外議取締關係

一七三

四、八	印度アーメダベツト、ジャダ ハイグト街 アイ、エム、ガンヂー兄弟商會	北海道釧路市 北東貿易株式會社	小麥、豌豆等の産出高物價表、 労働者の状況	北海道
四、八	和蘭ラエイ 國際統計學會	名古屋役所 廣島市役所	面積、住宅、電氣、瓦斯、水道、 人口動態、下水、廢棄物處理等各 般に互に詳細なる統計	愛知、廣島
四、八	駐長崎米國領事館	長崎商工會議所	日本に於ける航空輸送會社の 所在地、社名其他	長崎
四、一〇	土耳其イスタンブール政府御 用商人 ド、エイチ、ベレツケツター	大阪、長崎 商工會議所	一般軍需品、潜水艦の製造工 場の紹介並専門技師の派遣等	大阪、長崎
四、一〇	紐育商工會議所	室蘭商工會議所	商工會議所にて蒐集したる各 種統計表及各種風景圖等	北海道
四、一三	西班牙國バルセロナ市クリス チナ町 アーネストエスカラス商會	横濱商工會議所	藥化學製品並に染料製造工場 の一覽表	神奈川

社會運動の國際的連絡關係

北米方面よりの邦文左翼出版物に依る宣傳

昭和十一年四月中海外(北米方面)より送付に係る左翼運動關係出版物並宣傳通信中重要な事例を列擧すれば次の如し。

發見月日	發送者	送付先	事	例
四月十一日	桑港市マールケット街 南加プロ文化同盟	札幌、釧路、函館各刑 務所在監中の志賀義 雄、船本和夫外三名	日本共產黨を支持禮讃し非轉向者を賞揚激勵する挨拶文の郵送越あり。札 幌逓信局に於て發見し郵便法違反として所轄検事局に告發せられたり。	
四月五日	シヤトル市第一ア ヴェニユー一九一五 番 志北米航路乗組海員有	京都府 舞鶴共立會	一、黨分裂者を一掃せよ 二、黨分裂者を粉砕せよ 三、黨分裂者を粉砕せよ 四、日本海員大衆諸君! 右四種の宣傳印刷物の郵送越あり一、二、三は逓信省外國郵便課に於て郵 便禁制品として處分せり。四は逓信省外國郵便課に於て郵 「用意はよいのか」と題する國際通信パンフレット昭和十一年二月二十五 日發行を郵送越せり。	
四月中旬	ロスアンゼルス	大阪府下左翼労働組 合		

情報其の他

一、ソ聯邦汽船の不開港寄港事件

ソ聯邦汽船「スウィーチャン」號及「ドヴィナ」號の不開港寄港事件の狀況に關しては前月號所載の通なるが、三月三十一日船
舶法第三條違反として兩船長の送局を見、四月十四日起訴、同二十三日青森區裁判所に於て罰金千五百圓、船體沒收の檢事
求刑に對し區裁判所は假法華灣不法寄港の事實を認め、三瓶灣寄港は上級機關の指令により寄港したるものにして、船長に
情報其の他

犯意なしとして其罪を認定し、結局「スウィーチャン」號船長に對し罰金千圓の判決あり、檢事控訴なく刑の確定を見、船長は五月二日控訴費用罰金計千五百六圓を納付したるを以て、六日午前十一時四十分「スウィーチャン」號を出航せしめたり。

本件に關し屢次行はれたる司法警察官、檢事の取調に徴するも、三厓灣不法寄港の犯意は之を認定するに難からざるものあり、特に國營船舶部が被告人との間に意思を通じ被告人をして津輕要塞地帯の偵察を爲さしめたりと認めらるゝ資料なきに非ず、然るに今日この判決を見たるは洵に遺憾とする處なり。

然りと雖も、之を司法處分の結果のみに止め放置するに於ては、將來の取締上支障あるのみならず、我國々防上由々敷き事を惹起するの虞なきを保し難きを以て當方取調の結果に基き、左記諸點を指摘し、ソ聯側と嚴重折衝の上陳謝せしむる様外交交渉方外務省宛照會し置けり。

記

一、三月十七日未だ「スウィーチャン」號が青森縣尻火岬沖合航行中浦塩に於ては、既に不開港たる三厓を殊更に入港豫定地として、我方に交渉を開始したるは如何なる意圖に基くものなりや。

二、當時の状況より、技術上最も適當とされ且つソ聯邦領事館の所在地たる函館を何故に指定せず、その所在すら判明せず且つ船長機關士等の陳述によるも技術的にも寄港指定の理由全く理

解し得ずとする三厓入港を指定したるや。

三、我方より何等許可を取付けざるに不拘、在浦塩國營船舶部業務部長代理「ヨールキン」は兩船に對し三厓入港の許可を得たりと指令し、石炭荷役の許可を得たりと船長宛打電したる不法事實。

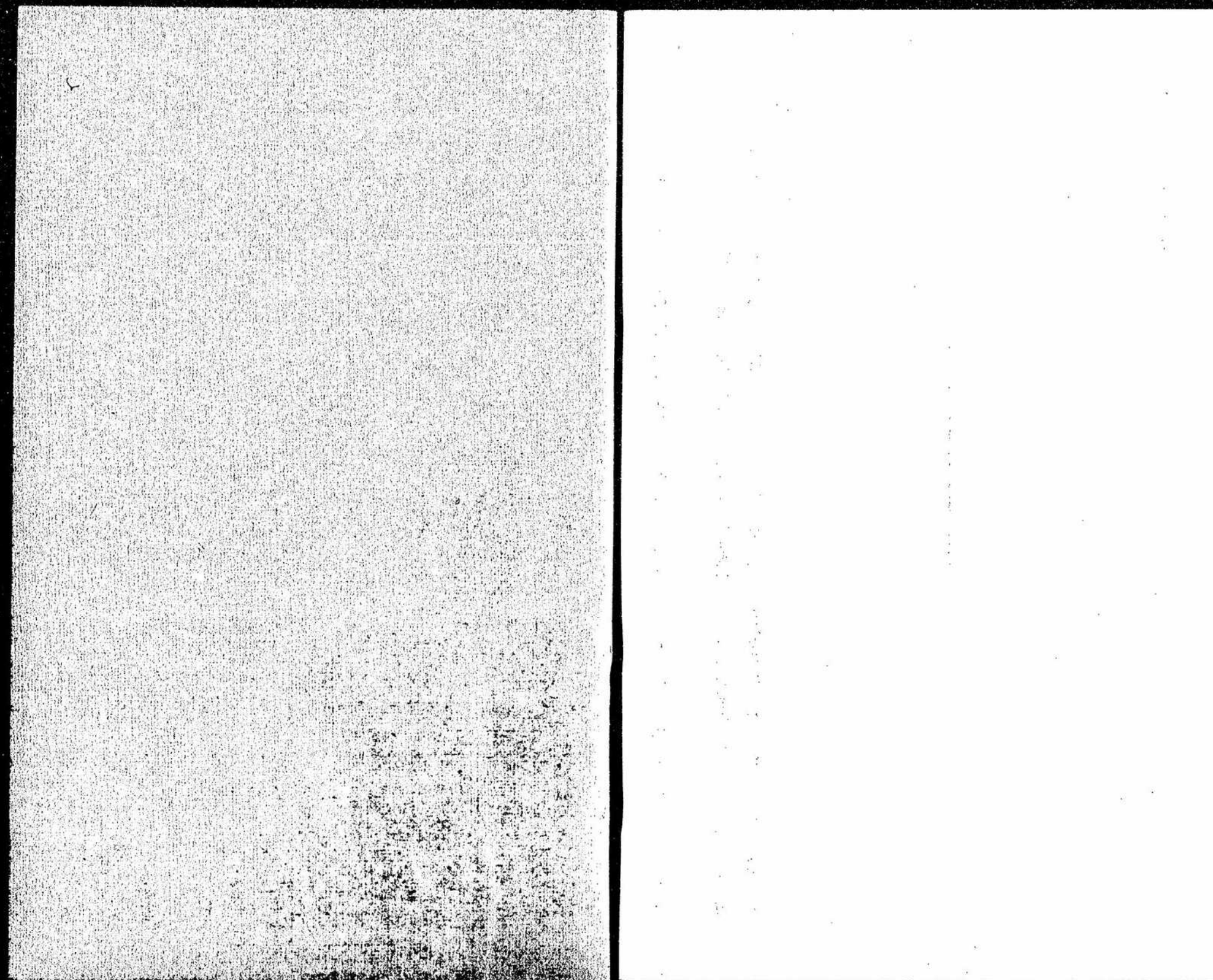
四、外交全權「チーホノフ」は三厓を知らずと稱し居る趣なれど、當方の取調によれば本名は函館在任中三厓に遊びたる事實あり、現に本名と同行せる證人も現存す。

二、上海、浦塩間定期航路の増船計畫

上海——浦塩間の直航定期航路は昭和七年三月より開始せられ「セーヴェル」號（三、五〇〇噸級貨客船）之に當り居りた

る處、情報によれば、ソ聯當局は今後「ハムロフスク」號（セ號と同型）をも併用し、兩地間航路の充實を計畫し居る由なり。

現在に於ても同航路利用の乗客は極めて僅少にして、當局が採算を無視し居るは明瞭なる處、更に一船を増加するは如何なる意圖に基くや不明なるも、本航路は從來とも邦人主義者等により利用せられたるの事例少なからず、將來特に注意の要ありと認めらる。



昭和十一年五月二十日發行